

新（表紙）



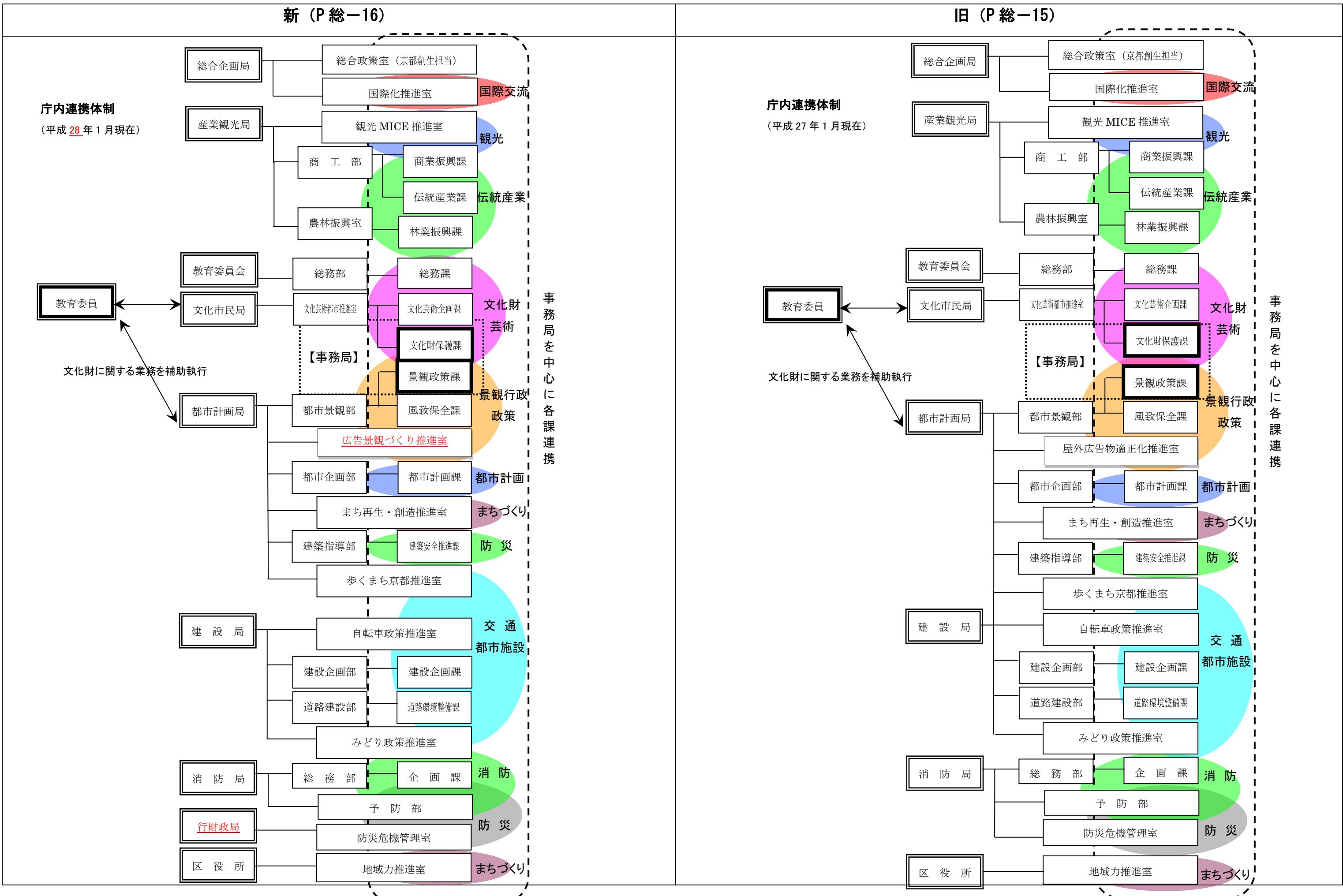
旧（表紙）



新（P総一3）	旧（P総一3）
<p>る京都らしさをいかした個性ある多様な空間の創出等を図ることとしている。</p> <p>さらに、地域が都市計画マスターplanの都市計画の方針に沿って検討した、地域の「将来像」と「まちづくりの方針」を地域のまちづくりの状況に応じ、都市計画マスターplanに順次位置付けることができる仕組みを取り入れている。</p>	<p>る京都らしさをいかした個性ある多様な空間の創出等を図ることとしている。</p> <p>さらに、地域が都市計画マスターplanの都市計画の方針に沿って検討した、地域の「将来像」と「まちづくりの方針」を地域のまちづくりの状況に応じ、都市計画マスターplanに順次位置付けることができる仕組みを取り入れている。</p>
<p>ウ 景観に関する計画<京都市景観計画></p>	<p>ウ 景観に関する計画<京都市景観計画></p>
<p>京都市景観計画は、京都市基本構想に示す「保全・再生・創造」を基本とした景観形成を、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮した良好な景観の形成を図るため、景観計画区域内における良好な景観の形成のための行為の制限や自然・歴史的景観の保全に関する方針、市街地の良好な景観の保全・創出に関する方針などを盛り込んだ総合的な景観マスターplanである。</p>	<p>京都市景観計画は、京都市基本構想に示す「保全・再生・創造」を基本とした景観形成を、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮した良好な景観の形成を図るため、景観計画区域内における良好な景観の形成のための行為の制限や自然・歴史的景観の保全に関する方針、市街地の良好な景観の保全・創出に関する方針などを盛り込んだ総合的な景観マスターplanである。</p>
<p>京都市における景観計画は、平成16年（2004）に制定された我が国初の景観に関する総合的な法律である景観法の制定を受け、これを積極的に活用するため、平成17年に、これまで取組んできた景観施策を景観法の枠組みに移行し、策定した。</p>	<p>京都市における景観計画は、平成16年（2004）に制定された我が国初の景観に関する総合的な法律である景観法の制定を受け、これを積極的に活用するため、平成17年に、これまで取組んできた景観施策を景観法の枠組みに移行し、策定した。</p>
<p>更には、50年後、100年後の京都の将来を見据え、それまでの景観施策・制度の見直しを図り、景観制度を再編、拡充するため、平成17年7月に設置した「時を超える輝く京都の景観づくり審議会」から受けた答申を踏まえ、「新景観政策」として5つの基本方針を掲げ、地域別の方針や区域の拡大等を盛り込んだ計画の変更を平成19年9月に行い、京都の景観形成を進める具体的指針としている。平成23年4月には、「新景観政策」の基本的な枠組みは維持しつつ、進化させた。</p>	<p>更には、50年後、100年後の京都の将来を見据え、それまでの景観施策・制度の見直しを図り、景観制度を再編、拡充するため、平成17年7月に設置した「時を超える輝く京都の景観づくり審議会」から受けた答申を踏まえ、「新景観政策」として5つの基本方針を掲げ、地域別の方針や区域の拡大等を盛り込んだ計画の変更を平成19年9月に行い、京都の景観形成を進める具体的指針としている。平成23年4月には、「新景観政策」の基本的な枠組みは維持しつつ、進化させている。</p>
<p>『5つの基本方針』</p> <ul style="list-style-type: none"> ① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成 ② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成 ③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成 ④ 都市の活力を生み出す景観形成 ⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成 	<p>『5つの基本方針』</p> <ul style="list-style-type: none"> ① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成 ② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成 ③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成 ④ 都市の活力を生み出す景観形成 ⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成
<p>平成24年2月には、岡崎地域活性化ビジョンの実現に伴う変更を行った。「京都岡崎の文化的景観」を重要文化的景観に選定するよう国へ申出を行うため、文化的景観として位置付け、また先斗町地域の特性に応じたよりきめ細かな景観の保全及び創出を図ること等を目的として、先斗町地域を「先斗町界隈景観整備地区」に指定する変更を、平成27年4月に行った。平成27年12月には京都駅周辺における地域地区の見直しに伴う変更を行った。</p>	
<p>エ 文化に関する計画<京都文化芸術都市創生計画></p>	<p>エ 文化に関する計画<京都文化芸術都市創生計画></p>
<p>京都市では、京都の優れた文化や美しい景観を、保存、再生、創造、更には国内外に発信する京都創生の取組を進めるとともに、その文化面の取組として、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざして、平成</p>	<p>京都市では、京都の優れた文化や美しい景観を、保存、再生、創造、更には国内外に発信する京都創生の取組を進めるとともに、その文化面の取組として、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざして、平成</p>

新(P総-8)	旧(P総-8)
H 23. 8. 3 1 : 京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取	H 23. 8. 3 1 : 京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取
H 23. 10. 2 5 : 京都市美観風致審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取	H 23. 10. 2 5 : 京都市美観風致審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取
H 23. 12. 1 4 : 平成23年度第1回京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取	H 23. 12. 1 4 : 平成23年度第1回京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取
H 23. 12. 2 6 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請（第3回変更）	H 23. 12. 2 6 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請（第3回変更）
H 24. 2. 1 4 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定（第3回変更）	H 24. 2. 1 4 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定（第3回変更）
H 24. 2. 2 4 : 京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る意見聴取	H 24. 2. 2 4 : 京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る意見聴取
H 24. 3. 1 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る報告	H 24. 3. 1 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る報告
H 24. 3. 8 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請（第4回変更）	H 24. 3. 8 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請（第4回変更）
H 24. 3. 3 0 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定（第4回変更）	H 24. 3. 3 0 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定（第4回変更）
H 25. 2. 2 1 : 京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第5回変更内容に係る意見聴取	H 25. 2. 2 1 : 京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第5回変更内容に係る意見聴取
H 25. 3. 5 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第5回変更内容に係る報告	H 25. 3. 5 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第5回変更内容に係る報告
H 25. 3. 5 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請（第5回変更）	H 25. 3. 5 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請（第5回変更）
H 25. 3. 2 9 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定（第5回変更）	H 25. 3. 2 9 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定（第5回変更）
H 26. 2. 2 1 : 京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第6回変更内容に係る意見聴取	H 26. 2. 2 1 : 京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第6回変更内容に係る意見聴取
H 26. 2. 2 6 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第6回変更内容に係る報告	H 26. 2. 2 6 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第6回変更内容に係る報告
H 26. 3. 1 4 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請（第6回変更）	H 26. 3. 1 4 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請（第6回変更）
H 26. 3. 3 1 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定（第6回変更）	H 26. 3. 3 1 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定（第6回変更）
<u>H 27. 2. 1 8 : 京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第7回変更内容に係る意見聴取</u>	
<u>H 27. 2. 2 4 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第7回変更内容に係る報告</u>	

新（P 総-9）	旧（P ）
<p><u>H 2 7 . 3 . 1 0 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請（第 7 回変更）</u></p> <p><u>H 2 7 . 3 . 3 1 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定（第 7 回変更）</u></p> <p><u>H 2 8 . 2 . 2 2 : 京都市文化財保護審議会の報告</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>「京都市歴史的風致維持向上計画」の第 8 回変更内容に係る報告</u></p> <p><u>H 2 8 . 2 . 2 9 : 京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>「京都市歴史的風致維持向上計画」の第 8 回変更内容に係る意見</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>聴取</u></p> <p><u>H 2 8 . 3 . 1 7 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請（第 8 回変更）</u></p> <p><u>H 2 8 . 3 . 3 1 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定（第 8 回変更）</u></p>	



新 (P1-36)	旧 (P1-36)
<p>冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・花灯路」事業を平成15年3月から開催している。</p> <p>京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1、中高年女性、リピーターということができる。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。</p> <p>外国から多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。</p> <p>(5) 文化財の分布</p> <p>ア 京都市の重要文化財建造物等の概要（別表1）（平成<u>28</u>年1月現在）</p> <p>京都市内には、<u>208</u>件の建造物が国指定重要文化財（建造物）として指定され、そのうち42件が国宝に指定されている。重要文化財（建造物）の約85%を占める<u>172</u>件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができる。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。</p> <p>一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物（近代洋風建築7件、近代和風建築4件）が指定されている。</p> <p>記念物では、<u>58</u>件の史跡（うち3件が特別史跡）、<u>50</u>件の名勝（うち12件が特別名勝）、7件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉾29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。</p> <p>また、昭和51年に産寧坂地区、祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その後、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。</p>	<p>冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・花灯路」事業を平成15年3月から開催している。</p> <p>京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1、中高年女性、リピーターということができる。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。</p> <p>外国から多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。</p> <p>(5) 文化財の分布</p> <p>ア 京都市の重要文化財建造物等の概要（別表1）（平成<u>27</u>年1月現在）</p> <p>京都市内には、<u>210</u>件の建造物が国指定重要文化財（建造物）として指定され、そのうち42件が国宝に指定されている。重要文化財（建造物）の約85%を占める<u>174</u>件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができる。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。</p> <p>一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物（近代洋風建築7件、近代和風建築4件）が指定されている。</p> <p>記念物では、<u>54</u>件の史跡（うち3件が特別史跡）、<u>38</u>件の名勝（うち12件が特別名勝）、7件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉾29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。</p> <p>また、昭和51年に産寧坂地区、祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その後、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。</p>

新 (P1-38)	旧 (P1-38)
<p>イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要（別表2）（平成<u>28</u>年1月現在）</p> <p>昭和56年（1981），京都府及び京都市は，京都府文化財保護条例，京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき，国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い，保護措置を図っている。</p> <p>京都府文化財保護条例に基づき，京都市内において，府指定有形文化財（建造物）49件，府登録有形文化財（建造物）8件，府指定史跡<u>3</u>件，府指定名勝1件，府指定天然記念物2件，文化財環境保全地区1件，府指定無形民俗文化財1件，<u>府登録無形民俗文化財</u>2件が指定・登録されている。</p> <p>また，京都市文化財保護条例に基づき，市指定有形文化財（建造物）<u>68</u>件，市登録文化財（建造物）25件，市指定史跡16件，市登録文化財（史跡）12件，市指定名勝<u>30</u>件，<u>市登録名勝地</u>3件，市指定天然記念物25件，市登録天然記念物10件，市指定有形民俗文化財7件，市登録有形民俗文化財3件，文化財環境保全地区10件，市登録無形民俗文化財<u>54</u>件が指定・登録されている。</p> <p>この他，平成8年（1996）に施行された国の文化財登録制度に基づき，市内において登録有形文化財（建造物）<u>349</u>件※が登録されている。</p> <p>京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも，文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており，近代化遺産調査，近代和風建築調査，町家調査などを実施して，積極的に保護措置を進めることを行っている。</p> <p>※国の登録有形文化財（建造物）の件数は原則として1棟1件という国の考え方により計上している。</p>	<p>イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要（別表2）（平成<u>27</u>年1月現在）</p> <p>昭和56年（1981），京都府及び京都市は，京都府文化財保護条例，京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき，国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い，保護措置を図っている。</p> <p>京都府文化財保護条例に基づき，京都市内において，府指定有形文化財（建造物）49件，府登録文化財（建造物）8件，府指定史跡<u>4</u>件，府指定名勝1件，府指定天然記念物2件，文化財環境保全地区1件，府指定無形民俗文化財<u>4</u>件，<u>府登録文化財（無形民俗文化財）</u>2件が指定・登録されている。</p> <p>また，京都市文化財保護条例に基づき，市指定有形文化財（建造物）<u>71</u>件，市登録文化財（建造物）25件，市指定史跡16件，市登録文化財（史跡）12件，市指定名勝<u>28</u>件，<u>市登録文化財（名勝地）</u>3件，市指定天然記念物25件，市登録文化財（動物，植物，地質鉱物）10件，市指定有形民俗文化財7件，市登録有形民俗文化財3件，文化財環境保全地区10件，市登録無形民俗文化財<u>52</u>件が指定・登録されている。</p> <p>この他，平成8年（1996）に施行された国の文化財登録制度に基づき，市内において登録有形文化財（建造物）<u>317</u>件※が登録されている。</p> <p>京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも，文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており，近代化遺産調査，近代和風建築調査，町家調査などを実施して，積極的に保護措置を進めることを行っている。</p> <p>※国の登録有形文化財（建造物）の件数は原則として1棟1件という国の考え方により計上している。</p>

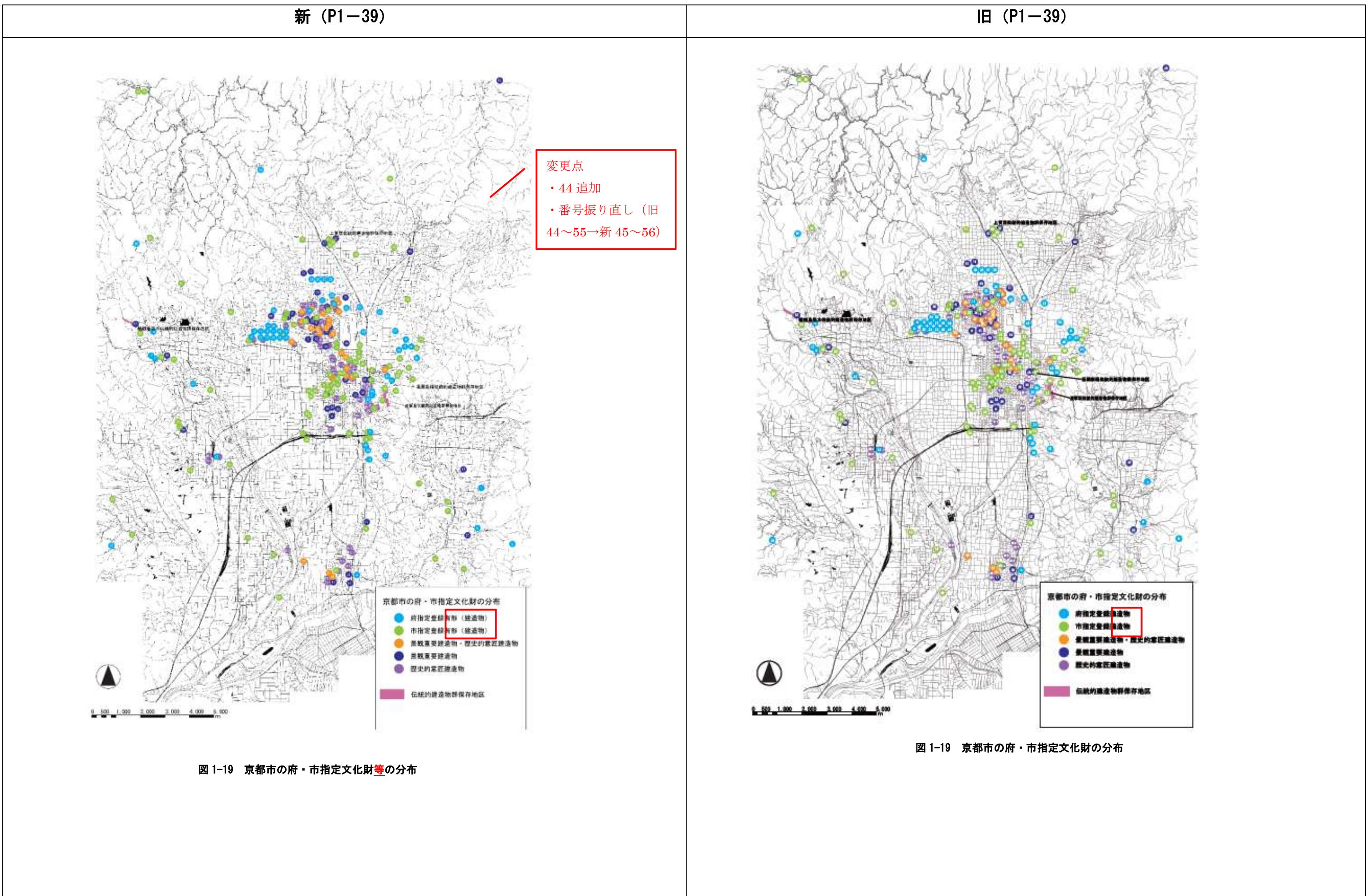
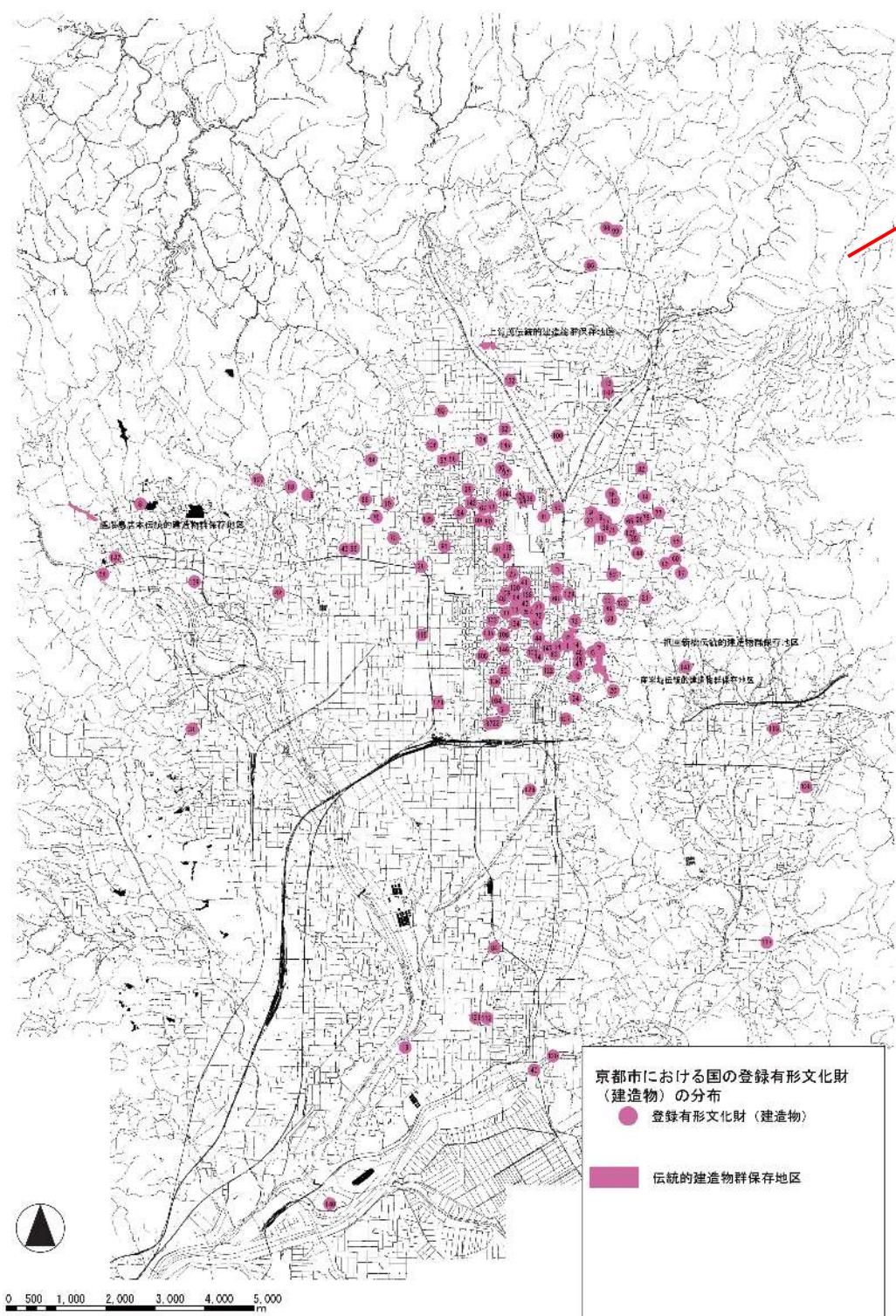


図 1-19 京都市の府・市指定文化財等の分布

図 1-19 京都市の府・市指定文化財の分布

新 (P1-40)



旧 (P1-40)

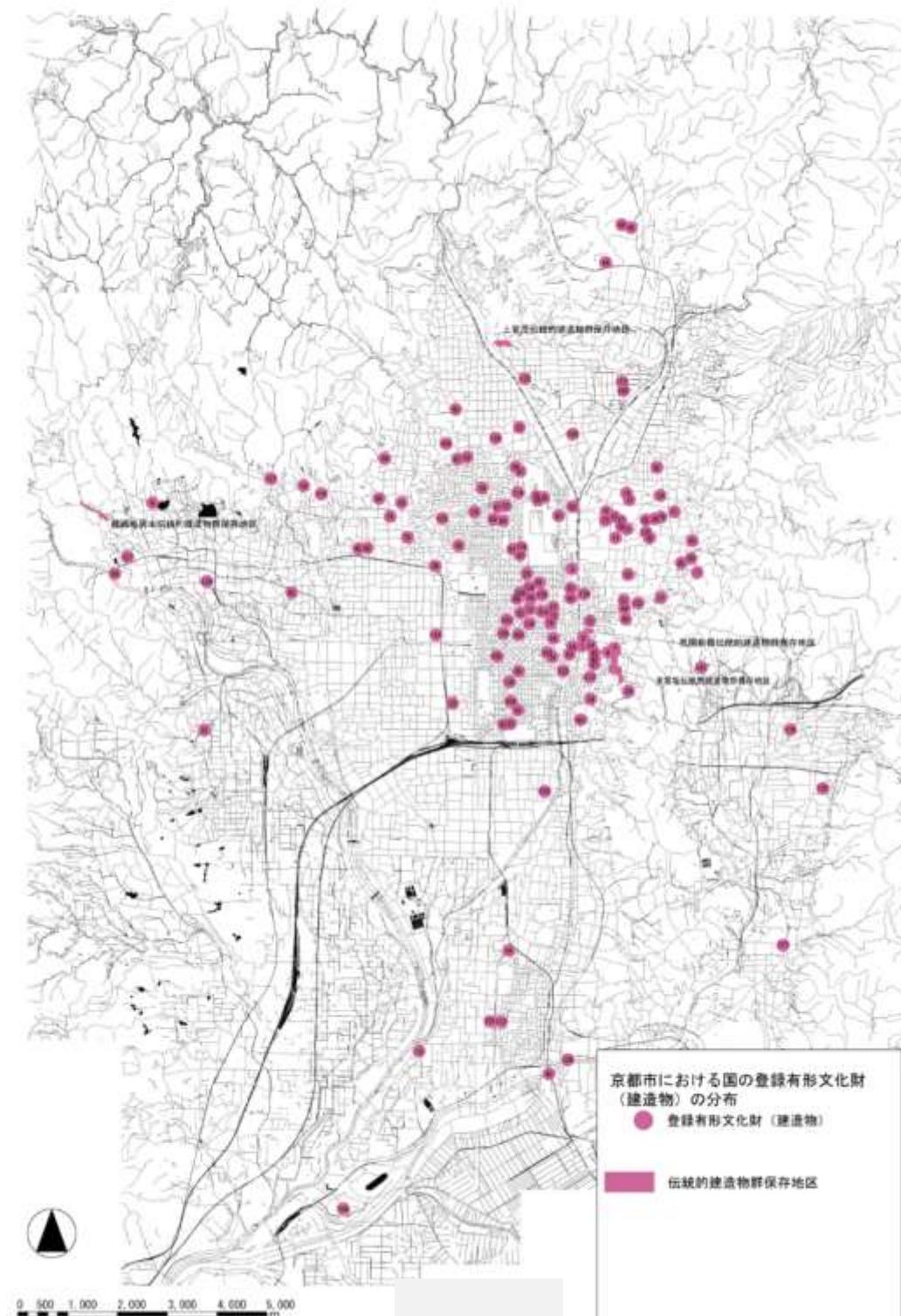


図 1-20 京都市における国の登録有形文化財（建造物）の分布

図 1-20 京都市における国の登録有形文化財（建造物）の分布

新 (P3-9)

この改正では、美観地区の種別を2種から5種に拡充するとともに、京都市独自の取組みとして、町並みの保全・整備を図る地区指定制度を創設した。一つは、まとまりのある街区を単位として、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的とする「歴史的景観保全修景地区」の制度で、もう一つは、歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図る「界わい景観整備地区」の制度である。これらの地区指定制度により地域の景観特性や生活文化に応じた保全・再生・整備を図った。

これらの地区は、平成19年（2007）以降、京都市独自の条例から、景観法に基づく景観地区の認定制度に移行し景観の保全を図っている。平成27年1月現在、3地区を歴史的景観保全修景地区に、8地区を界わい景観整備地区に指定している。

歴史的景観保全修景地区の面積

名称	面積(ha)
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 1.8
祇園町南歴史的景観保全修景地区	約 10.2
かみのきょうこかわ 上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1
合計	約 14.1

界わい景観整備地区の面積

名称	面積(ha)
伏見南浜界わい景観整備地区	約 25.0
三条通界わい景観整備地区	約 7.0
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 22.0
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37.0
上京北野界わい景観整備地区	約 9.0
西京極原界わい景観整備地区	約 18.0
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 26.5
先斗町界わい景観整備地区	約 2.1
合計	約 146.6

写真3-13 伏見南浜地区
(界わい景観整備地区)写真3-14 三条通地区
(界わい景観整備地区)写真3-15 先斗町地区
(界わい景観整備地区)

旧 (P3-9)

この改正では、美観地区の種別を2種から5種に拡充するとともに、京都市独自の取組みとして、町並みの保全・整備を図る地区指定制度を創設した。一つは、まとまりのある街区を単位として、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的とする「歴史的景観保全修景地区」の制度で、もう一つは、歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図る「界わい景観整備地区」の制度である。これらの地区指定制度により地域の景観特性や生活文化に応じた保全・再生・整備を図った。

これらの地区は、平成19年（2007）以降、京都市独自の条例から、景観法に基づく景観地区の認定制度に移行し景観の保全を図っている。平成27年1月現在、3地区を歴史的景観保全修景地区に、8地区を界わい景観整備地区に指定している。

歴史的景観保全修景地区の面積

名称	面積(ha)
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 1.8
祇園町南歴史的景観保全修景地区	約 10.2
かみのきょうこかわ 上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1
合計	約 14.1

界わい景観整備地区の面積

名称	面積(ha)
伏見南浜界わい景観整備地区	約 25.0
三条通界わい景観整備地区	約 7.0
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 22.0
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37.0
上京北野界わい景観整備地区	約 9.0
西京極原界わい景観整備地区	約 18.0
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 26.5
合計	約 144.5

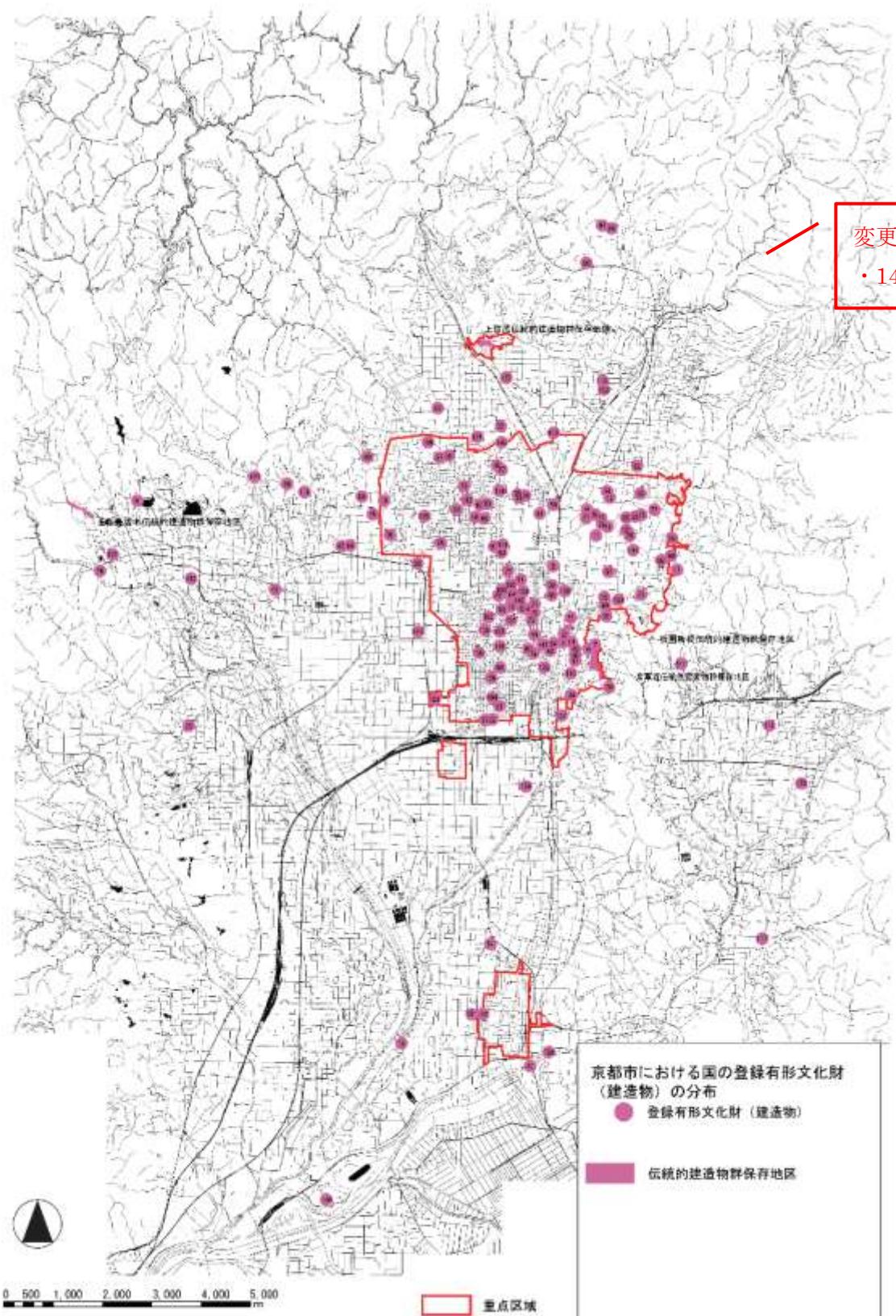
写真3-13 上京小川地区
(歴史的景観保全修景地区)写真3-14 伏見南浜地区
(界わい景観整備地区)写真3-15 三条通地区
(界わい景観整備地区)

新 (P3-30)	旧 (P3-30)
<p>(2) 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>ア 歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。 イ 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進する。 ウ 地域力によるまちづくりを推進する。 エ 自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを推進する。 オ 人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進する。 カ 文化芸術を活かしたまちづくりを推進する。 キ 伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。</p> </div>	<p>(2) 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>ア 歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。 イ 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進する。 ウ 地域力によるまちづくりを推進する。 エ 自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを推進する。 オ 人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進する。 カ 文化芸術を活かしたまちづくりを推進する。 キ 伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。</p> </div>
<p>(3) 実現のための方策</p> <p>ア 歴史的建造物等に対する既存の保全制度や取組の継続・拡充</p> <p>京都は、わが国のみならず世界を代表する歴史都市であり、それを構成する世界文化遺産をはじめとする様々な歴史的建造物や史跡名勝、更には、群をなす優れた伝統的建造物など、市内に点在する歴史遺産を積極的に保存し、活用を図る。</p> <p>また、これら歴史遺産の周辺には、京町家をはじめとする歴史的建造物が点在し、風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生を図る。</p> <p>これまで、文化財の指定・登録をしているものについては、文化財保護法及び京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、京都府近代和風建築総合調査・京町家まちづくり調査、大学との連携による未指定文化財庭園の調査などにより把握が期待される未指定文化財の指定・登録を推進する。また、京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し、維持・継承、活用を図る取組を推進する。</p> <p>歴史遺産の周辺にある歴史的建造物については、京都市独自の歴史的景観保全修景地区及び界わい景観整備地区の両制度や街なみ環境整備事業制度の活用、京都市独自の指定制度である歴史的意匠建造物や景観重要建造物の指定により、京町家などの伝統的な建造物による町並みの保全・整備を推進してきたが、これまでの取組を歴史まちづくりの一環として捉え、更なる歴史的建造物の保全・整備を推進する。</p> <p>また、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していくたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組づくりの検討などを図る。</p> <p style="color: red;"><u>加えて、京都のまちの歴史・文化の象徴として、京都の景観を形成する上で重要な構成要素である寺社及び近代建築物等について、景観重要建造物や歴史的風致形</u></p>	<p>(3) 実現のための方策</p> <p>ア 歴史的建造物等に対する既存の保全制度や取組の継続・拡充</p> <p>京都は、わが国のみならず世界を代表する歴史都市であり、それを構成する世界文化遺産をはじめとする様々な歴史的建造物や史跡名勝、更には、群をなす優れた伝統的建造物など、市内に点在する歴史遺産を積極的に保存し、活用を図る。</p> <p>また、これら歴史遺産の周辺には、京町家をはじめとする歴史的建造物が点在し、風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生を図る。</p> <p>これまで、文化財の指定・登録をしているものについては、文化財保護法及び京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、京都府近代和風建築総合調査・京町家まちづくり調査、大学との連携による未指定文化財庭園の調査などにより把握が期待される未指定文化財の指定・登録を推進する。また、京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し、維持・継承、活用を図る取組を推進する。</p> <p>歴史遺産の周辺にある歴史的建造物については、京都市独自の歴史的景観保全修景地区及び界わい景観整備地区の両制度や街なみ環境整備事業制度の活用、京都市独自の指定制度である歴史的意匠建造物や景観重要建造物の指定により、京町家などの伝統的な建造物による町並みの保全・整備を推進してきたが、これまでの取組を歴史まちづくりの一環として捉え、更なる歴史的建造物の保全・整備を推進する。</p> <p>また、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していくたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組づくりの検討などを図る。</p>

新（P3-31）	旧（P3-31）
<p style="color: red; text-decoration: underline;">成建造物の指定の対象に加え、これらの指定を積極的に推進するとともに、保全措置のための具体策の検討を行う。</p> <p>イ 景観の保全・再生施策や周辺環境の整備の推進</p> <p>(7) 景観の保全・再生施策の推進</p> <p>京都市では、『2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組』に述べてき たように、様々な手法を駆使して歴史都市・京都の町並みの保全・再生に取り組 んできた。とりわけ、これまでの景観政策を転換し、思い切った規制強化を含む 総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規 制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政 策を平成19年（2007）9月から実施している。平成23年度からは、「地域 景観づくり協議会」の認定制度などの地域の景観づくりに関する取組などにより、 景観政策を着実に推進し、歴史的風致の維持向上を図る。</p> <p>(4) 公共施設整備による周辺環境の整備</p> <p>歴史的風致を形成する重要な要素である道路や公園などの環境整備を図る。 具体的には、日本文化の象徴である歴史都市・京都を「電線のない美しいまち」 とするため、道路の無電柱化や美装化に取り組み、町並みと道路空間が一体とな った歴史的空間の環境整備を図る。併せて、歴史的風致と調和する道路空間のデ ザイン指針の検討などによる美しい道づくりや歴史的風致を紹介する案内標識の 整備、都市公園の整備など公共空間の整備を推進し、歴史的建造物等と一体とな った歴史的環境の向上を図るとともに、誰もがまちの美しさを実感できる「世界 一美しいまち・京都」の取組を推進する。</p> <p>(5) 周辺の町並みと調和する防災機能の向上</p> <p>歴史資産と周辺の町並みを一体的に守るため、市民の力、伝統に育まれた地域 力を生かして地域の自主防災活動の充実、歴史的な町並みの保全・再生、そして 防災機能の向上を図り、地域住民とともに防災まちづくりを推進する。</p> <p>ウ 地域で取り組むまちづくりの推進</p> <p>地域内の交流を促進し、生活文化を継承していくことが、京都固有の町並みやそ こで営まれる様々な活動を維持向上させる上でも重要である。そのためには、地域 コミュニティを活性化し、歴史や文化等の地域の特徴を活かした住民主体のまちづ くり活動を活発にする必要がある。</p> <p>これまでから京都市では、“いきいき元気な交流都心・新たな京町家街の創造” をスローガンに、職住共存地区を都心再生を図る先導地区として、地区計画制度を 活用して、住民自らが地域まちづくりビジョンを策定する取組を推進している。 併せて、景観整備機構に指定した公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター において、住民・企業・行政の主体的な取組と協働を推進するための住民による「地 域自治」を展望するセミナーの開催や相談事業など、人的ネットワークを活用しな がら景観・まちづくり活動の推進事業を行ってきている。</p>	<p>イ 景観の保全・再生施策や周辺環境の整備の推進</p> <p>(7) 景観の保全・再生施策の推進</p> <p>京都市では、『2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組』に述べてき たように、様々な手法を駆使して歴史都市・京都の町並みの保全・再生に取り組 んできた。とりわけ、これまでの景観政策を転換し、思い切った規制強化を含む 総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規 制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政 策を平成19年（2007）9月から実施している。平成23年度からは、「地域 景観づくり協議会」の認定制度などの地域の景観づくりに関する取組などにより、 景観政策を着実に推進し、歴史的風致の維持向上を図る。</p> <p>(4) 公共施設整備による周辺環境の整備</p> <p>歴史的風致を形成する重要な要素である道路や公園などの環境整備を図る。 具体的には、日本文化の象徴である歴史都市・京都を「電線のない美しいまち」 とするため、道路の無電柱化や美装化に取り組み、町並みと道路空間が一体とな った歴史的空間の環境整備を図る。併せて、歴史的風致と調和する道路空間のデ ザイン指針の検討などによる美しい道づくりや歴史的風致を紹介する案内標識の 整備、都市公園の整備など公共空間の整備を推進し、歴史的建造物等と一体とな った歴史的環境の向上を図るとともに、誰もがまちの美しさを実感できる「世界 一美しいまち・京都」の取組を推進する。</p> <p>(5) 周辺の町並みと調和する防災機能の向上</p> <p>歴史資産と周辺の町並みを一体的に守るため、市民の力、伝統に育まれた地域 力を生かして地域の自主防災活動の充実、歴史的な町並みの保全・再生、そして 防災機能の向上を図り、地域住民とともに防災まちづくりを推進する。</p> <p>ウ 地域で取り組むまちづくりの推進</p> <p>地域内の交流を促進し、生活文化を継承していくことが、京都固有の町並みやそ こで営まれる様々な活動を維持向上させる上でも重要である。そのためには、地域 コミュニティを活性化し、歴史や文化等の地域の特徴を活かした住民主体のまちづ くり活動を活発にする必要がある。</p> <p>これまでから京都市では、“いきいき元気な交流都心・新たな京町家街の創造” をスローガンに、職住共存地区を都心再生を図る先導地区として、地区計画制度を 活用して、住民自らが地域まちづくりビジョンを策定する取組を推進している。 併せて、景観整備機構に指定した公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター において、住民・企業・行政の主体的な取組と協働を推進するための住民による「地 域自治」を展望するセミナーの開催や相談事業など、人的ネットワークを活用しな がら景観・まちづくり活動の推進事業を行ってきている。</p>

新（P3-32）	旧（P3-32）
<p>今後もさらに、地域住民の協働によるきめ細かなまちづくりの実現に向けた取組に対して、財団法人京都市景観・まちづくりセンターと連携しながら、これらの取組の拡充を図り、地域における歴史まちづくりの取組を推進していく。</p> <p>活性化ビジョンが策定された岡崎地域では、関係主体により構成されるエリアマネジメント組織を設立するなど、官民多くの主体の連携によるまちづくりを推進する。また、京都の五花街の一つである先斗町では、地域住民等が主体となって特徴ある町並みを生かしたまちづくりが進められており、平成27年4月には「先斗町界わい景観整備地区」に指定し、地域の活動団体と連携を図りながら、先斗町の風情ある景観を維持及び向上させる取組を推進する。さらに、重要文化財「杉本家住宅」に隣接する膏薬辻子周辺の地域では、地域住民主体の歴史的な町並みを活かしたまちづくりに対する支援や、細街路に形成された町並みの保全手法の検討等を行う。</p>	<p>今後もさらに、地域住民の協働によるきめ細かなまちづくりの実現に向けた取組に対して、財団法人京都市景観・まちづくりセンターと連携しながら、これらの取組の拡充を図り、地域における歴史まちづくりの取組を推進していく。</p> <p>活性化ビジョンが策定された岡崎地域では、関係主体により構成されるエリアマネジメント組織を設立するなど、官民多くの主体の連携によるまちづくりを推進する。また、京都の五花街の一つである先斗町では、地域住民主体による特徴ある町並みを活かしたまちづくりが進められており、今後、地域住民との連携を図りながら、地区指定を見据えた町並みの保全・再生手法の検討や細街路に形成された町並みの保全手法の検討を行う。さらに、重要文化財「杉本家住宅」に隣接する膏薬辻子周辺の地域では、地域住民主体の歴史的な町並みを活かしたまちづくりに対する支援や、細街路に形成された町並みの保全手法の検討等を行う。</p>
<p>エ 豊かな自然を守り育てる取組の推進</p>	<p>エ 豊かな自然を守り育てる取組の推進</p>
<p>「木の文化」を育んできた三方の山々の保全・再生は、森林所有者をはじめ、市民・事業者など多様な主体が森林に関わりを持ち、積極的に利活用することにより実現される。そのため、環境モデル都市として国の選定を受けた本市が策定した「環境モデル都市行動計画」の中に示すシンボルプロジェクトの一つである「木の文化を大切にするまち・京都」の実現に向け、市民・事業者・行政が協力して、山紫水明の豊かな自然を守るとともに、山間地等の自然を守る取組を推進する。</p>	<p>「木の文化」を育んできた三方の山々の保全・再生は、森林所有者をはじめ、市民・事業者など多様な主体が森林に関わりを持ち、積極的に利活用することにより実現される。そのため、環境モデル都市として国の選定を受けた本市が策定した「環境モデル都市行動計画」の中に示すシンボルプロジェクトの一つである「木の文化を大切にするまち・京都」の実現に向け、市民・事業者・行政が協力して、山紫水明の豊かな自然を守るとともに、山間地等の自然を守る取組を推進する。</p>
<p>この取組の中で、市内産木材の利用を促進する「京の山柾人工房」、「みやこ柾木」事業の推進、間伐材のガードレール等への活用、そして公共施設の木造化の率先的推進を目指すとともに、公共建築物での利用の拡大により、民間建築物における市内産木材の利用促進の誘導を掲げており、積極的に公共施設等へ市内産木材の活用を図っていく。併せて、市内産木材を京町家などの歴史的建築物や工芸、伝統祭事に地域産木材を利用する地産地消の仕組を構築するとともに、市民が森林や木材に親しむなどの森林と都市の新たな関係作りを目指している。</p>	<p>この取組の中で、市内産木材の利用を促進する「京の山柾人工房」、「みやこ柾木」事業の推進、間伐材のガードレール等への活用、そして公共施設の木造化の率先的推進を目指すとともに、公共建築物での利用の拡大により、民間建築物における市内産木材の利用促進の誘導を掲げており、積極的に公共施設等へ市内産木材の活用を図っていく。併せて、市内産木材を京町家などの歴史的建築物や工芸、伝統祭事に地域産木材を利用する地産地消の仕組を構築するとともに、市民が森林や木材に親しむなどの森林と都市の新たな関係作りを目指している。</p>
<p>また、この取組の一つとして、三山の森林林相のあるべき方向性を明確にした、三山森林景観保全・再生ガイドラインを作成し、市民が三山の森林において、積極的な森林景観保全・再生活動に取り組む際の指針として、また、樹種の変更や伐採、植樹等の森林の現状変更行為の規制と誘導に係る指針として、更には歴史的風土特別保存地区買入地等の京都市所有地での維持管理のアクションプランとして活用を図っていく。</p>	<p>また、この取組の一つとして、三山の森林林相のあるべき方向性を明確にした、三山森林景観保全・再生ガイドラインを作成し、市民が三山の森林において、積極的な森林景観保全・再生活動に取り組む際の指針として、また、樹種の変更や伐採、植樹等の森林の現状変更行為の規制と誘導に係る指針として、更には歴史的風土特別保存地区買入地等の京都市所有地での維持管理のアクションプランとして活用を図っていく。</p>
<p>オ 「歩くまち・京都」の取組の推進</p>	<p>オ 「歩くまち・京都」の取組の推進</p>
<p>歴史的風致をとりまく市街地環境の保全を図るため、ゆったりと歴史や伝統を感じることができ、歩く魅力のあるまちづくりの推進を図る。</p>	<p>歴史的風致をとりまく市街地環境の保全を図るため、ゆったりと歴史や伝統を感じることができ、歩く魅力のあるまちづくりの推進を図る。</p>
<p>その取組として、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、都心地域における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、地球温暖化対策や景観保全の観点も踏まえ、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。</p>	<p>その取組として、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、都心地域における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、地球温暖化対策や景観保全の観点も踏まえ、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。</p>
<p>具体的には、京都の活力と魅力が凝縮された歴史的都心地区（四条通、河原町通、</p>	

新 (P4-7)



旧 (P4-7)

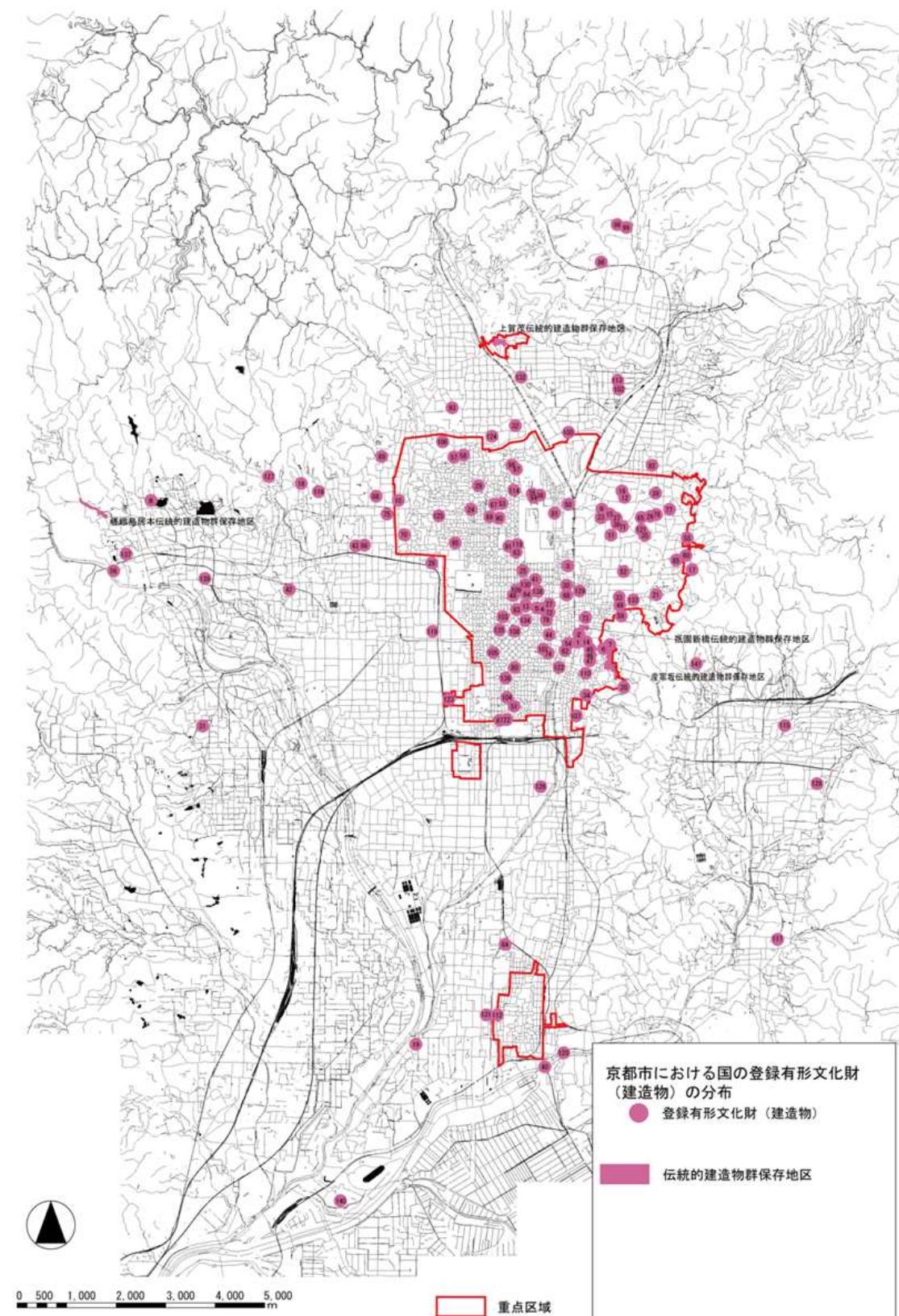


図 4-3 「国の登録有形文化財（建造物）の分布」と重点区域

図 4-3 「国の登録有形文化財（建造物）の分布」と重点区域

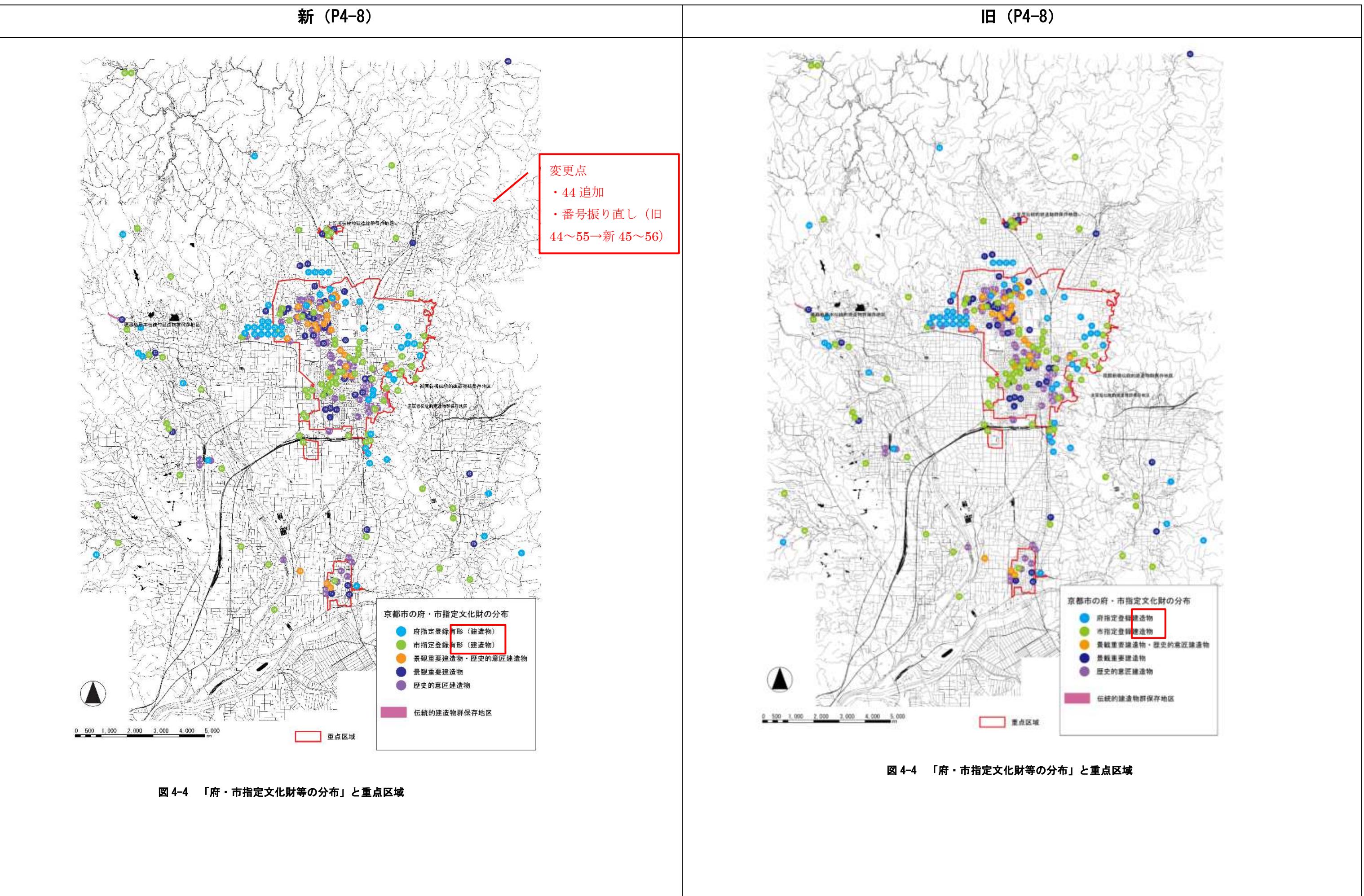
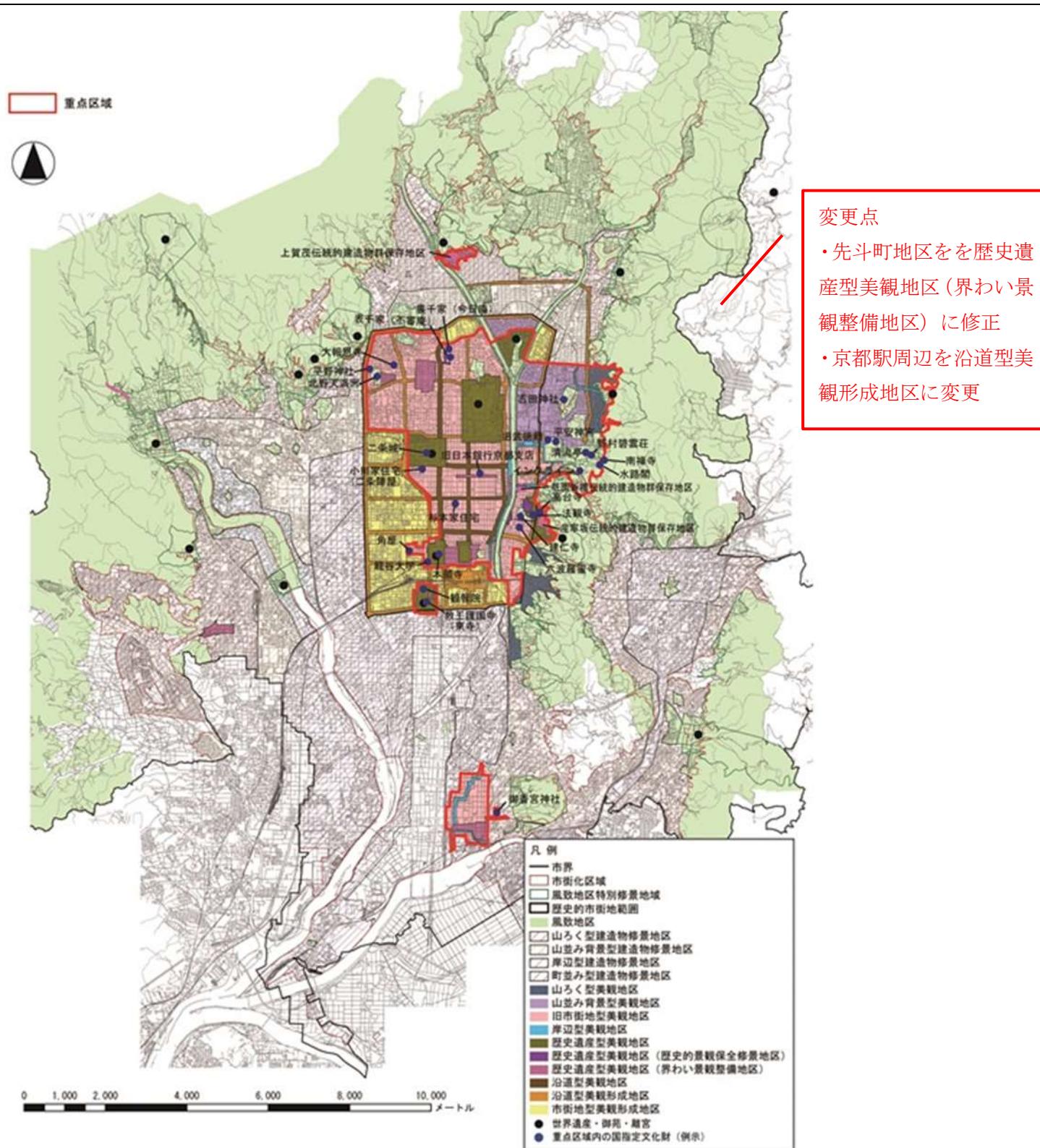


図 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

図 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

新 (P4-9)



旧 (P4-9)

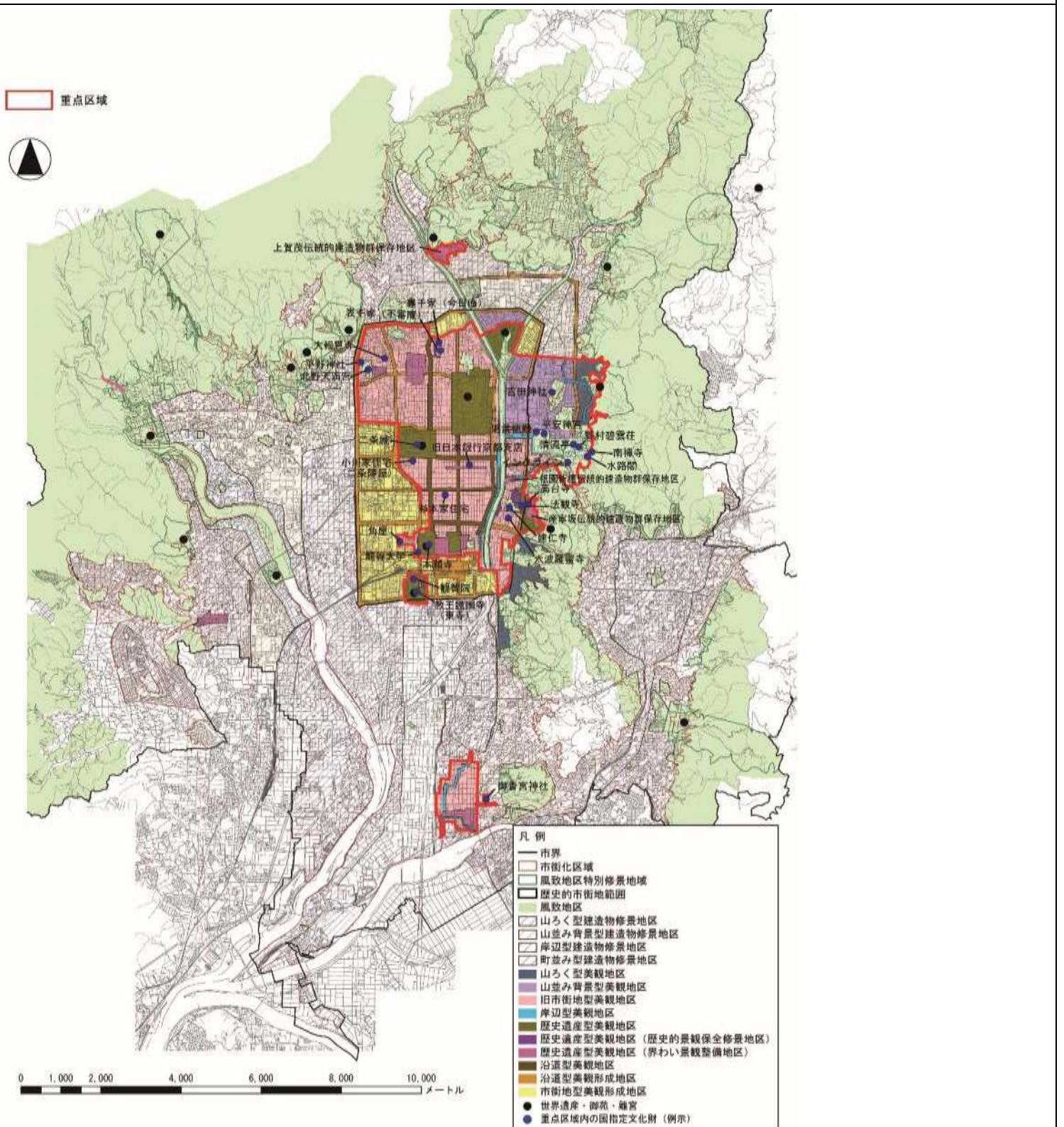
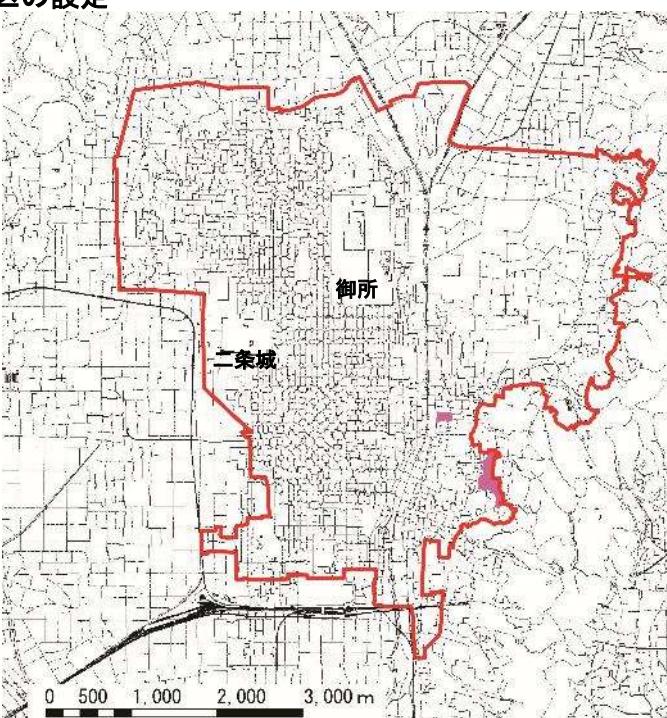
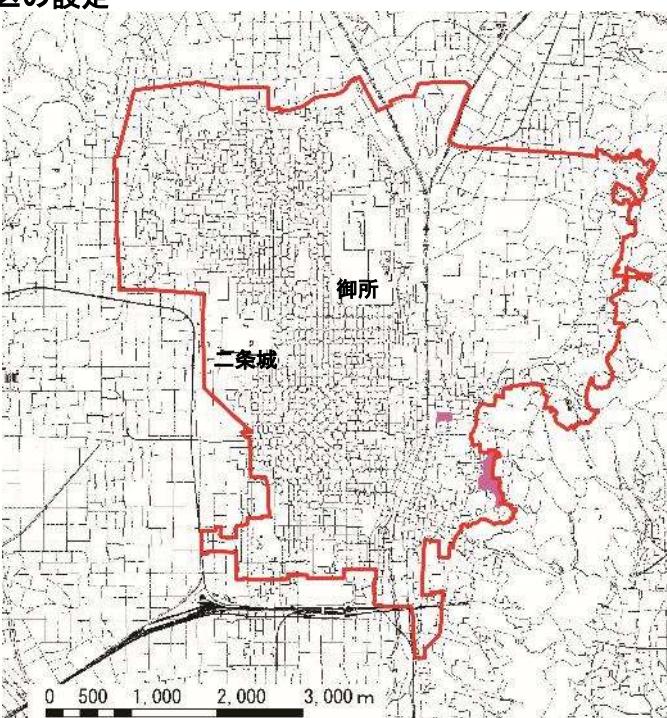


図 4-5 「美観地区、美観形成地区及び建造物修景地区に関する指定概要図」と重点区域

図 4-5 「美観地区、美観形成地区及び建造物修景地区に関する指定概要図」と重点区域

新 (P4-10)	旧 (P4-10)
<p>4 重点区域の設定 (記載している指定件数等については平成28年1月現在の値)</p> <p>以下に各地区の詳細について述べる。</p> <p>(1) 重点区域の名称 : 歴史的市街地地区</p> <p>重点区域の面積 : 約2,458ha</p> <p>ア 地区の設定</p> 	<p>4 重点区域の設定 (記載している指定件数等については平成27年1月現在の値)</p> <p>以下に各地区の詳細について述べる。</p> <p>(1) 重点区域の名称 : 歴史的市街地地区</p> <p>重点区域の面積 : 約2,458ha</p> <p>ア 地区の設定</p> 
<p>図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)</p>	<p>図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)</p>
<p>当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。</p> <p>当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り広げられてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉾町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に</p>	<p>当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。</p> <p>当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り広げられてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉾町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に</p>

新 (P4-12)

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

景観地区

山ろく型美観地区 ※地域：北白川・銀閣寺
 山並み背景型美観地区 ※地域：田中・吉田／京都大学周辺／聖護院・吉田山周辺
 岸辺型美観地区（一般地区）
 ※地域：哲学の道／岡崎疏水／鴨川東(1)／鴨川東(2)／鴨川西(1)／鴨川西(3)／高瀬川(2)
 岸辺型美観地区（歴史的町並み地区）
 ※地域：白川（岡崎・祇園）／鴨川西(2)／高瀬川(1)
 旧市街地型美観地区 ※地域：西陣／御所周辺／鴨東／鴨川／二条城周辺／職住共存(1)／職住共存(2)／本願寺周辺
 歴史遺産型美観地区（一般地区）（祇園新橋伝統的建造物群保存地区、產寧坂伝統的建造物群保存地区の一部を含む）
 ※地域：下鴨神社周辺／御所／二条城／先斗町／祇園・清水寺周辺／本願寺
 歴史遺産型美観地区（祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（祇園南歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（上京小川歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（三条通界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（千両ヶ辻界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（上京北野界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区（本願寺地区））
歴史遺産型美観地区（先斗町界わい景観整備地区）
 沿道型美観地区（都心部幹線地区）
 ※地域：御池通／四条通／五条通／河原町通／烏丸通／堀川通
 沿道型美観地区（三条通地区）
 沿道型美観形成地区（幹線地区）
 ※地域：その他の沿道の一部

風致地区

相国寺風致地区
 鴨川風致地区の一部（鴨川特別修景地域・高野川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む）
 比叡山風致地区の一部（北白川周辺特別修景地域の一部を含む）
 東山風致地区の一部（吉田山特別修景地域、岡崎・南禅寺特別修景地域、円山特別修景地域の一部、銀閣寺周辺特別修景地域、岡崎公園地区特別修景地域を含む）（產寧坂伝統的建造物群保存地区の一部、東山歴史的風土保存区域の一部（大文字歴史的風土特別保存地区の一部）を含む）
 北野風致地区
 紫野風致地区の一部（船岡山周辺特別修景地域）

その他重点区域界の根拠となる景観規制の区域界

歴史的風土保存区域東山地区的区域界
 自然風景保全地区界（自然風景保全区域を除く区域界）
 東山風致地区 青蓮院・知恩院特別修景地域界（青蓮院・知恩院特別修景地域を除く区域界）

旧 (P4-12)

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

景観地区

山ろく型美観地区 ※地域：北白川・銀閣寺
 山並み背景型美観地区 ※地域：田中・吉田／京都大学周辺／聖護院・吉田山周辺
 岸辺型美観地区（一般地区）

※地域：哲学の道／岡崎疏水／鴨川東(1)／鴨川東(2)／鴨川西(1)／鴨川西(3)／高瀬川(2)

岸辺型美観地区（歴史的町並み地区）

※地域：白川（岡崎・祇園）／鴨川西(2)／高瀬川(1)

旧市街地型美観地区 ※地域：西陣／御所周辺／鴨東／鴨川／二条城周辺／職住共存(1)／職住共存(2)／本願寺周辺

歴史遺産型美観地区（一般地区）（祇園新橋伝統的建造物群保存地区、產寧坂伝統的建造物群保存地区の一部を含む）

※地域：下鴨神社周辺／御所／二条城／先斗町／祇園・清水寺周辺／本願寺

歴史遺産型美観地区（祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区）

歴史遺産型美観地区（祇園南歴史的景観保全修景地区）

歴史遺産型美観地区（上京小川歴史的景観保全修景地区）

歴史遺産型美観地区（三条通界わい景観整備地区）

歴史遺産型美観地区（千両ヶ辻界わい景観整備地区）

歴史遺産型美観地区（上京北野界わい景観整備地区）

歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区（本願寺地区））

沿道型美観地区（都心部幹線地区）

※地域：御池通／四条通／五条通／河原町通／烏丸通／堀川通（三条通地区）

沿道型美観形成地区（幹線地区）

※地域：その他の沿道の一部

風致地区

相国寺風致地区

鴨川風致地区の一部（鴨川特別修景地域・高野川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む）

比叡山風致地区の一部（北白川周辺特別修景地域の一部を含む）

東山風致地区の一部（吉田山特別修景地域、岡崎・南禅寺特別修景地域、円山特別修景地域の一部、銀閣寺周辺特別修景地域、岡崎公園地区特別修景地域を含む）（產寧坂伝統的建造物群保存地区の一部、東山歴史的風土保存区域の一部（大文字歴史的風土特別保存地区の一部）を含む）

北野風致地区

紫野風致地区の一部（船岡山周辺特別修景地域）

その他重点区域界の根拠となる景観規制の区域界

歴史的風土保存区域東山地区的区域界

自然風景保全地区界（自然風景保全区域を除く区域界）

東山風致地区 青蓮院・知恩院特別修景地域界（青蓮院・知恩院特別修景地域を除く区域界）

新 (P4-13)

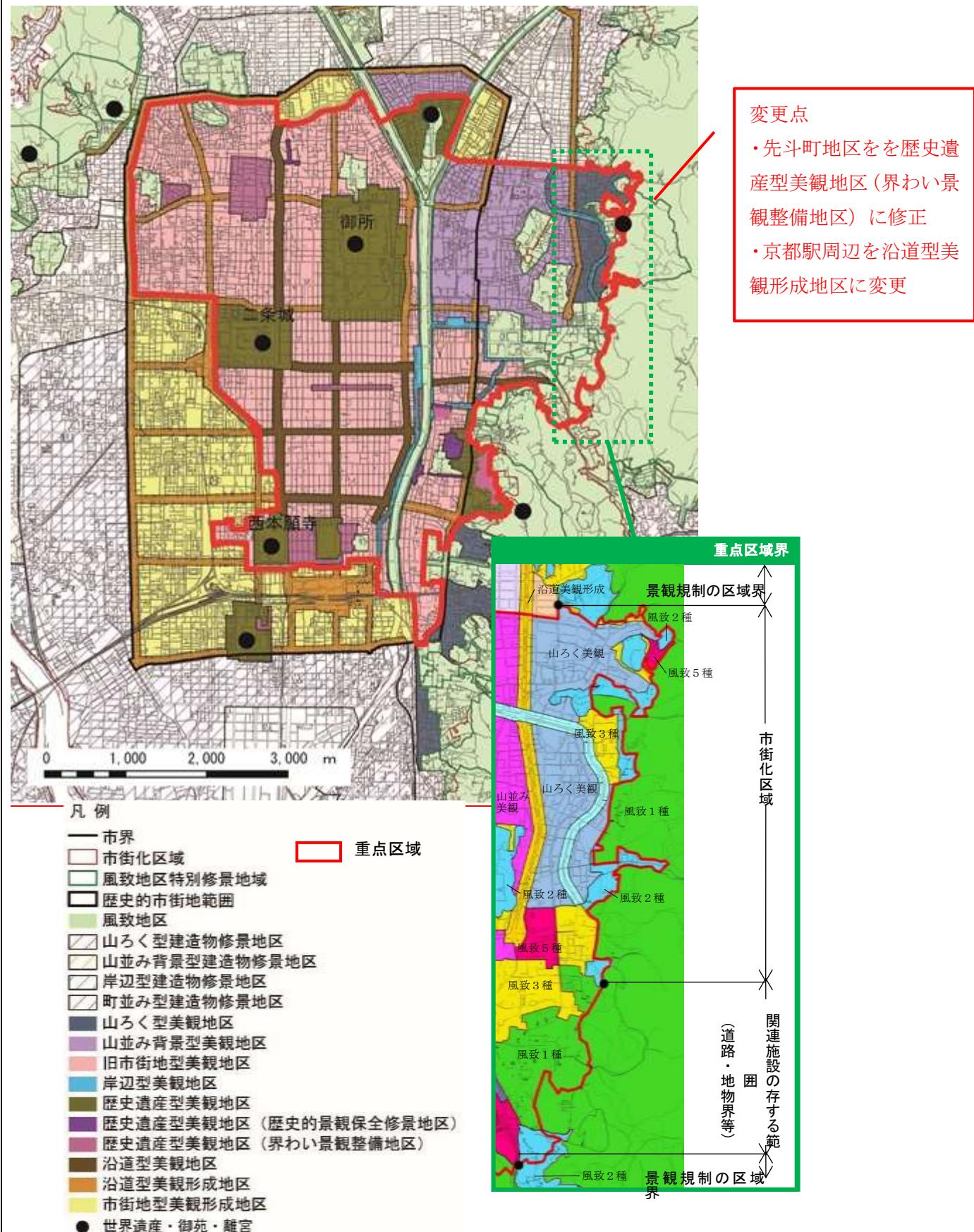


図 4-7 「景観規制図」と重点区域

旧 (P4-13)

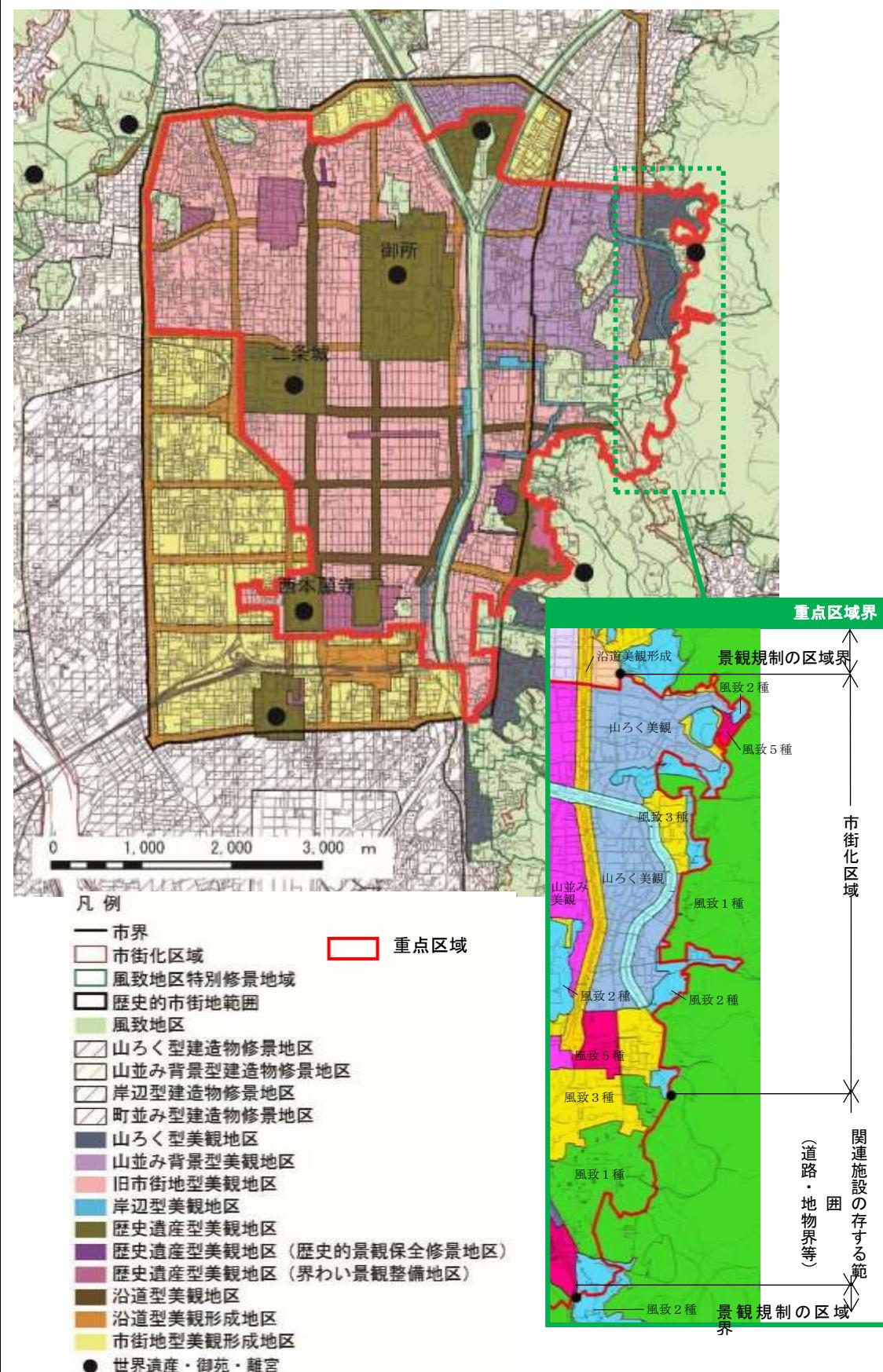


図 4-7 「景観規制図」と重点区域

新 (P4-17)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物56件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物30件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園（特別名勝）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉾29基を含む2件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の2地区が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	208件	56件
記念物	95件	30件
重要有形民俗文化財	4件	2件
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	2地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気を醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(4) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿

建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(4) 旧日本銀行京都支店

旧 (P4-17)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物56件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物30件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園（特別名勝）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉾29基を含む2件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の2地区が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	210件	56件
記念物	91件	30件
重要有形民俗文化財	3件	2件
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	2地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気を醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(4) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿

建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(4) 旧日本銀行京都支店

新 (P4-19)	旧 (P4-19)																																																																		
<p>づき、文化財の指定・登録が行われている。</p> <p>京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において<u>指定</u>14件、<u>登録</u>4件がある。種別は近世社寺建築17件、近代洋風建築1件である。記念物としては、<u>名勝</u>1件、<u>天然物</u>1件の2件が指定されている。</p> <p>京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、<u>指定</u>30件、<u>市登録</u>10件がある。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他2件となっている。</p> <p>また記念物としては、<u>指定</u>18件、<u>登録</u>6件がある。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、<u>指定</u>4件、<u>登録</u>1件がある。</p>	<p>づき、文化財の指定・登録が行われている。</p> <p>京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において<u>府指定文化財</u>14件、<u>府登録文化財</u>4件が<u>指定・登録されている</u>。種別は近世社寺建築17件、近代洋風建築1件である。記念物としては、<u>府指定文化財</u>2件（<u>名勝</u>、<u>天然記念物</u>）が指定されている。</p> <p>京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、<u>市指定文化財</u>30件、<u>市登録文化財</u>10件が<u>指定・登録されている</u>。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他2件となっている。</p> <p>また記念物としては、<u>市指定文化財</u>18件、<u>市登録文化財</u>6件が<u>指定・登録されている</u>。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、<u>指定有形民俗文化財</u>4件、<u>登録有形民俗文化財</u>1件が<u>指定・登録されている</u>。</p>																																																																		
国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数	国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>市内の指定・登録件数</th><th>地区内の件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国登録有形文化財（建造物）</td><td><u>349</u>件</td><td><u>249</u>件</td></tr> <tr> <td>府指定<u>有形</u>文化財（建造物）</td><td>49件</td><td>15件</td></tr> <tr> <td>府登録<u>有形</u>文化財（建造物）</td><td><u>8</u>件</td><td>4件</td></tr> <tr> <td>府指定記念物</td><td>6件</td><td>2件</td></tr> <tr> <td>市指定<u>有形</u>文化財（建造物）</td><td>68件</td><td>29件</td></tr> <tr> <td>市登録<u>有形</u>文化財（建造物）</td><td>25件</td><td>10件</td></tr> <tr> <td>市指定記念物</td><td><u>71</u>件</td><td><u>19</u>件</td></tr> <tr> <td>市登録記念物</td><td>25件</td><td>6件</td></tr> <tr> <td>市指定有形民俗文化財</td><td><u>7</u>件</td><td>4件</td></tr> <tr> <td>市登録有形民俗文化財</td><td>3件</td><td>1件</td></tr> </tbody> </table>	区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数	国登録有形文化財（建造物）	<u>349</u> 件	<u>249</u> 件	府指定 <u>有形</u> 文化財（建造物）	49件	15件	府登録 <u>有形</u> 文化財（建造物）	<u>8</u> 件	4件	府指定記念物	6件	2件	市指定 <u>有形</u> 文化財（建造物）	68件	29件	市登録 <u>有形</u> 文化財（建造物）	25件	10件	市指定記念物	<u>71</u> 件	<u>19</u> 件	市登録記念物	25件	6件	市指定有形民俗文化財	<u>7</u> 件	4件	市登録有形民俗文化財	3件	1件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>市内の指定・登録件数</th><th>地区内の件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国登録有形文化財（建造物）</td><td><u>333</u>件</td><td><u>234</u>件</td></tr> <tr> <td>府指定文化財（建造物）</td><td>49件</td><td>15件</td></tr> <tr> <td>府登録文化財（建造物）</td><td><u>7</u>件</td><td>4件</td></tr> <tr> <td>府指定記念物</td><td>6件</td><td>2件</td></tr> <tr> <td>市指定文化財（建造物）</td><td>68件</td><td>29件</td></tr> <tr> <td>市登録文化財（建造物）</td><td>25件</td><td>10件</td></tr> <tr> <td>市指定記念物</td><td><u>66</u>件</td><td><u>18</u>件</td></tr> <tr> <td>市登録記念物</td><td>25件</td><td>6件</td></tr> <tr> <td>市指定有形民俗文化財</td><td><u>8</u>件</td><td>4件</td></tr> <tr> <td>市登録有形民俗文化財</td><td>3件</td><td>1件</td></tr> </tbody> </table>	区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数	国登録有形文化財（建造物）	<u>333</u> 件	<u>234</u> 件	府指定文化財（建造物）	49件	15件	府登録文化財（建造物）	<u>7</u> 件	4件	府指定記念物	6件	2件	市指定文化財（建造物）	68件	29件	市登録文化財（建造物）	25件	10件	市指定記念物	<u>66</u> 件	<u>18</u> 件	市登録記念物	25件	6件	市指定有形民俗文化財	<u>8</u> 件	4件	市登録有形民俗文化財	3件	1件
区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数																																																																	
国登録有形文化財（建造物）	<u>349</u> 件	<u>249</u> 件																																																																	
府指定 <u>有形</u> 文化財（建造物）	49件	15件																																																																	
府登録 <u>有形</u> 文化財（建造物）	<u>8</u> 件	4件																																																																	
府指定記念物	6件	2件																																																																	
市指定 <u>有形</u> 文化財（建造物）	68件	29件																																																																	
市登録 <u>有形</u> 文化財（建造物）	25件	10件																																																																	
市指定記念物	<u>71</u> 件	<u>19</u> 件																																																																	
市登録記念物	25件	6件																																																																	
市指定有形民俗文化財	<u>7</u> 件	4件																																																																	
市登録有形民俗文化財	3件	1件																																																																	
区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数																																																																	
国登録有形文化財（建造物）	<u>333</u> 件	<u>234</u> 件																																																																	
府指定文化財（建造物）	49件	15件																																																																	
府登録文化財（建造物）	<u>7</u> 件	4件																																																																	
府指定記念物	6件	2件																																																																	
市指定文化財（建造物）	68件	29件																																																																	
市登録文化財（建造物）	25件	10件																																																																	
市指定記念物	<u>66</u> 件	<u>18</u> 件																																																																	
市登録記念物	25件	6件																																																																	
市指定有形民俗文化財	<u>8</u> 件	4件																																																																	
市登録有形民俗文化財	3件	1件																																																																	
II 景観法、市条例関連の指定物件等	II 景観法、市条例関連の指定物件等																																																																		
<p>当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物<u>56</u>件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。</p> <p>また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を3地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、上京小川地区）、界わい景観整備地区を<u>5</u>地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区）、<u>先斗町地区</u>）指定している。</p>	<p>当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物<u>52</u>件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。</p> <p>また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を3地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、上京小川地区）、界わい景観整備地区を<u>4</u>地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区））指定している。</p>																																																																		

新 (P4-20)

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	77件	56件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	8地区	5地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	おねぶくあくちや 皇服茶<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で行われる。
	8～12日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15日に近い 日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのんで、梅の花を供える行事
	3月 15日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要

旧 (P4-20)

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	71件	52件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	7地区	4地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	おねぶくあくちや 皇服茶<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で行われる。
	8～12日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15日に近い 日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのんで、梅の花を供える行事
	3月 15日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちんだ法要

新 (P4-24)



図 4-13 天明・文化期の東寺地区周辺 (『京都の歴史 6 伝統の定着』)



図 4-14 大正 4 年 (1915) の東寺地区周辺 (『京都の歴史 8 古都の近代』)

旧 (P4-24)



図 4-13 天明・文化期の東寺地区周辺 (『京都の歴史 6 伝統の定着』)



図 4-14 大正 4 年 (1915) の東寺地区周辺 (『京都の歴史 8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物 14 件が重要文化財に指定されている。また、記念物 1 件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	208 件	14 件
記念物	95 件	1 件

当地区内の主な国指定文化財については、以下のとおりである。

(7) 教王護国寺 (東寺)

平安遷都と同時に造営され、現在まで主要伽藍は不動のままで、京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

ウ 景観法、市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を 1 地区（本願寺・東寺地区（東寺地区））指定している。

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物 14 件が重要文化財に指定されている。また、記念物 1 件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	210 件	14 件
記念物	91 件	1 件

当地区内の主な国指定文化財については、以下のとおりである。

(7) 教王護国寺 (東寺)

平安遷都と同時に造営され、現在まで主要伽藍は不動のままで、京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

ウ 景観法、市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を 1 地区（本願寺・東寺地区（東寺地区））指定している。

新 (P4-25)

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	8 地区	1 地区

旧 (P4-25)

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	7 地区	1 地区

エ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	三弘法詣<東寺, 仁和寺, 神光院>	弘法大師と最もゆかりの深い東寺, 仁和寺, 神光院の3カ所を巡拝する風習
8月	15日	萬燈会（盆踊り）<東寺>	
12月	21日	しま 終い弘法<東寺>	弘法大師の命日にあたる21日毎月行われる縁日のうち, 12月は終い弘法, 1月は初弘法と呼ばれ, 正月準備をする大勢の参拝客でにぎわう。
毎月	21日	弘法さん<東寺>	

エ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	三弘法詣<東寺, 仁和寺, 神光院>	弘法大師と最もゆかりの深い東寺, 仁和寺, 神光院の3カ所を巡拝する風習
8月	15日	萬燈会（盆踊り）<東寺>	
12月	21日	しま 終い弘法<東寺>	弘法大師の命日にあたる21日毎月行われる縁日のうち, 12月は終い弘法, 1月は初弘法と呼ばれ, 正月準備をする大勢の参拝客でにぎわう。
毎月	21日	弘法さん<東寺>	

新 (P4-29)

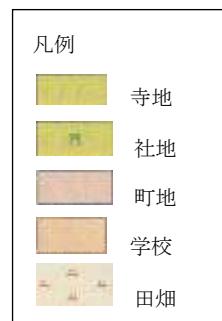
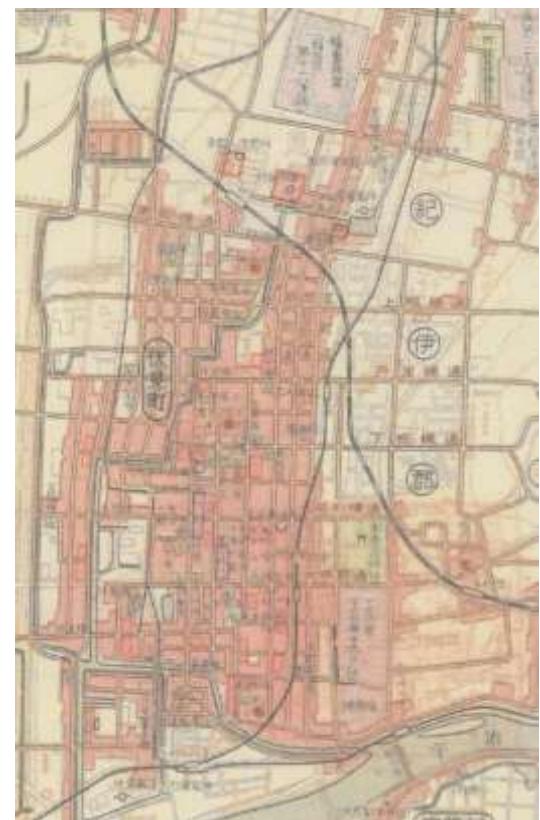


図 4-18 大正 4 年 (1915) の伏見地区周辺 (『京都の歴史 8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物 2 件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	208 件	2 件

当地区内の国指定文化財 (建造物) は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

旧 (P4-29)

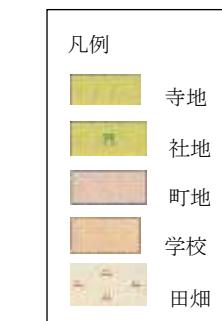
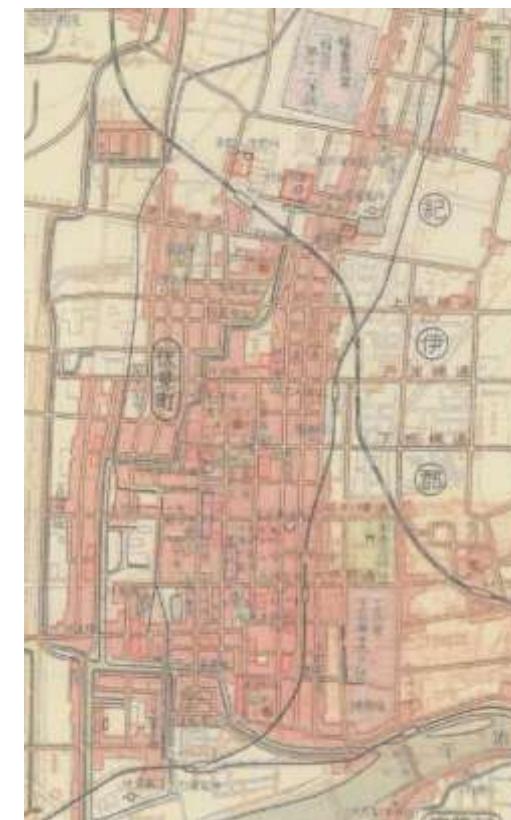


図 4-18 大正 4 年 (1915) の伏見地区周辺 (『京都の歴史 8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物 2 件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	210 件	2 件

当地区内の国指定文化財 (建造物) は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

新 (P4-30)

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、1件が登録されている。

種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として1件が登録されており、市登録有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	349件	8件
府指定有形文化財（建造物）	49件	1件
市指定有形文化財（建造物）	69件	1件
市登録記念物	25件	1件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

工 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物5件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	77件	5件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	じょうう び 上卯日	おゆみはじめ 御弓始神事<御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭<御香宮神社>	

旧 (P4-30)

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定文化財1件が登録されている。これらの種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として市登録記念物1件が登録されており、市登録重要有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	333件	8件
府指定文化財（建造物）	49件	1件
市指定文化財（建造物）	69件	1件
市登録記念物	25件	1件
市登録重要有形民俗文化財	3件	1件

工 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物5件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	71件	5件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	じょうう び 上卯日	おゆみはじめ 御弓始神事<御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭<御香宮神社>	

新 (P4-34)



図 4-21 天明・文化期の上賀茂地区周辺 (『京都の歴史 6 伝統の定着』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で重要伝統的建造物群保存地区に上賀茂地区（社家町）が選定されている。また、記念物2件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財京都市、区域内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	1 地区

地区内の主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 上賀茂重要伝統的建造物群保存地区

当地区は、洛北、上賀茂神社の境内から流れ出る明神川に架かる土橋、川沿いの土塀、社家の門、妻入りの社家、土塀越しの庭の緑、これらが一体となって江戸時代にできた社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

当地区では、地区内の建物の約63%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

また、明神川や石橋、前庭等を、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものとして定めている。

ウ 国指定以外の指定文化財

当地区内において京都市文化財保護条例に基づく建造物の指定が2件、登録が1件ある。

国指定以外の文化財の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
市指定有形文化財（建造物）	68件	2件
市登録有形文化財（建造物）	25件	1件

旧 (P4-34)



図 4-21 天明・文化期の上賀茂地区周辺 (『京都の歴史 6 伝統の定着』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で重要伝統的建造物群保存地区に上賀茂地区（社家町）が選定されている。また、記念物2件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財京都市、区域内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	1 地区

地区内の主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 上賀茂重要伝統的建造物群保存地区

当地区は、洛北、上賀茂神社の境内から流れ出る明神川に架かる土橋、川沿いの土塀、社家の門、妻入りの社家、土塀越しの庭の緑、これらが一体となって江戸時代にできた社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

当地区では、地区内の建物の約63%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

また、明神川や石橋、前庭等を、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものとして定めている。

ウ 国指定以外の指定文化財

当地区内において京都市文化財保護条例に基づく建造物の市指定文化財が2件、市登録文化財1件が指定・登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
市指定文化財（建造物）	68件	2件
市登録文化財（建造物）	25件	1件

新 (P4-35)**工 景観法、市条例関連の指定物件等**

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物1件、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（上賀茂郷地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>77</u> 件	1件
界わい景観整備地区	<u>8</u> 地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5日	競馬会神事<上賀茂神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	祇園祭、時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	

旧 (P4-35)**工 景観法、市条例関連の指定物件等**

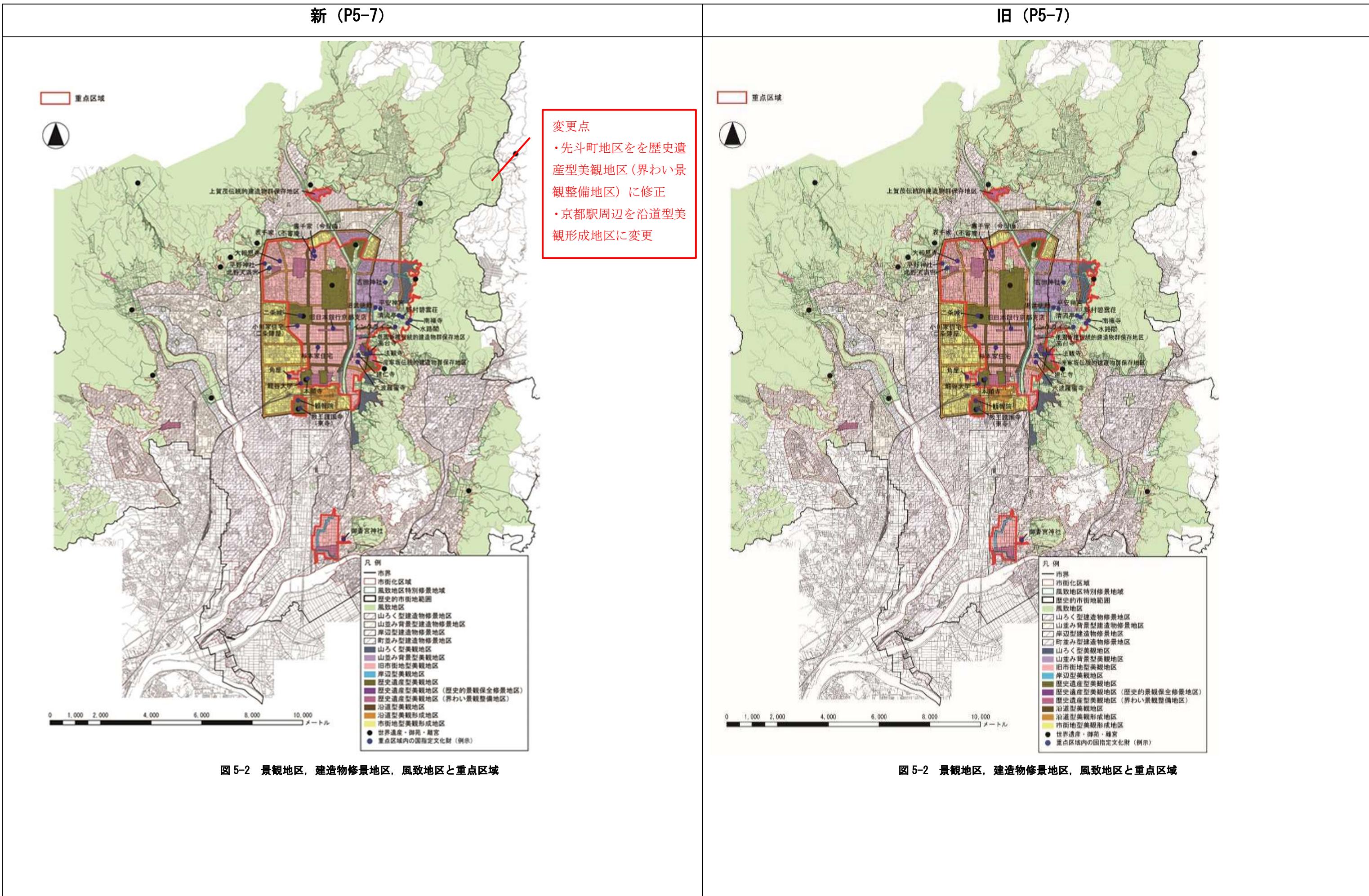
当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物1件、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（上賀茂郷地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>71</u> 件	1件
界わい景観整備地区	<u>7</u> 地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5日	競馬会神事<上賀茂神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	祇園祭、時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	



新 (P5-10)	旧 (P5-10)
<p>3 古都保存行政との連携</p> <p>(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))</p> <p>京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。) 重点区域内では、歴史的風土保存区域として東山の南禅寺周辺に歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区を指定している。</p> <p>歴史的風土保存区域では、それぞれの区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。</p> <p>これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。</p> <p>歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。</p> <p>歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。</p> <p>本市では、約<u>285.6</u>ha(平成<u>27</u>年度末現在)の歴史的風土特別保存地区の土地を買い入れている(寄付受納地を含む。)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。</p>	<p>3 古都保存行政との連携</p> <p>(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))</p> <p>京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。) 重点区域内では、歴史的風土保存区域として東山の南禅寺周辺に歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区を指定している。</p> <p>歴史的風土保存区域では、それぞれの区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。</p> <p>これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。</p> <p>歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。</p> <p>歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。</p> <p>本市では、約<u>284.8</u>ha(平成<u>25</u>年度末現在)の歴史的風土特別保存地区的土地を買い入れている(寄付受納地を含む。)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。</p>

新（P6-2, 3）	旧（P6-2, 3）
<p>また、京都にとって重要な歴史的な遺産として、祇園祭や京都五山送り火などの民俗文化財があげられる。祇園祭については、国庫補助事業によって山鉾などの有形民俗文化財の保存・修理事業を行うとともに、京都府や関係機関とともに祭礼の執行に助成を行い、その保存、継承を図っている。五山送り火の執行に対しても、その保存・継承のために助成を行っている。こうした代表的事例の他、京都の地域性を有する無形文化について、映像等による記録保存などを通じて、保存、継承を図っていく。</p> <p>これらの多くの文化財は、歴史的風致を形成する重要な構成要素でもあり、歴史的風致の維持及び向上を図るため所有者、市民と共に積極的な保存・活用を図る。また、文化財の活用に当たっては、あくまでも文化財の保護を前提とすることから、保護の為の必要事項を予め定め、調整を図る必要がある。</p> <p>本来であれば、個々の文化財の保存管理計画、整備計画が必要ではあるが、現状ではそこまでは至っていない。今後、個々の文化財の性格を見定めたうえで、可能な限り保存管理計画、整備計画を作成することとしており、それまでの間は、関係法令等に基づいて適切な文化財の保存・活用を行うものとする。</p> <p>また、これまで、文化財指定等をしているものについては、文化財保護法及び京都府・京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、指定等をしていない文化財についても積極的に文化財的な価値調査を行い、指定・登録を推進するとともに、その保存と活用に努める。</p> <p>さらに、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していくたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組みづくりの検討などを図っていく。</p> <p><u>その他、京町家と並び、京都のまち歴史・文化の象徴として、京都の景観を形成するうえで、重要な構成要素である寺社や近代建築物等において、土地の売却やマション建設計画等が相次いでいることから、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定の対象を拡大し、寺社や近代建築物等の指定を積極的に推進するとともに、保全措置のための具体策の検討を行う。</u></p>	<p>また、京都にとって重要な歴史的な遺産として、祇園祭や京都五山送り火などの民俗文化財があげられる。祇園祭については、国庫補助事業によって山鉾などの有形民俗文化財の保存・修理事業を行うとともに、京都府や関係機関とともに祭礼の執行に助成を行い、その保存、継承を図っている。五山送り火の執行に対しても、その保存・継承のために助成を行っている。こうした代表的事例の他、京都の地域性を有する無形文化について、映像等による記録保存などを通じて、保存、継承を図っていく。</p> <p>これらの多くの文化財は、歴史的風致を形成する重要な構成要素でもあり、歴史的風致の維持及び向上を図るため所有者、市民と共に積極的な保存・活用を図る。また、文化財の活用に当たっては、あくまでも文化財の保護を前提とすることから、保護の為の必要事項を予め定め、調整を図る必要がある。</p> <p>本来であれば、個々の文化財の保存管理計画、整備計画が必要ではあるが、現状ではそこまでは至っていない。今後、個々の文化財の性格を見定めたうえで、可能な限り保存管理計画、整備計画を作成することとしており、それまでの間は、関係法令等に基づいて適切な文化財の保存・活用を行うものとする。</p> <p>また、これまで、文化財指定等をしているものについては、文化財保護法及び京都府・京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、指定等をしていない文化財についても積極的に文化財的な価値調査を行い、指定・登録を推進するとともに、その保存と活用に努める。</p> <p>さらに、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していくたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組みづくりの検討などを図っていく。</p>

新 (P6-9)	旧 (P6-9)
<p>にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく無形文化遺産の登録（「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載）が決定されたことをうけて、平成21年度には市民的な機運を高めることを目的として、「祇園祭」や無形文化遺産に関するフォーラムや講演会等を実施する【「祇園祭」世界無形文化遺産登録準備事業】（平成20年～）。</p>	<p>にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく無形文化遺産の登録（「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載）が決定されたことをうけて、平成21年度には市民的な機運を高めることを目的として、「祇園祭」や無形文化遺産に関するフォーラムや講演会等を実施する【「祇園祭」世界無形文化遺産登録準備事業】（平成20年～）。</p>
<p>重点区域内には多くの各種指定文化財が存在するが、これら文化財の今後の保存・活用に関しては、文化財保護法をはじめ、京都市景観計画、京都市市街地景観整備条例等の関係法令に基づいて適切に対応を図りながら、積極的に推し進めていく。</p>	<p>重点区域内には多くの各種指定文化財が存在するが、これら文化財の今後の保存・活用に関しては、文化財保護法をはじめ、京都市景観計画、京都市市街地景観整備条例等の関係法令に基づいて適切に対応を図りながら、積極的に推し進めていく。</p>
<p>また、平成<u>22</u>年度より、国庫補助事業として、「京都岡崎の文化的景観」の調査検討事業を実施し、平成27年10月7日、東山山麓から鴨川にかけての琵琶湖疎水を中心とした岡崎一帯が「京都岡崎の文化的景観」として国の「重要文化的景観」に選定された。今後、岡崎の優れた風景を次の世代に継承するため、核となる文化遺産の保護を行う等、その価値を守り育てていく取り組みを行っていく。</p>	<p>また、平成<u>21</u>年度より、国庫補助事業として、「京都岡崎の文化的景観」の調査検討事業に着手している。</p>
<p>(2) 文化財の修理に関する具体的な計画</p>	<p>(2) 文化財の修理に関する具体的な計画</p>
<p>重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策</p>	<p>重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策</p>
<p>重点区域内には、数多くの重要文化財建造物等が存在するが、重要文化財及びその他の文化財については今後とも積極的に整備し、保存・活用を図っていく方針であるが、この事業を進めるにあたっては、文化財保護法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、関係機関、有識者等の指導の基に、訪れた人々が、地域ごとに特色のある多様な歴史的風致を感じ取れるように心がける。</p>	<p>重点区域内には、数多くの重要文化財建造物等が存在するが、重要文化財及びその他の文化財については今後とも積極的に整備し、保存・活用を図っていく方針であるが、この事業を進めるにあたっては、文化財保護法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、関係機関、有識者等の指導の基に、訪れた人々が、地域ごとに特色のある多様な歴史的風致を感じ取れるように心がける。</p>
<p>その中でも代表的なものと、その他の重点区域で核となる重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策を次のとおりとする。</p>	<p>その中でも代表的なものと、その他の重点区域で核となる重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方策を次のとおりとする。</p>
<p>●伝統的建造物群保存地区</p>	<p>●伝統的建造物群保存地区</p>
<p>京都市内には4地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、このうち、 産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区の3地区が重点地域内に位置する。重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物群を維持していると認められる建造物その他の工作物を伝統的建造物に定め、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものを環境物件として定めている。</p>	<p>京都市内には4地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、このうち、 産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区の3地区が重点地域内に位置する。重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物群を維持していると認められる建造物その他の工作物を伝統的建造物に定め、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものを環境物件として定めている。</p>
<p>伝統的建造物及び環境物件については、主としてその外観を維持するため復原的な修理を行う。伝統的建造物以外の建築物等については、保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物の特性と調和するよう修景を進めていく。その他、当地区の保存のため必要な施設及び設備並びに電線共同溝の整備や架空線整理、電柱・共用照明柱等の美装化など無電柱化等事業を推進していく。</p>	<p>伝統的建造物及び環境物件については、主としてその外観を維持するため復原的な修理を行う。伝統的建造物以外の建築物等については、保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物の特性と調和するよう修景を進めていく。その他、当地区の保存のため必要な施設及び設備並びに電線共同溝の整備や架空線整理、電柱・共用照明柱等の美装化など無電柱化等事業を推進していく。</p>
<p>環境の整備を行うとともに地区の保存のため必要と認められるときは、建造物等</p>	<p>環境の整備を行うとともに地区の保存のため必要と認められるときは、建造物等</p>

新 (P6-10)	旧 (P6-9, 10)
<p>及び環境物件の修理、修景等に要する経費の一部について、補助金交付規則により補助している。【伝統的建造物群保存事業（支援事業：国宝重要文化財等整備費補助金、文化庁）】（昭和51年～） なお、地区内の建造物の新築等には市長の許可が必要である。</p>	<p>及び環境物件の修理、修景等に要する経費の一部について、補助金交付規則により補助している。【伝統的建造物群保存事業（支援事業：国宝重要文化財等整備費補助金、文化庁）】（昭和51年～） なお、地区内の建造物の新築等には市長の許可が必要である。</p>
<p>●二条城二之丸御殿唐門他保存修理事業、二条城二之丸御殿障壁画等保存修理事業</p>	<p>●二条城二之丸御殿唐門他保存修理事業、二条城二之丸御殿障壁画等保存修理事業</p>
<p>京都市では、平成18年度から22年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成23年度～25年において、唐門、築地の修理を実施する。以降、二之丸御殿等の本格的修理の実施を予定している。</p>	<p>京都市では、平成18年度から22年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成23年度～25年において、唐門、築地の修理を実施する。以降、二之丸御殿等の本格的修理の実施を予定している。</p>
<p>二条城には、重要文化財（美術工芸品）である二之丸御殿障壁画（954面）が残っている。これらについては、模写を行い、嵌め換え作業を順次進めている。模写作業の終了した障壁画は、城内に設置された収蔵庫に収蔵し、一般にも公開している。また、これまで実施してきた二之丸御殿の障壁画（重要文化財美術工芸品指定分）の模写及び嵌め換え作業を継続し、オリジナル作品の収蔵庫による保管管理を進めていく。</p>	<p>二条城には、重要文化財（美術工芸品）である二之丸御殿障壁画（954面）が残っている。これらについては、模写を行い、嵌め換え作業を順次進めている。模写作業の終了した障壁画は、城内に設置された収蔵庫に収蔵し、一般にも公開している。また、これまで実施してきた二之丸御殿の障壁画（重要文化財美術工芸品指定分）の模写及び嵌め換え作業を継続し、オリジナル作品の収蔵庫による保管管理を進めていく。</p>
<p>（事業予定年度）</p>	<p>（事業予定年度）</p>
<p>*昭和47年～平成23年 687面完了（全体の66.4%）</p>	<p>*昭和47年～平成23年 687面完了（全体の66.4%）</p>
<p>平成24年～ 10面実施予定</p>	<p>平成24年～ 10面実施予定</p>
<p>一方、広い城内を活用して世界遺産コンサートやライトアップ、生け花展示などのイベントが行われている。今後も、文化財の保存とのバランスを図りながら、都市中心部のイベント空間として多機能な活用を行う。</p>	<p>一方、広い城内を活用して世界遺産コンサートやライトアップ、生け花展示などのイベントが行われている。今後も、文化財の保存とのバランスを図りながら、都市中心部のイベント空間として多機能な活用を行う。</p>
<p>●旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業</p>	<p>●旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業</p>
<p>京都市が管理団体に指定されている重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋、玄関棟、茶室について保存修理事業、防災設備事業を実施する。また、併せて庭園等の整備事業を実施する。一連の整備が完了した後に施設の一般公開を行う予定である。</p>	<p>京都市が管理団体に指定されている重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋、玄関棟、茶室について保存修理事業、防災設備事業を実施する。また、併せて庭園等の整備事業を実施する。一連の整備が完了した後に施設の一般公開を行う予定である。</p>
<p>（事業予定年度）平成24年～平成<u>28</u>年度</p>	<p>（事業予定年度）平成24年～平成<u>27</u>年度</p>
<p>●都市公園事業【淀城跡公園】</p>	<p>●都市公園事業【淀城跡公園】</p>
<p>現在、淀城公園内に残る淀城跡の内堀及び公園整備を行い、淀地区の活性化を図る。</p>	<p>現在、淀城公園内に残る淀城跡の内堀及び公園整備を行い、淀地区の活性化を図る。</p>
<p>事業内容は、本丸広場の整備と芝生広場の整備及び内堀の復元である。</p>	<p>事業内容は、本丸広場の整備と芝生広場の整備及び内堀の復元である。</p>
<p>この淀城跡公園の再整備は、本丸の石垣や内堀等の城跡を歴史的財産として保全</p>	<p>この淀城跡公園の再整備は、本丸の石垣や内堀等の城跡を歴史的財産として保全</p>

新 (P6-11)	旧 (P6-10, 11)
<p>するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。整備に当たっては、『淀城大絵図』（17世紀中頃の作成）等の古絵図を参考に関係機関や有識者の指導の基に行う。</p>	<p>するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。整備に当たっては、『淀城大絵図』（17世紀中頃の作成）等の古絵図を参考に関係機関や有識者の指導の基に行う。</p>
(事業予定年度) 平成25年～平成30年	(事業予定年度) 平成25年～平成30年
<p>●鳥彌三修理事業</p>	<p>●鳥彌三修理事業</p>
<p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として鳥彌三（国登録）の建物全体の構造補強と、併せて行う屋根・外壁等の修理について助成を行う。</p>	<p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として鳥彌三（国登録）の建物全体の構造補強と、併せて行う屋根・外壁等の修理について助成を行う。</p>
(事業予定年度) 平成21年～平成23年	(事業予定年度) 平成21年～平成23年
<p>●山中油店修理事業</p>	<p>●山中油店修理事業</p>
<p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として山中油店（国登録）の店舗の構造補強を行う。</p>	<p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として山中油店（国登録）の店舗の構造補強を行う。</p>
(事業予定年度) 平成22年～平成23年	(事業予定年度) 平成22年～平成23年
<p>●胡乱座修理事業</p>	<p>●胡乱座修理事業</p>
<p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として胡乱座（国登録）主屋の大屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理を行う。</p>	<p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として胡乱座（国登録）主屋の大屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理を行う。</p>
(事業予定年度) 平成21年～平成23年	(事業予定年度) 平成21年～平成23年
<p>●京都市指定登録文化財修理等助成事業</p>	<p>●京都市指定登録文化財修理等助成事業</p>
第7章 (P. 7-29 ～P. 7-30) 参照	第7章 (P. 325) 参照
<p>●伝統的建造物群保存事業</p>	<p>●伝統的建造物群保存事業</p>
第7章 (P. 7-30) 参照	第7章 (P. 325 ～P. 326) 参照
<p>●歴史的町並み再生事業</p>	<p>●歴史的町並み再生事業</p>
第7章 (P. 7-30 ～P. 7-42) 参照	第7章 (P. 327 ～P. 338) 参照
<p>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画</p>	<p>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画</p>
<p>●文化財展示施設</p>	<p>●文化財展示施設</p>
文化財の展示施設として、京都市考古資料館がある。同館は、京都市内の遺跡か	文化財の展示施設として、京都市考古資料館がある。同館は、京都市内の遺跡か

新 (P7-9)

(2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。

また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に、その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

ア 無電柱化事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
無電柱化等事業	嵐山御所堂 : H20～H22 仁和寺 : H21～H22 切通し : H21～H22 清水寺 : H21～H24 銀閣寺 : H21～ 嵐山鳥居本 : H23～H25 渡月橋南詰 : H24～H25 <u>嵯峨天龍寺 : H27～</u> <u>先斗町 : H27～</u>	嵐山御所堂 H20: 電線共同溝整備事業費補助（国土交通省） 仁和寺, 銀閣寺 H21: 交通安全事業統合補助（国土交通省） 切通し, 清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助（国土交通省） 清水寺 H22 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省） 嵐山鳥居本, 渡月橋南詰 H24 地域自主戦略交付金（内閣府）H25 社会資本整備総合交付金 道路事業（国土交通省） <u>銀閣寺 H26～防災・安全交付金 道路事業（国土交通省）</u> <u>嵯峨天龍寺 H27～防災・安全交付金 道路事業（国土交通省）</u> <u>先斗町 H27～防災・安全交付金 道路事業（国土交通省）</u>

(事業主体) 京都市

(事業区域) 世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

嵐山御所堂 : 右京区嵐山御所堂門前南中院町～右京区嵐山御所堂大門町地内
 仁和寺 : 右京区御室小松野町他地内
 切通し : 東山区清本町他地内
 清水寺 : 東山区清水一丁目他地内
 銀閣寺 : 左京区浄土寺東田町他地内
 嵐山鳥居本 : 右京区嵐山鳥居本六反町他地内
 渡月橋南詰 : 西京区嵐山中尾下町他地内

旧 (P7-9)

(2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。

また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に、その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

ア 無電柱化事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
無電柱化等事業	嵐山御所堂 : H20～H22 仁和寺 : H21～H22 切通し : H21～H22 清水寺 : H21～H24 銀閣寺 : H21～ 嵐山鳥居本 : H23～H25 渡月橋南詰 : H24～H25 <u>嵯峨天龍寺 : H27～</u> <u>先斗町 : H27～</u>	嵐山御所堂 H20: 電線共同溝整備事業費補助（国土交通省） 仁和寺, 銀閣寺 H21: 交通安全事業統合補助（国土交通省） 切通し, 清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助（国土交通省） 清水寺 H22 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省） 嵐山鳥居本, 渡月橋南詰 H24 地域自主戦略交付金（内閣府）H25 社会資本整備総合交付金 道路事業（国土交通省） <u>銀閣寺 H26～防災・安全交付金 道路事業（国土交通省）</u> <u>嵯峨天龍寺 H27～防災・安全交付金 道路事業（国土交通省）</u> <u>先斗町 H27～防災・安全交付金 道路事業（国土交通省）</u>

(事業主体) 京都市

(事業区域) 世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

嵐山御所堂 : 右京区嵐山御所堂門前南中院町～右京区嵐山御所堂大門町地内
 仁和寺 : 右京区御室小松野町他地内
 切通し : 東山区清本町他地内
 清水寺 : 東山区清水一丁目他地内
 銀閣寺 : 左京区浄土寺東田町他地内
 嵐山鳥居本 : 右京区嵐山鳥居本六反町他地内
 渡月橋南詰 : 西京区嵐山中尾下町他地内

新 (P7-10)	旧 (P7-10)												
<p><u>嵯峨天龍寺</u>：右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町他地内 <u>先斗町</u>：中京区石屋町～中京区柏屋町</p> <p>(事業内容) 京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区（世界文化遺産周辺、伝統的建造物群保存地区など）について、電線共同溝の整備や架空線整理、無電柱化事業を推進している。平成23年度末までに約60kmの無電柱化が完了している。 平成24年度以降については、引き続き、無電柱化推進候補路線中、諸条件が整った路線から、無電柱化を推進していく予定である。</p>	<p>(事業内容) 京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区（世界文化遺産周辺、伝統的建造物群保存地区など）について、電線共同溝の整備や架空線整理、無電柱化事業を推進している。平成23年度末までに約60kmの無電柱化が完了している。 平成24年度以降については、引き続き、無電柱化推進候補路線中、諸条件が整った路線から、無電柱化を推進していく予定である。</p>												
<p>イ 無電柱化事業（国直轄事業）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考（国の支援事業等について）</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">無電柱化事業</td><td style="padding: 2px;">S61～</td><td style="padding: 2px;">国直轄事業</td></tr> </table> <p>(事業主体) 国土交通省 (事業区域) 国土交通省所管国道 (事業内容) 京都は日本屈指の観光都市であり、その魅力を最大限に引き出すためにも、美しい景観と一体となる道路整備が必要である。そのため、国道9号、国道24号等で電線共同溝の整備を進めている。 (歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 無電柱化事業は、京都の町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図るうえで重要である。本事業を推進していくことで、歴史的な町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	無電柱化事業	S61～	国直轄事業	<p>イ 無電柱化事業（国直轄事業）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考（国の支援事業等について）</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">無電柱化事業</td><td style="padding: 2px;">S61～</td><td style="padding: 2px;">国直轄事業</td></tr> </table> <p>(事業主体) 国土交通省 (事業区域) 国土交通省所管国道 (事業内容) 京都は日本屈指の観光都市であり、その魅力を最大限に引き出すためにも、美しい景観と一体となる道路整備が必要である。そのため、国道9号、国道24号等で電線共同溝の整備を進めている。 (歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 無電柱化事業は、京都の町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図るうえで重要である。本事業を推進していくことで、歴史的な町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	無電柱化事業	S61～	国直轄事業
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）											
無電柱化事業	S61～	国直轄事業											
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）											
無電柱化事業	S61～	国直轄事業											

新 (P7-19)

この理念に基づき、脱「クルマ中心」社会の実現に向け、これまでの自動車駐車需要に供給を合わせていた駐車施設に係る計画を、自動車利用抑制の観点に立った計画へと見直すため、「京都市駐車場整備連絡協議会」において検討を進め、「京都市駐車施設に関する基本計画」及び「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」を改定した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」にふさわしい新たな「駐車場整備計画」を策定することにより、歴史的な町並みにふさわしい道路環境の実現に寄与し、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

ウ 観光地交通対策

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
観光地等交通対策	H13~	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 嵐山・東山

(事業内容)

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るために、秋の観光ピーク期の11月に、嵐山地区で平成13年度から、東山地区で平成16年度から、地元住民・商業者及び京都府警等の関係機関と連携した交通対策を実施し、歩行者の安全性の確保と交通の円滑化を図っている。

【観光地（嵐山・東山）における「歩いて楽しいまち」の推進】

嵐山・東山両地区において、人

と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向け、自動車の流入抑制と公共交通の利用促進を図るために、周辺自治体等との連携したパークアンドライドを展開するとともに、観光バスの駐車予約制やシャトルバスの運行、また京都府警が実施する臨時交通規制とも連携した交通対策を実施している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、年間約500万人多くの観光客が訪れ、その内の約3割がマイカーを利用されている。特に11月は、観光地周辺で、交通渋滞が発生するとともに、クルマと歩行者



旧 (P7-19)

この理念に基づき、脱「クルマ中心」社会の実現に向け、これまでの自動車駐車需要に供給を合わせていた駐車施設に係る計画を、自動車利用抑制の観点に立った計画へと見直すため、「京都市駐車場整備連絡協議会」において検討を進め、「京都市駐車施設に関する基本計画」及び「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」を改定した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」にふさわしい新たな「駐車場整備計画」を策定することにより、歴史的な町並みにふさわしい道路環境の実現に寄与し、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

ウ 観光地交通対策

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
観光地交通対策	H13~	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 嵐山・東山

(事業内容)

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るために、秋の観光ピーク期の11月に、嵐山地区で平成13年度から、東山地区で平成16年度から、地元住民・商業者及び京都府警等の関係機関と連携した交通対策を実施し、歩行者の安全性の確保と交通の円滑化を図っている。

【観光地（嵐山・東山）における「歩いて楽しいまち」の推進】

嵐山・東山両地区において、人

と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向け、自動車の流入抑制と公共交通の利用促進を図るために、周辺自治体等との連携したパークアンドライドを展開するとともに、観光バスの駐車予約制やシャトルバスの運行、また京都府警が実施する臨時交通規制とも連携した交通対策を実施している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、年間約500万人多くの観光客が訪れ、その内の約3割がマイカーを利用されている。特に11月は、観光地周辺で、交通渋滞が発生するとともに、クルマと歩行者



新(P7-26)			旧(P7-26)		
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
名勝円山公園再整備（修復）事業 名勝円山公園再整備事業	H28～H32	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業（文化庁） 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）（国土交通省）	名勝円山公園再整備（修復）事業	H28～H30	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業
(事業主体) 京都市			(事業主体) 京都市		
(事業区域) 円山公園			(事業区域) 円山公園		
					
写真 7-12-1 円山公園1			写真 7-12-1 円山公園1		
					
写真 7-12-2 円山公園2			写真 7-12-2 円山公園2		
					
(事業内容) 明治19年（1886）に開設され、大正期に武田五一による公園改良計画、植治による日本庭園部分の作庭によって改修された円山公園は、平成28年に開園130年を迎える。同公園は昭和6年（1931）に国の名勝に指定されたが、文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、公園施設が老朽化するなど様々な課題が生じている。平成32年には東京オリンピックが開催されることを受け、国内外からより多くの観光客の来訪が期待されている。市民と国内外からの来訪者がその魅力を持続的に享受できることを目指し、名勝円山公園として、適切な保存管理のための計画を策定の上、平成30年度の完成に向けて平成28年度より測量設計、再整備（修復）工事を行う。			(事業内容) 明治19年（1886）に開設され、大正期に武田五一による公園改良計画、植治による日本庭園部分の作庭によって改修された円山公園は、平成28年に開園130年を迎える。同公園は昭和6年（1931）に国の名勝に指定されたが、文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、公園施設が老朽化するなど様々な課題が生じている。平成32年には東京オリンピックが開催されることを受け、国内外からより多くの観光客の来訪が期待されている。市民と国内外からの来訪者がその魅力を持続的に享受できることを目指し、名勝円山公園として、適切な保存管理のための計画を策定の上、平成30年度の完成に向けて平成28年度より測量設計、再整備（修復）工事を行う。		
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 円山公園は、本市における最古の公園で、自然の丘陵を利用して作庭されたこの公園は、公園中央部にある枝垂桜とともに市内随一の行楽地となっている。公園東側は東山に続き、西は八坂神社、南は高台寺、北は知恩院等に隣接し、観光地の一環を成している。この公園を再整備（修復）することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや人が主役の歩いて楽しむまちづくりが推進される。			(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 円山公園は、本市における最古の公園で、自然の丘陵を利用して作庭されたこの公園は、公園中央部にある枝垂桜とともに市内随一の行楽地となっている。公園東側は東山に続き、西は八坂神社、南は高台寺、北は知恩院等に隣接し、観光地の一環を成している。この公園を再整備（修復）することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや人が主役の歩いて楽しむまちづくりが推進される。		

新 (P7-27)

3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保全・再生事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

ア 文化財の保存事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
二之丸御殿他構造及び破損調査工事事業	H18～H22	国宝（建造物）二条城二之丸御殿遠侍及び車寄ほか10棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)
二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業	H23～H25	重要文化財（建造物）二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)
二条城東大手門保存修理事業	H26～H28	重要文化財（建造物）二条城東大手門保存修理事業（文化財関係国庫補助事業）

(事業主体) 京都市

(事業区域) 二条城二之丸御殿、東大手門、本丸御殿

(事業内容)

平成18～22年度において、国庫補助事業として、二条城二之丸御殿、東大手門、本丸御殿の構造及び耐震性能の調査、破損調査を実施し、構造補強案の検討を含めた修理の基本設計を行った。平成23年度から本格的な保存修理事業を実施する予定である。なお、同事業は学識経験者による修理委員会を設置し、指導助言を得て進めている。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

二条城は世界文化遺産であり、京都市の歴史的風致において核となる存在であるため、その保存修理を進めることは、歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-13 二条城

旧 (P7-27)

3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保全・再生事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

ア 文化財の保存事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
二之丸御殿他構造及び破損調査工事事業	H18～H22	国宝（建造物）二条城二之丸御殿遠侍及び車寄ほか10棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)
二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業	H23～H25	重要文化財（建造物）二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 二条城二之丸御殿、東大手門、本丸御殿

(事業内容)

平成18～22年度において、国庫補助事業として、二条城二之丸御殿、東大手門、本丸御殿の構造及び耐震性能の調査、破損調査を実施し、構造補強案の検討を含めた修理の基本設計を行った。平成23年度から本格的な保存修理事業を実施する予定である。なお、同事業は学識経験者による修理委員会を設置し、指導助言を得て進めている。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

二条城は世界文化遺産であり、京都市の歴史的風致において核となる存在であるため、その保存修理を進めることは、歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-13 二条城

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業	H24～H28	重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋ほか2棟保存修理事業（文化財関係国庫補助事業）

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業	H24～H27	重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋ほか2棟保存修理事業（文化財関係国庫補助事業）

新 (P7-29)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
むりんあん 名勝無鄰庵庭園の整備	H23~	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 国指定名勝・無鄰庵庭園

(事業内容)

無鄰庵は本市の貴重な文化財であり、保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。平成19年度から

「名勝無鄰庵庭園整備検討委員会」を開催して保存管理計画等について議論を進め、平成23年3月に開催した第4回検討委員会において一定の方向性を定めた。

今後、中長期的な整備に向けた対応策を検討していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し、七代目小川治兵衛の作庭による広大な庭園を持つ邸宅として知られ、現在は京都市の施設として公開している。周辺には、同じく七代目小川治兵衛による庭園が集積し、固有の景観を形成している。当該施設の整備を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-14-2 名勝無鄰庵庭園

旧 (P7-29)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
むりんあん 名勝無鄰庵庭園の整備	H23~	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 国指定名勝・無鄰庵庭園

(事業内容)

無鄰庵は本市の貴重な文化財であり、保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。平成19年度から

「名勝無鄰庵庭園整備検討委員会」を開催して保存管理計画等について議論を進め、平成23年3月に開催した第4回検討委員会において一定の方向性を定めた。

今後、中長期的な整備に向けた対応策を検討していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し、七代目小川治兵衛の作庭による広大な庭園を持つ邸宅として知られ、現在は京都市の施設として公開している。周辺には、同じく七代目小川治兵衛による庭園が集積し、固有の景観を形成している。当該施設の整備を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-14-2 名勝無鄰庵庭園

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市指定登録文化財修理等助成事業	S58~	市単独事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 京都市指定・登録文化財

(事業内容)

京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し、地域の文化向上と発展に資するため、文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)



写真 7-15 長江家住宅 (京都市指定有形文化財)

京都市文化財保護条例による京都市指定・登録文化財の保護は、歴史的風致

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市指定登録文化財修理等助成事業	S58~	市単独事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 京都市指定・登録文化財

(事業内容)

京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し、地域の文化向上と発展に資するため、文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)



写真 7-15 長江家住宅 (京都市指定文化財)

京都市文化財保護条例による京都市指定・登録文化財の保護は、歴史的風致

新 (P7-30)

を後世へ継承するうえで重要であり、京都市の歴史的風致の維持向上に大きく寄与し、これらを保全することにより、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
伝統的建造物群保存事業	S51～	文化財関係国庫補助事業

(事業主体) 所有者（間接）

(事業区域) 伝統的建造物群保存地区内

(事業内容)

伝統的建造物群保存地区とは、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために指定を行っている地区で、現在、産寧坂地区、祇園新橋地区、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区の4地区が伝統的建造物群保存地区に指定されている。嵯峨鳥居本を除く3地区が重点区域内にある。

伝統的な様式を持つ建築物等については、修理・修景の際にその様式に従うことにより、保全を図っていく。また、伝統的な様式を失った建築物等については、伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物と調和するように順次修景を進め、地区の景観の向上に努めていく。また、これらに必要な費用の一部を補助していく。

伝統的建造物群保存地区地区（重点区域内）	
産寧坂伝統的建造物群保存地区	計 3 地 区
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	
上賀茂伝統的建造物群保存地区	

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

地区指定以来、多くの事業の蓄積により、地区の風趣は一段と深まり、環境は着実に整えられてきている。

当該地区内の環境を引き続き維持向上させていくことで歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

イ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—1

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	S47～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）
	H23～H32	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)

旧 (P7-30, 31)

を後世へ継承するうえで重要であり、京都市の歴史的風致の維持向上に大きく寄与し、これらを保全することにより、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
伝統的建造物群保存事業	S51～	文化財関係国庫補助事業

(事業主体) 所有者（間接）

(事業区域) 伝統的建造物群保存地区内

(事業内容)

伝統的建造物群保存地区とは、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために指定を行っている地区で、現在、産寧坂地区、祇園新橋地区、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区の4地区が伝統的建造物群保存地区に指定されている。嵯峨鳥居本を除く3地区が重点区域内にある。

伝統的な様式を持つ建築物等については、修理・修景の際にその様式に従うことにより、保全を図っていく。また、伝統的な様式を失った建築物等については、伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物と調和するように順次修景を進め、地区の景観の向上に努めていく。また、これらに必要な費用の一部を補助していく。

伝統的建造物群保存地区地区（重点区域内）	
産寧坂伝統的建造物群保存地区	計 3 地 区
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	
上賀茂伝統的建造物群保存地区	

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

地区指定以来、多くの事業の蓄積により、地区の風趣は一段と深まり、環境は着実に整えられてきている。

当該地区内の環境を引き続き維持向上させていくことで歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

イ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—1

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	S47～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)

新 (P7-31)	旧 (P7-31, 32)																
(事業主体) 所有者（間接） (事業区域) 歴史的景観保全修景地区 (事業内容) 市内3地区を指定している歴史的景観保全修景地区において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。	(事業主体) 所有者（間接） (事業区域) 歴史的景観保全修景地区 (事業内容) 市内3地区を指定している歴史的景観保全修景地区において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">歴史的景観保全修景地区</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">祇園町南歴史的景観保全修景地区</td> <td style="width: 20px; text-align: center; padding: 2px;">計 3 地 区</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区</td> <td style="width: 20px; text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">かみのきょうこかわ 上京小川歴史的景観保全修景地区</td> <td style="width: 20px; text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> </table>	歴史的景観保全修景地区		祇園町南歴史的景観保全修景地区	計 3 地 区	祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区		かみのきょうこかわ 上京小川歴史的景観保全修景地区		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">歴史的景観保全修景地区</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">祇園町南歴史的景観保全修景地区</td> <td style="width: 20px; text-align: center; padding: 2px;">計 3 地 区</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区</td> <td style="width: 20px; text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">かみのきょうこかわ 上京小川歴史的景観保全修景地区</td> <td style="width: 20px; text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> </table>	歴史的景観保全修景地区		祇園町南歴史的景観保全修景地区	計 3 地 区	祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区		かみのきょうこかわ 上京小川歴史的景観保全修景地区	
歴史的景観保全修景地区																	
祇園町南歴史的景観保全修景地区	計 3 地 区																
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区																	
かみのきょうこかわ 上京小川歴史的景観保全修景地区																	
歴史的景観保全修景地区																	
祇園町南歴史的景観保全修景地区	計 3 地 区																
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区																	
かみのきょうこかわ 上京小川歴史的景観保全修景地区																	
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 「祇園町南歴史的景観保全修景地区」および「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は五花街のひとつである祇園甲部に位置しており、「祇園町南歴史的景観保全修景地区」は茶屋様式の町家を主流としつつ、各家屋の個性を発揮している。また、「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は、祇園新橋伝統的建造物群保存地区と隣接しており、茶屋町と古美術商が集まった町が連続し、地域個性の豊かな町並みが形成している。 「上京小川歴史的景観保全修景地区」は茶道文化の殿堂の地であり、現在では、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが町並みを形成しており、いずれの地区も歴史的市街地地区の中に位置している。 このような京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的に指定する地区で、地区内の歴史的な様式を持つ建築物等については、その様式に従って修理を行うことにより、保全を図っていく。一方、歴史的様式を失った建築物については、歴史的景観保全修景計画に定められた基準に従って順次修景を進めるとともに、地区内の建築物等の修理等に対して助成し、京都の歴史的な景観の向上に努めることにより歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。	(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 「祇園町南歴史的景観保全修景地区」および「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は五花街のひとつである祇園甲部に位置しており、「祇園町南歴史的景観保全修景地区」は茶屋様式の町家を主流としつつ、各家屋の個性を発揮している。また、「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は、祇園新橋伝統的建造物群保存地区と隣接しており、茶屋町と古美術商が集まった町が連続し、地域個性の豊かな町並みが形成している。 「上京小川歴史的景観保全修景地区」は茶道文化の殿堂の地であり、現在では、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが町並みを形成しており、いずれの地区も歴史的市街地地区の中に位置している。 このような京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的に指定する地区で、地区内の歴史的な様式を持つ建築物等については、その様式に従って修理を行うことにより、保全を図っていく。一方、歴史的様式を失った建築物については、歴史的景観保全修景計画に定められた基準に従って順次修景を進めるとともに、地区内の建築物等の修理等に対して助成し、京都の歴史的な景観の向上に努めることにより歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。																
ウ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—2	ウ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—2																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">事業名</td> <td style="width: 33%;">事業期間</td> <td style="width: 33%;">備考（国の支援事業等について）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 33%;">歴史的町並み再生事業</td> <td style="width: 33%;">S60～</td> <td style="width: 33%;">市単独事業</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">H21～H22</td> <td style="width: 33%;">歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）</td> </tr> </table>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	歴史的町並み再生事業	S60～	市単独事業	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">事業名</td> <td style="width: 33%;">事業期間</td> <td style="width: 33%;">備考（国の支援事業等について）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 33%;">歴史的町並み再生事業</td> <td style="width: 33%;">S60～</td> <td style="width: 33%;">市単独事業</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">H21～H22</td> <td style="width: 33%;">歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）</td> </tr> </table>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	歴史的町並み再生事業	S60～	市単独事業	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）															
歴史的町並み再生事業	S60～	市単独事業															
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）															
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）															
歴史的町並み再生事業	S60～	市単独事業															
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）															

新 (P7-32)	旧 (P7-32, 33)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">H23～H<u>32</u></td> <td style="width: 80%;">社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)</td> </tr> </table> <p>(事業主体) 所有者 (間接) (事業区域) 界わい景観整備地区 (事業内容)</p> <p>市内<u>8</u>地区 (うち、重点区域内は<u>7</u>地区) を指定している界わい景観整備地区内の地域で市街地の景観を特色付ける建築物等が連なっている地域などを重要界わい景観整備地域としてさらに指定するとともに、界わい景観整備地区内において、町並みの景観を特色付けている建築物等を界わい景観建造物に指定している。</p> <p>この地区内の重要界わい景観整備地域内の建造物等や界わい景観建造物において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left; padding: 5px;">界わい景観整備地区</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">伏見南浜界わい景観整備地区</td> <td rowspan="8" style="width: 90%; text-align: center; vertical-align: middle; font-size: 2em;">計 <u>8</u> 地区</td> </tr> <tr> <td>三条通界わい景観整備地区</td> </tr> <tr> <td>上賀茂郷界わい景観整備地区</td> </tr> <tr> <td>千両ヶ辻界わい景観整備地区</td> </tr> <tr> <td>上京北野界わい景観整備地区</td> </tr> <tr> <td>本願寺・東寺界わい景観整備地区</td> </tr> <tr> <td><u>先斗町界わい景観整備地区</u></td> </tr> <tr> <td>かたぎはら 西京櫻原地区 (※)</td> </tr> </table> <p>※西京櫻原地区は重点区域外</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>歴史的市街地・伏見地区の中に位置している「伏見南浜界わい景観整備地区」は、豊臣秀吉の城下町創設に始まり、水運業都市として隆盛を示し、町家や酒造施設が建ち並んでいる。</p> <p>「三条通界わい景観整備地区」は、近世において東海道の西の基点として、旅籠、問屋、両替商等が立地していたが、明治時代に入ると文化・金融等といった都心機能が強化され、近代洋風建築などが集積し、様式の異なる建造物が混在している。</p> <p>「千両ヶ辻界わい景観整備地区」は、西陣織及び関連業が軒を連ね、商工混在の町並みを形成している。現在でも伝統的な家屋で生業を営む企業も多く、西陣の固有景観が維持されている。</p> <p>「上京北野界わい景観整備地区」は、北野天満宮の門前町として形成された</p>		H23～H <u>32</u>	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)	界わい景観整備地区		伏見南浜界わい景観整備地区	計 <u>8</u> 地区	三条通界わい景観整備地区	上賀茂郷界わい景観整備地区	千両ヶ辻界わい景観整備地区	上京北野界わい景観整備地区	本願寺・東寺界わい景観整備地区	<u>先斗町界わい景観整備地区</u>	かたぎはら 西京櫻原地区 (※)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">H23～H<u>30</u></td> <td style="width: 80%;">社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)</td> </tr> </table> <p>(事業主体) 所有者 (間接) (事業区域) 界わい景観整備地区 (事業内容)</p> <p>市内<u>7</u>地区 (うち、重点区域内は<u>6</u>地区) を指定している界わい景観整備地区内の地域で市街地の景観を特色付ける建築物等が連なっている地域などを重要界わい景観整備地域としてさらに指定するとともに、界わい景観整備地区内において、町並みの景観を特色付けている建築物等を界わい景観建造物に指定している。</p> <p>この地区内の重要界わい景観整備地域内の建造物等や界わい景観建造物において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left; padding: 5px;">界わい景観整備地区</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">伏見南浜界わい景観整備地区</td> <td rowspan="8" style="width: 90%; text-align: center; vertical-align: middle; font-size: 2em;">計 <u>7</u> 地区</td> </tr> <tr> <td>三条通界わい景観整備地区</td> </tr> <tr> <td>上賀茂郷界わい景観整備地区</td> </tr> <tr> <td>千両ヶ辻界わい景観整備地区</td> </tr> <tr> <td>上京北野界わい景観整備地区</td> </tr> <tr> <td>本願寺・東寺界わい景観整備地区</td> </tr> <tr> <td>かたぎはら 西京櫻原地区 (※)</td> </tr> </table> <p>※西京櫻原地区は重点区域外</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>歴史的市街地・伏見地区の中に位置している「伏見南浜界わい景観整備地区」は、豊臣秀吉の城下町創設に始まり、水運業都市として隆盛を示し、町家や酒造施設が建ち並んでいる。</p> <p>「三条通界わい景観整備地区」は、近世において東海道の西の基点として、旅籠、問屋、両替商等が立地していたが、明治時代に入ると文化・金融等といった都心機能が強化され、近代洋風建築などが集積し、様式の異なる建造物が混在している。</p> <p>「千両ヶ辻界わい景観整備地区」は、西陣織及び関連業が軒を連ね、商工混在の町並みを形成している。現在でも伝統的な家屋で生業を営む企業も多く、西陣の固有景観が維持されている。</p> <p>「上京北野界わい景観整備地区」は、北野天満宮の門前町として形成された</p>		H23～H <u>30</u>	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)	界わい景観整備地区		伏見南浜界わい景観整備地区	計 <u>7</u> 地区	三条通界わい景観整備地区	上賀茂郷界わい景観整備地区	千両ヶ辻界わい景観整備地区	上京北野界わい景観整備地区	本願寺・東寺界わい景観整備地区	かたぎはら 西京櫻原地区 (※)
	H23～H <u>32</u>	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)																										
界わい景観整備地区																												
伏見南浜界わい景観整備地区	計 <u>8</u> 地区																											
三条通界わい景観整備地区																												
上賀茂郷界わい景観整備地区																												
千両ヶ辻界わい景観整備地区																												
上京北野界わい景観整備地区																												
本願寺・東寺界わい景観整備地区																												
<u>先斗町界わい景観整備地区</u>																												
かたぎはら 西京櫻原地区 (※)																												
	H23～H <u>30</u>	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)																										
界わい景観整備地区																												
伏見南浜界わい景観整備地区	計 <u>7</u> 地区																											
三条通界わい景観整備地区																												
上賀茂郷界わい景観整備地区																												
千両ヶ辻界わい景観整備地区																												
上京北野界わい景観整備地区																												
本願寺・東寺界わい景観整備地区																												
かたぎはら 西京櫻原地区 (※)																												

新 (P7-33)	旧 (P7-33, 34)												
<p>歴史の古い市街地である。中でも上七軒は、京都では最も歴史の長い茶屋町で、門前町の賑わいと芸能文化の発展に寄与し、優雅で落ち着きのある町並みを形成している。一方、この区域は西陣機業の集中する市街地でもあり、その関連業も含む同業者町を形成し、職住が共存した町並み景観を呈している。</p> <p>「三条通界わい景観整備地区」、「千両ヶ辻界わい景観整備地区」、「上京北野界わい景観整備地区」は、歴史的市街地地区の中に位置している。</p> <p>「本願寺・東寺界わい景観整備地区」のうち、本願寺地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、東西の本願寺の「寺内町」として都市生活が営まれてきた歴史的市街地である。仏具、法衣などの宗教関連用品を扱う見世造りの商店や仕舞屋などの町家が建ち並んでいる。また、東寺地区は、歴史的市街地・東寺地区の中に位置しており、東寺を中心に開けた市街地で、古都の玄関の象徴である五重塔を背景にした町並みを形成している。</p> <p>「上賀茂郷界わい景観整備地区」は、上賀茂地区の中に位置しており、上賀茂神社に仕える神官の住居（社家）や農家が混在する町として、明神川沿いを中心に発展してきた。現在でも社家や土塀越しの前庭、洗練された意匠の町家などで通り景観を維持している。</p> <p><u>「先斗町界わい景観整備地区」は、花街文化を継承する先斗町歌舞練場やお茶屋建築と、お茶屋建築を再生活用した飲食店等が調和し、品格と賑わいをあわせもつ独特の景観を形成している。</u></p> <p>このような歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図るとともに、重要界わい景観整備地域内の建築物等や界わい景観建築物の修理等に対して助成することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>	<p>歴史の古い市街地である。中でも上七軒は、京都では最も歴史の長い茶屋町で、門前町の賑わいと芸能文化の発展に寄与し、優雅で落ち着きのある町並みを形成している。一方、この区域は西陣機業の集中する市街地でもあり、その関連業も含む同業者町を形成し、職住が共存した町並み景観を呈している。</p> <p>「三条通界わい景観整備地区」、「千両ヶ辻界わい景観整備地区」、「上京北野界わい景観整備地区」は、歴史的市街地地区の中に位置している。</p> <p>「本願寺・東寺界わい景観整備地区」のうち、本願寺地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、東西の本願寺の「寺内町」として都市生活が営まれてきた歴史的市街地である。仏具、法衣などの宗教関連用品を扱う見世造りの商店や仕舞屋などの町家が建ち並んでいる。また、東寺地区は、歴史的市街地・東寺地区の中に位置しており、東寺を中心に開けた市街地で、古都の玄関の象徴である五重塔を背景にした町並みを形成している。</p> <p>「上賀茂郷界わい景観整備地区」は、上賀茂地区の中に位置しており、上賀茂神社に仕える神官の住居（社家）や農家が混在する町として、明神川沿いを中心に発展してきた。現在でも社家や土塀越しの前庭、洗練された意匠の町家などで通り景観を維持している。</p> <p><u>「先斗町界わい景観整備地区」は、花街文化を継承する先斗町歌舞練場やお茶屋建築と、お茶屋建築を再生活用した飲食店等が調和し、品格と賑わいをあわせもつ独特の景観を形成している。</u></p> <p>このような歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図るとともに、重要界わい景観整備地域内の建築物等や界わい景観建築物の修理等に対して助成することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>												
工 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—3 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">歴史的町並み再生事業</td> <td style="padding: 2px;">H8～ H21～H22 H23～H32</td> <td style="padding: 2px;">市単独事業 歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省） 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 所有者（間接） (事業区域) 京都市内 (事業内容) 歴史的意匠建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	歴史的町並み再生事業	H8～ H21～H22 H23～H32	市単独事業 歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省） 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)	工 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—3 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">歴史的町並み再生事業</td> <td style="padding: 2px;">H8～ H21～H22 H23～H30</td> <td style="padding: 2px;">市単独事業 歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省） 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 所有者（間接） (事業区域) 京都市内 (事業内容) 歴史的意匠建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	歴史的町並み再生事業	H8～ H21～H22 H23～H30	市単独事業 歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省） 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）											
歴史的町並み再生事業	H8～ H21～H22 H23～H32	市単独事業 歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省） 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)											
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）											
歴史的町並み再生事業	H8～ H21～H22 H23～H30	市単独事業 歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省） 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)											

新 (P7-34)	旧 (P7-34, 35)																								
<p>必要な費用の一部の助成を行う。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>歴史的意匠建造物は、市内に108件指定しており、重点区域内には合計95件指定している。歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物として指定している。歴史的意匠建造物の歴史的な様式を保全するために必要な修理等に対して助成し、これら建造物の歴史的な様式を保全することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>	<p>必要な費用の一部の助成を行う。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>歴史的意匠建造物は、市内に108件指定しており、重点区域内には合計95件指定している。歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物として指定している。歴史的意匠建造物の歴史的な様式を保全するために必要な修理等に対して助成し、これら建造物の歴史的な様式を保全することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>																								
<p>オ 景観法に基づく修理・修景助成事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">歴史的町並み再生事業</td><td style="padding: 2px;">H18～</td><td style="padding: 2px;">市単独事業</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">H21～H22</td><td style="padding: 2px;">景観形成総合支援事業 (国土交通省)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">H23～H32</td><td style="padding: 2px;">社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)</td></tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 所有者 (間接) (事業区域) 景観計画区域内 (事業内容)</p> <p>景観重要建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>景観重要建造物は、景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成にとって重要な建築物等を指定するものである。景観重要建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことが、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりの推進につながる。</p>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	歴史的町並み再生事業	H18～	市単独事業		H21～H22	景観形成総合支援事業 (国土交通省)		H23～H32	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)	<p>オ 景観法に基づく修理・修景助成事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">歴史的町並み再生事業</td><td style="padding: 2px;">H18～</td><td style="padding: 2px;">市単独事業</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">H21～H22</td><td style="padding: 2px;">景観形成総合支援事業 (国土交通省)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">H23～H30</td><td style="padding: 2px;">社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)</td></tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 所有者 (間接) (事業区域) 景観計画区域内 (事業内容)</p> <p>景観重要建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>景観重要建造物は、景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成にとって重要な建築物等を指定するものである。景観重要建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことが、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりの推進につながる。</p>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	歴史的町並み再生事業	H18～	市単独事業		H21～H22	景観形成総合支援事業 (国土交通省)		H23～H30	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)																							
歴史的町並み再生事業	H18～	市単独事業																							
	H21～H22	景観形成総合支援事業 (国土交通省)																							
	H23～H32	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)																							
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)																							
歴史的町並み再生事業	H18～	市単独事業																							
	H21～H22	景観形成総合支援事業 (国土交通省)																							
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)																							
<p>カ 歴史的風致形成建造物の修理・修景助成事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">歴史的町並み再生事業</td><td style="padding: 2px;">H21～H22</td><td style="padding: 2px;">歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">H23～H32</td><td style="padding: 2px;">社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)</td></tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) : 所有者等 (間接) (事業区域) : 重点区域内 (事業内容)</p> <p>第8章歴史的風致形成建造物の指定の方針に記載した歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧に掲載し、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の</p>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	歴史的町並み再生事業	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)		H23～H32	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)	<p>カ 歴史的風致形成建造物の修理・修景助成事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">歴史的町並み再生事業</td><td style="padding: 2px;">H21～H22</td><td style="padding: 2px;">歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">H23～H30</td><td style="padding: 2px;">社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)</td></tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) : 所有者等 (間接) (事業区域) : 重点区域内 (事業内容)</p> <p>第8章歴史的風致形成建造物の指定の方針に記載した歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧に掲載し、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の</p>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	歴史的町並み再生事業	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)		H23～H30	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)						
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)																							
歴史的町並み再生事業	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)																							
	H23～H32	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)																							
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)																							
歴史的町並み再生事業	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)																							
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (国土交通省)																							

新 (P7-45)

事業名	事業期間	備考
京町家等耐震改修助成事業	H19～	(国土交通省) (H21まで地域住宅交付金) H22～H23 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業/提案事業） H24 社会資本整備総合交付金（効果促進事業） H25 防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） <u>H26～防災・安全交付金（効果促進事業）</u> (京都府) 京都府木造住宅耐震改修事業

(事業主体) 京町家等の居住者、居住予定者又は所有者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された京町家等、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で、耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
木造住宅耐震改修計画作成 助成事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (住宅建築物安全ストック形成事業) H25～防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)

(事業主体) 木造住宅の居住者、居住予定者、所有者又は所有予定者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

木造住宅（京町家等を含む。以下同じ）の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された木造住宅の所有者等に対し、一定の耐震性を確保する耐震改修の計画作成、設計及び工事費の見積り等に要する費用の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25～防災・安全交付金（効果促進事業）

旧 (P7-45)

事業名	事業期間	備考
京町家等耐震改修助成事業	H19～	(国土交通省) (H21まで地域住宅交付金) H22～H23 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業/提案事業） H24 社会資本整備総合交付金（効果促進事業） H25～防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） (京都府) 京都府木造住宅耐震改修事業

(事業主体) 京町家等の居住者、居住予定者又は所有者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された京町家等、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で、耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
木造住宅耐震改修計画作成 助成事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (住宅建築物安全ストック形成事業) H25～防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)

(事業主体) 木造住宅の居住者、居住予定者、所有者又は所有予定者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

木造住宅（京町家等を含む。以下同じ）の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された木造住宅の所有者等に対し、一定の耐震性を確保する耐震改修の計画作成、設計及び工事費の見積り等に要する費用の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25～防災・安全交付金（効果促進事業）

新 (P7-46)			旧 (P7-46)		
事業名	事業期間	備考			
		(京都府) 京都府木造住宅耐震改修事業			
(事業主体) 木造住宅の居住者、居住予定者、所有者又は所有予定者			(事業主体) 木造住宅の居住者、居住予定者、所有者又は所有予定者		
(事業区域) 市域全城			(事業区域) 市域全城		
(事業内容)			(事業内容)		
耐震性が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し、木造住宅（京町家等を含む。）の所有者等に対し、メニューに該当する耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。			耐震性が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し、木造住宅（京町家等を含む。）の所有者等に対し、メニューに該当する耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。		
コ 京町家まちづくりファンド					
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家改修助成モデル事業	H18～H22	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施	京町家改修助成モデル事業	H18～H22	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施	京町家活動助成モデル事業	H21	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家改修助成事業	H23～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施 ※平成24年4月から公益財団法人に移行	京町家改修助成事業	H23～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
(事業主体) 所有者等			(事業主体) 所有者等		
(事業区域) 市域全体			(事業区域) 市域全体		
(事業内容)			(事業内容)		
公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心とした事業を実施する。			財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心とした事業を実施する。		
○ 京町家改修助成モデル事業		景観形成に寄与し、文化発信、まちづくりへの発展の可能性のある京町家の改修工事に対して助成を行う。	○ 京町家改修助成モデル事業		景観形成に寄与し、文化発信、まちづくりへの発展の可能性のある京町家の改修工事に対して助成を行う。
○ 京町家活動助成モデル事業		京町家の改修につながるような活動に対して助成を行う。	○ 京町家活動助成モデル事業		京町家の改修につながるような活動に対して助成を行う。
○ 京町家改修助成事業		第一段階としての先行的モデル事業を終了し、今後は安定・継続的な事業の実施期として、地域まちづくりとの関係性が深く、改修後は景観重要建造物の指定をめざすなど将来に亘り維持・保全が図られていくもので、現時点では他の施策では助成対象とならないものを対象に改修助成を実施する。	○ 京町家改修助成事業		第一段階としての先行的モデル事業を終了し、今後は安定・継続的な事業の実施期として、地域まちづくりとの関係性が深く、改修後は景観重要建造物の指定をめざすなど将来に亘り維持・保全が図られていくもので、現時点では他の施策では助成対象とならないものを対象に改修助成を実施する。
○ 寄付促進のための取組			○ 寄付促進のための取組		

新 (P7-47)

ファンド事業費を安定的に確保するためには寄付の拡大が不可欠であるため、寄付拡大に向けた積極的なPR、寄付者へのインセンティブ策の構築等、多様な取組みを展開する。

【京町家まちづくりファンド】

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市で助成を行っている「歴史的町並み再生事業」は特定した地区内に存在するものや、個別に指定を行っている物件のみである。しかし、京都の市街地にはそれらに当たるまらないものの、景観形成に寄与する可能性のある京町家が多数ある。そのような物件に対して改修助成を行うことにより、また本市の歴史的町並み再生事業と連携することにより、歴史的町なみ景観の保全を図り、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

サ 京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業	H27～	住民参加型まちづくりファンド支援業務【クラウドファンディング活用型】

(事業主体) 所有者等**(事業区域) 京都市全域****(事業内容)**

事業者と投資家をインターネット上で結びつけ、多数の投資家から小額ずつ資金を集める「クラウドファンディング」の仕組みを活用した京町家の改修を推進することにより、京町家の保全・活用を促進する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

寄付ではなく投資を募ることで、事業者と出資者の京町家の保全・再生に対する機運を向上させるとともに、京町家に対する改修助成を行うことで、京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、それらを活かしたまちづくりが推進される。

シ 京町家まちづくり調査

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家まちづくり調査	H20～H21	市単独事業

旧 (P7-46, 47)

ファンド事業費を安定的に確保するためには寄付の拡大が不可欠であるため、寄付拡大に向けた積極的なPR、寄付者へのインセンティブ策の構築等、多様な取組みを展開する。

【京町家まちづくりファンド】

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市で助成を行っている「歴史的町並み再生事業」は特定した地区内に存在するものや、個別に指定を行っている物件のみである。しかし、京都の市街地にはそれらに当たるまらないものの、景観形成に寄与する可能性のある京町家が多数ある。そのような物件に対して改修助成を行うことにより、また本市の歴史的町並み再生事業と連携することにより、歴史的町なみ景観の保全を図り、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

サ 京町家まちづくり調査

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家まちづくり調査	H20～H21	市単独事業

新 (P7-48)	旧 (P7-47, 48)												
(事業主体) 京都市, (財) 京都市景観・まちづくりセンター, 立命館大学 (事業区域) 戦前に市街化された地域, 旧街道沿い (事業内容) <p>京都の伝統的な建築様式や生活様式を伝え、現在も職住共存の暮らしの場である京町家は、過去2回の調査結果により、都心部等の町家が約13%（年間約2%）の割合で消失していることが判明し、その保全・活用策が課題となっている。</p> <p>実効ある施策立案に反映するため、京町家の専門家や関連団体、市民ボランティアの協力を得て、市域に残存する全ての京町家（調査対象として推定5万件を推定）を対象とする「京町家まちづくり調査」を平成20年度より2箇年で実施した。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>歴史的風致の構成要素である京町家に関わる様々な課題を把握し、その保全・活用のための実効ある制度・仕組みの立案に役立てることにより、年々減少する京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>	(事業主体) 京都市, (財) 京都市景観・まちづくりセンター, 立命館大学 (事業区域) 戦前に市街化された地域, 旧街道沿い (事業内容) <p>京都の伝統的な建築様式や生活様式を伝え、現在も職住共存の暮らしの場である京町家は、過去2回の調査結果により、都心部等の町家が約13%（年間約2%）の割合で消失していることが判明し、その保全・活用策が課題となっている。</p> <p>実効ある施策立案に反映するため、京町家の専門家や関連団体、市民ボランティアの協力を得て、市域に残存する全ての京町家（調査対象として推定5万件を推定）を対象とする「京町家まちづくり調査」を平成20年度より2箇年で実施した。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>歴史的風致の構成要素である京町家に関わる様々な課題を把握し、その保全・活用のための実効ある制度・仕組みの立案に役立てることにより、年々減少する京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>												
ス 未指定文化財庭園の調査	シ 未指定文化財庭園の調査												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">大学との連携による未指定文化財庭園の調査</td><td style="padding: 2px;">H22～H24</td><td style="padding: 2px;">市単独事業</td></tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 市域全域 (事業内容) <p>生活環境の急激な変化により消滅していく危機に瀕する民家などの庭について、市内の大学と連携して調査を行い、京都の歴史や文化等を理解するうえで重要なものを、市指定や登録文化財等として保護していく。</p><p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p><p>民家などの庭は、歴史的建造物を構成する要素として重要であり、規模が大きいものになると、良好な市街地環境の形成に大きく寄与している。これらの実態を調査し、必要な保護を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p></p>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22～H24	市単独事業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">大学との連携による未指定文化財庭園の調査</td><td style="padding: 2px;">H22～H24</td><td style="padding: 2px;">市単独事業</td></tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 市域全域 (事業内容) <p>生活環境の急激な変化により消滅していく危機に瀕する民家などの庭について、市内の大学と連携して調査を行い、京都の歴史や文化等を理解するうえで重要なものを、市指定や登録文化財等として保護していく。</p><p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p><p>民家などの庭は、歴史的建造物を構成する要素として重要であり、規模が大きいものになると、良好な市街地環境の形成に大きく寄与している。これらの実態を調査し、必要な保護を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p></p>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22～H24	市単独事業
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)											
大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22～H24	市単独事業											
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)											
大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22～H24	市単独事業											
セ 京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度	ス 京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">京都市民が残したいと思う京</td><td style="padding: 2px;">H23～</td><td style="padding: 2px;">市単独事業</td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	京都市民が残したいと思う京	H23～	市単独事業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">京都市民が残したいと思う京</td><td style="padding: 2px;">H23～</td><td style="padding: 2px;">市単独事業</td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	京都市民が残したいと思う京	H23～	市単独事業
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)											
京都市民が残したいと思う京	H23～	市単独事業											
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)											
京都市民が残したいと思う京	H23～	市単独事業											

新 (P7-49)	旧 (P7-48, 49)
都を彩る建物や庭園制度	都を彩る建物や庭園制度
(事業主体) 京都市	(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全域	(事業区域) 市域全域
(事業内容)	(事業内容)
<p>市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物と庭園を公募によりリスト化、公表することで、市民ぐるみで残そうという機運を高め、保全・継承を図っていく。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>指定・登録され、保全が図られている歴史的建造物だけではなく、市民目線の残すべき建造物等について、保全・継承を図ることにより、地域の歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>	<p>市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物と庭園を公募によりリスト化、公表することで、市民ぐるみで残そうという機運を高め、保全・継承を図っていく。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>指定・登録され、保全が図られている歴史的建造物だけではなく、市民目線の残すべき建造物等について、保全・継承を図ることにより、地域の歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>
ソ 空き家対策推進事業	セ 空き家対策推進事業
事業名	事業名
空き家対策推進事業	空き家対策推進事業
事業期間	事業期間
H26~	H26~
備考 (国の支援事業等について)	備考 (国の支援事業等について)
防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業（提案事業））	防災・安全交付金
(事業主体) 京都市	(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全域	(事業区域) 市域全域
(事業内容)	(事業内容)
<p>平成26年4月1日施行の「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「空き家の活用」、「空き家の適正な管理」、「跡地の活用」を目的とする各種施策により、空き家対策を総合的に推進していく。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>	<p>平成26年4月1日施行の「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「空き家の活用」、「空き家の適正な管理」、「跡地の活用」を目的とする各種施策により、空き家対策を総合的に推進していく。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>
タ 歴史的景観の保全に関する検証事業	ソ 歴史的景観の保全に関する検証事業
事業名	事業名
歴史的景観の保全に関する検証事業	歴史的景観の保全に関する検証事業
事業期間	事業期間
H26~	H26~
備考 (国の支援事業等について)	備考 (国の支援事業等について)
市単独事業	市単独事業
(事業主体) 京都市	(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全域	(事業区域) 市域全域
(事業内容)	(事業内容)
<p>近年、これまで不变なものと考えられていた寺社に変化が生じるケースや寺社周辺に規制の範囲内とはいえ周辺とはスケール感が異なる建物が建設されるケー</p>	<p>近年、これまで不变なものと考えられていた寺社に変化が生じるケースや寺社周辺に規制の範囲内とはいえ周辺とはスケール感が異なる建物が建設されるケー</p>

新 (P7-50)	旧 (P7-49, 50)												
<p>ス、世界遺産のバッファーゾーンにおいて宅地開発計画が行われるなど、京都の貴重な資産である歴史的な景観が失われる事象が相次いでいる。</p> <p>このようなことから、世界に誇る京都の優れた景観の保全を更に強力に推進するため、京都の景観上、重要な要素となる世界遺産、寺社及び近代建築物等との周辺の景観に関する総点検を行い、良好な景観を保全するために必要な措置を具体化するとともに、景観重要建造物等への指定候補リストを作成する。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>京都の歴史的な景観の重要な要素である寺社及び近代建築物等とその周辺の景観に関する様々な課題を詳細に把握し、これまで以上に実効性のある保全措置を立案、効果を検証することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。</p> <p>また、景観上重要な要素である寺院や神社、近代建築物などを景観重要建造物等への指定を行うとともに、修理・修景補助を実施することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>	<p>ス、世界遺産のバッファーゾーンにおいて宅地開発計画が行われるなど、京都の貴重な資産である歴史的な景観が失われる事象が相次いでいる。</p> <p>このようなことから、世界に誇る京都の優れた景観の保全を更に強力に推進するため、京都の景観上、重要な要素となる世界遺産、寺社及び近代建築物等との周辺の景観に関する総点検を行い、良好な景観を保全するために必要な措置を具体化するとともに、景観重要建造物等への指定候補リストを作成する。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>京都の歴史的な景観の重要な要素である寺社及び近代建築物等とその周辺の景観に関する様々な課題を詳細に把握し、これまで以上に実効性のある保全措置を立案、効果を検証することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。</p> <p>また、景観上重要な要素である寺院や神社、近代建築物などを景観重要建造物等への指定を行うとともに、修理・修景補助を実施することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>												
<p>チ 京町家魅力発信事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">京町家魅力発信コンテスト ～ムービーからムーブメント～</td> <td style="padding: 2px;">H27</td> <td style="padding: 2px;">市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市</p> <p>(事業区域) 京都市全域</p> <p>(事業内容)</p> <p>京町家の魅力を伝える短編の映像作品を広く募集し、優秀作品を表彰することにより京町家保全再生の機運を高める。さらに、優秀作品を情報発信ツールとして活用し、幅広い層に京町家の魅力を伝えることで空き家の利活用や新たな需要層の掘り起こし、観光振興等につなげる。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>京町家の魅力を伝える映像を発信することで、年々減少する京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	京町家魅力発信コンテスト ～ムービーからムーブメント～	H27	市単独事業	<p>タ 京町家魅力発信事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">京町家魅力発信コンテスト ～ムービーからムーブメント～</td> <td style="padding: 2px;">H27</td> <td style="padding: 2px;">市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市</p> <p>(事業区域) 京都市全域</p> <p>(事業内容)</p> <p>京町家の魅力を伝える短編の映像作品を広く募集し、優秀作品を表彰することにより京町家保全再生の機運を高める。さらに、優秀作品を情報発信ツールとして活用し、幅広い層に京町家の魅力を伝えることで空き家の利活用や新たな需要層の掘り起こし、観光振興等につなげる。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>京町家の魅力を伝える映像を発信することで、年々減少する京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	京町家魅力発信コンテスト ～ムービーからムーブメント～	H27	市単独事業
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)											
京町家魅力発信コンテスト ～ムービーからムーブメント～	H27	市単独事業											
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)											
京町家魅力発信コンテスト ～ムービーからムーブメント～	H27	市単独事業											

新 (P7-53)

(3) 良好的な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
屋外広告物適正化推進事業	H18～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	S31～	市単独事業 (委託事業は H16 まで府補助金)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、屋外広告物モデル地域を設定し、罰則の適用や行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

また、屋外広告物法第7条第4項では、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じたものが当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができると規定している。

京都市では、職員による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等に掲出されている違反広告物を対象に定期的に除却を行っている。

また、青少年の健全な育成並びに都市景観の維持及び向上を図ることを目的として「京都市路上違反広告物追放推進員」を設置し、市長が持つ違反広告物を除却できる法的権限を少年補導委員会の単位会長等に委嘱している。さらに、増え続ける違反広告物への取組みを強化するため、除却権限を一般の市民にも委嘱して、自らの手で違反広告物を除却できる「京都市はり紙等違反広告物除却活動員」（愛称「京（みやこ）・輝き隊」）を創設し、市内一円で活動を展開している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであるが、現在繁華街や幹線道路沿いを中心に掲出されている違反広告物や電柱等に貼られているはり紙等は、歴史的な町並みにそぐわないものである。市民と協働では正、除却を強化していくことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

旧 (P7-53)

(3) 良好的な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
優良屋外広告物誘導事業	H18～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	S31～	市単独事業 (委託事業は H16 まで府補助金)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、屋外広告物モデル地域を設定し、罰則の適用や行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

また、屋外広告物法第7条第4項では、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じたものが当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができると規定している。

京都市では、職員による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等に掲出されている違反広告物を対象に定期的に除却を行っている。

また、青少年の健全な育成並びに都市景観の維持及び向上を図ることを目的として「京都市路上違反広告物追放推進員」を設置し、市長が持つ違反広告物を除却できる法的権限を少年補導委員会の単位会長等に委嘱している。さらに、増え続ける違反広告物への取組みを強化するため、除却権限を一般の市民にも委嘱して、自らの手で違反広告物を除却できる「京（みやこ）・輝き隊」を創設し、市内一円で活動を展開している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであるが、現在繁華街や幹線道路沿いを中心に掲出されている違反広告物や電柱等に貼られているはり紙等は、歴史的な町並みにそぐわないものである。市民と協働では正、除却を強化していくことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

新 (P7-54)

(4) まちの活性化、魅力の発信事業

ア 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
「まち・ひと・こころが織り成す 京都遺産」制度	H27～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

文化遺産を個々に認定するのではなく、京都の地域社会、文化遺産を支える人や匠の技、精神性などに基づくテーマでまとめ、集合体として認定する。

より多くの方々に、個々に見るだけではわからなかつた新たな魅力を伝え、歴史や文化への理解を深めてもらうとともに、それらを支える地域、人々が貴重な文化遺産を維持、継承しているという誇りを高めてもらうことで、京都の文化遺産を守り、活かす取組につなげていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都には、1200年の悠久の歴史と自然の中で、宮廷や寺院神社、武家社会のほか、人々の暮らしの中から生まれ、築かれてきた様々な有形・無形の文化遺産がある。それらの文化遺産を集合体として認定することで、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

イ 職住共存地区整備推進事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
職住共存地区整備推進事業	H10～H22	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 職住共存地区

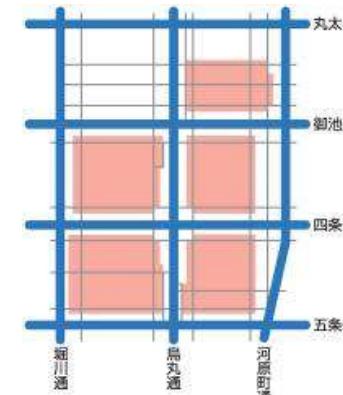
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
まちづくりに係る調査・企画・支援事業	H23～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

平成10年から行ってきた職住共存地区整備推進事業では、都心再生の先導地区として位置付けた職住共存地区において、地域協働型地区計画を活用した取組を展開してきた。これまでに、



職住共存地区

旧 (P7-54)

(4) まちの活性化、魅力の発信事業

ア 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
「まち・ひと・こころが織り成す 京都遺産」制度	H27～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

文化遺産を個々に認定するのではなく、京都の地域社会、文化遺産を支える人や匠の技、精神性などに基づくテーマでまとめ、集合体として認定する。

より多くの方々に、個々に見るだけではわからなかつた新たな魅力を伝え、歴史や文化への理解を深めてもらうとともに、それらを支える地域、人々が貴重な文化遺産を維持、継承しているという誇りを高めてもらうことで、京都の文化遺産を守り、活かす取組につなげていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都には、1200年の悠久の歴史と自然の中で、宮廷や寺院神社、武家社会のほか、人々の暮らしの中から生まれ、築かれてきた様々な有形・無形の文化遺産がある。それらの文化遺産を集合体として認定することで、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

ア 職住共存地区整備推進事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
職住共存地区整備推進事業	H10～H22	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 職住共存地区

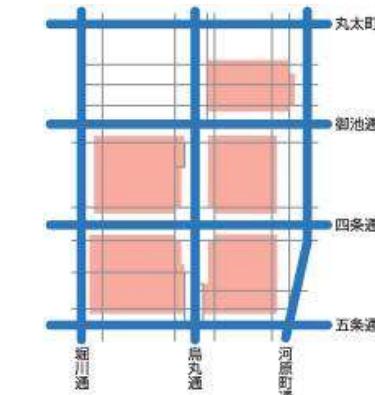
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
まちづくりに係る調査・企画・支援事業	H23～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

平成10年から行ってきた職住共存地区整備推進事業では、都心再生の先導地区として位置付けた職住共存地区において、地域協働型地区計画を活用した取組を展



職住共存地区

新 (P7-55)	旧 (P7-54, 55)
<p>修徳学区、本能学区、明倫学区、有隣学区において地域協働型地区計画を策定している。</p> <p>平成 22 年度で職住共存地区整備推進事業は終了し、この取組を市域全体へと展開するため、「地域協働型地区計画」等を活用し、住民・企業・行政のパートナーシップにより、個性ある地域まちづくりへの支援を推進する。</p> <p>また、職住共存地区等のすでに地区計画を策定している地区については、その実現化に向けて検討等の支援を継続する。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p>	<p>修徳学区、本能学区、明倫学区、有隣学区において地域協働型地区計画を策定している。</p> <p>平成 22 年度で職住共存地区整備推進事業は終了し、この取組を市域全体へと展開するため、「地域協働型地区計画」等を活用し、住民・企業・行政のパートナーシップにより、個性ある地域まちづくりへの支援を推進する。</p> <p>また、職住共存地区等のすでに地区計画を策定している地区については、その実現化に向けて検討等の支援を継続する。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p>
<p>京都では、職住共存地区をはじめとした多くの地域で、昔から住民自治の伝統があり、地域による活発な自治活動が行われ、また、それぞれの地域で歴史的建造物や伝統行事、景観、生活文化等、個性あふれる資源が培われてきた。</p>	<p>京都では、職住共存地区をはじめとした多くの地域で、昔から住民自治の伝統があり、地域による活発な自治活動が行われ、また、それぞれの地域で歴史的建造物や伝統行事、景観、生活文化等、個性あふれる資源が培われてきた。</p>
<p>そういった地域において、地域住民等との協働により「地域協働型地区計画」等を活用したまちのビジョンづくりを行うことで、地域の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、歴史都市・京都に相応しい地域力によるまちづくりが推進される。</p>	<p>そういった地域において、地域住民等との協働により「地域協働型地区計画」等を活用したまちのビジョンづくりを行うことで、地域の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、歴史都市・京都に相応しい地域力によるまちづくりが推進される。</p>
<h2>② 岡崎地域活性化の推進</h2> <p>岡崎地域は、東山を望む素晴らしい都市景観の中に琵琶湖疏水をはじめ、美しい庭園群や文化財、美術館、博物館などの文化交流施設が集積した地域であり、京都を代表する文化・交流ゾーンとして年間 500 万人以上の方々が来訪している。岡崎地域の優れたポテンシャルの更なる活用と岡崎地域で展開されつつある関連施策の融合による、地域の活性化の羅針盤となる「岡崎地域活性化ビジョン」を平成 23 年 3 月に策定した。このビジョンに基づき、琵琶湖疏水や近代化遺産等の歴</p>	<h2>① 岡崎地域活性化の推進</h2> <p>岡崎地域は、東山を望む素晴らしい都市景観の中に琵琶湖疏水をはじめ、美しい庭園群や文化財、美術館、博物館などの文化交流施設が集積した地域であり、京都を代表する文化・交流ゾーンとして年間 500 万人以上の方々が来訪している。岡崎地域の優れたポテンシャルの更なる活用と岡崎地域で展開されつつある関連施策の融合による、地域の活性化の羅針盤となる「岡崎地域活性化ビジョン」を平成 23 年 3 月に策定した。このビジョンに基づき、琵琶湖疏水や近代化遺産等の歴</p>
 <p>岡崎地域活性化の核となる施設の集積エリア</p>	 <p>岡崎地域活性化の核となる施設の集積エリア</p>
 <p>岡崎地域活性化の核となる施設の集積エリア</p>	 <p>岡崎地域活性化の核となる施設の集積エリア</p>

新 (P7-56)

史的建造物の保存・活用に関する取組や岡崎の総合的な魅力を高める保全・創造の景観・まちづくり等、官民様々な主体による取組を推進していく。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進	H23～	H23 都市環境改善支援事業（国土交通省）、H24 民間まちづくり活動促進事業（国土交通省）、H24～ <u>27</u> 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

(事業主体) 京都市、エリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」、その他（民間施設・事業者等）

(事業区域) 岡崎地域及びその周辺

(事業内容)

「岡崎地域活性化ビジョン」を推進するため、地域の施設や団体、事業者、行政、専門家などで構成するエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が平成23年7月に設立された。この協議会による魅力創出事業や情報発信など、地域全体の魅力向上に向けた様々な取組を行う。

民間まちづくり活動促進事業：「エリアマネジメント組織の運営費」及び将来ビジョンに掲げる方策を実現するための「社会実験・実証事業費」

社会資本整備総合交付金：エリアマネジメント組織による「上記以外の事業費」（風物詩づくりのための魅力創出事業や情報発信事業など）

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都会館再整備	H24～H27	H25～社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都会館

(事業内容)

京都会館は、第4回内国勧業博覧会跡地に整備された文教地区に、昭和35年に建設されたもので、日本を代表するモダニズム建築家・前川國男氏による建築としても知られている。

しかし、開館後50年以上が経過し、各設備や舞台機能を含めた施設全体に老朽化が進むとともに、近年の施設利用者や来場者の利用ニーズにこたえきれない状況となっている。

このため、平成23年6月に再整備基本計画を策定し、既存の建物を活用して全面改修を行うことを基本とし、一部、舞台機能や音響面で課題の大きい第一ホールについてのみ建て替えを行うことで、「岡崎地域活性化ビジョン」に

旧 (P7-55, 56)

史的建造物の保存・活用に関する取組や岡崎の総合的な魅力を高める保全・創造の景観・まちづくり等、官民様々な主体による取組を推進していく。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進	H23～	H23 都市環境改善支援事業（国土交通省）、H24 民間まちづくり活動促進事業（国土交通省）、H24～社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

(事業主体) 京都市、エリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」、その他（民間施設・事業者等）

(事業区域) 岡崎地域及びその周辺

(事業内容)

「岡崎地域活性化ビジョン」を推進するため、地域の施設や団体、事業者、行政、専門家などで構成するエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が平成23年7月に設立された。この協議会による魅力創出事業や情報発信など、地域全体の魅力向上に向けた様々な取組を行う。

民間まちづくり活動促進事業：「エリアマネジメント組織の運営費」及び将来ビジョンに掲げる方策を実現するための「社会実験・実証事業費」

社会資本整備総合交付金：エリアマネジメント組織による「上記以外の事業費」（風物詩づくりのための魅力創出事業や情報発信事業など）

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都会館再整備	H24～H27	H25～社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都会館

(事業内容)

京都会館は、第4回内国勧業博覧会跡地に整備された文教地区に、昭和35年に建設されたもので、日本を代表するモダニズム建築家・前川國男氏による建築としても知られている。

しかし、開館後50年以上が経過し、各設備や舞台機能を含めた施設全体に老朽化が進むとともに、近年の施設利用者や来場者の利用ニーズにこたえきれない状況となっている。

このため、平成23年6月に再整備基本計画を策定し、既存の建物を活用して全面改修を行うことを基本とし、一部、舞台機能や音響面で課題の大きい第一ホールについてのみ建て替えを行うことで、「岡崎地域活性化ビジョン」に

新 (P7-58)

(事業内容)
神宮道は、平安神宮や京都会館等の文化施設が集積する岡崎地域の中心を南北に通ずるシンボルストリートである。「岡崎地域活性化ビジョン」では、この神宮道を歩行者専用化とすることにより、賑わい空間を創出し、歩いて楽しい岡崎の実現を目指している。

このため、神宮道の車道機能を廃止し、沿道の公園と一体となった再整備を実施する。なお、神宮道は平安神宮の参道としての役割を有するほか、京都会館、美術館等の歴史的・文化的価値のある施設に近接するため、風致・景観の向上に配慮しながら再整備を図る。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都岡崎地区都市再生整備計画事業 (京都市美術館再整備事業)	H28～H31	H28～社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都市美術館

(事業内容)

京都市美術館は、昭和3年に京都で挙行された天皇即位の大礼を慶祝記念し、多くの市民の協力を得て昭和8年11月13日に「大礼記念京都美術館」の名称で、日本で二番目の大規模公立美術館として開設された。現在の建物は、公立美術館としては創建当時のまま現存する国内最古の建物であり、近代建築として高く評価されている。

この80年を超える歴史の中で、京都市美術館は、多くの著名な作家を輩出してきた公募展「市展（現：京展）」や、3,000点を超える質の高いコレクションとその展覧会の開催、また主要な美術団体の全国巡回展の開催、更には多くの魅力的な海外展を開催し、我が国屈指の集客力を誇るなど、日本の芸術文化を大きくけん引する役割を担ってきた。

また、京都市美術館は、我が国有数の文化・交流ゾーンである岡崎地域の各施設の中でも中核的な存在であり、周辺の施設とともに、東山を借景として琵琶湖疏水沿いに優れた文化的景観を形成している重要な施設でもある。

こうした中、平成27年3月には「京都市美術館再整備基本計画」を策定し、以下のとおり整備の基本方針を定めた。

- 我が国を代表する近代建築である本館については、建物の風格を失うことなく保存し、将来的には国の文化財指定を目指す。
- 新棟は、東山を借景にした本館との調和を図った、優れた建築デザインとともに、地下空間の大膽な活用も含め整備する。

旧 (P7-57)

(事業内容)
神宮道は、平安神宮や京都会館等の文化施設が集積する岡崎地域の中心を南北に通ずるシンボルストリートである。「岡崎地域活性化ビジョン」では、この神宮道を歩行者専用化とすることにより、賑わい空間を創出し、歩いて楽しい岡崎の実現を目指している。

このため、神宮道の車道機能を廃止し、沿道の公園と一体となった再整備を実施する。なお、神宮道は平安神宮の参道としての役割を有するほか、京都会館、美術館等の歴史的・文化的価値のある施設に近接するため、風致・景観の向上に配慮しながら再整備を図る。

新 (P7-59)

平成27年度は基本設計を行っているところであり、今後、京都市美術館の再整備事業を通じて、岡崎地区の活性化指針たる「岡崎地域活性化ビジョン」に示す「優れた都市景観・環境の将来への保全継承」、「世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能強化」、「更なる賑わいの創出」の実現を目指していく。



写真7-24-4 美術館正面



写真7-24-5 琵琶湖疏水

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岡崎地域は、琵琶湖疏水の開発に始まる京都の近代化を象徴する伝統と進取の気風あふれる地域であり、琵琶湖疏水とその関連施設群、文教施設群などの歴史的な施設が集積している。岡崎地域に関わる様々な主体の連携により、「岡崎地域活性化ビジョン」を推進することで、地域力を活用しながら、歴史的な地域資源や建造物を活かし、風情や品格のある更なる魅力的なまちづくりが推進される。

中でも、今回再整備を予定している京都会館や京都市動物園、神宮道と岡崎公園及び京都市美術館は地域の重要な構成要素として市民に親しまれている。

歴史的・文化的価値のある京都会館及び京都市美術館を可能な限り活かして再整備を図り、後世に継承するとともに、歴史ある京都市動物園を魅力ある施設として再整備することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。また、平安神宮の参道である神宮道を沿道の公園と一体的に再整備することにより、岡崎地域の風致・景観の向上が図られ、地域の歴史資産にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

工 ニューツーリズム創出事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
ニューツーリズム創出事業	H19～H23	市単独事業

(事業主体) 各実施団体

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

平成19年度から平成23年度まで、観光客の「時期的な集中」「場所的な

旧 (P7-58)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岡崎地域は、琵琶湖疏水の開発に始まる京都の近代化を象徴する伝統と進取の気風あふれる地域であり、琵琶湖疏水とその関連施設群、文教施設群などの歴史的な施設が集積している。岡崎地域に関わる様々な主体の連携により、「岡崎地域活性化ビジョン」を推進することで、地域力を活用しながら、歴史的な地域資源や建造物を活かし、風情や品格のある更なる魅力的なまちづくりが推進される。

中でも、今回再整備を予定している京都会館や京都市動物園、神宮道と岡崎公園は地域の重要な構成要素として市民に親しまれている。

歴史的・文化的価値のある京都会館を可能な限り活かして再整備を図り、後世に継承するとともに、歴史ある京都市動物園を魅力ある施設として再整備することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。また、平安神宮の参道である神宮道を沿道の公園と一体的に再整備することにより、岡崎地域の風致・景観の向上が図られ、地域の歴史資産にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

工 ニューツーリズム創出事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
ニューツーリズム創出事業	H19～H23	市単独事業

(事業主体) 各実施団体

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

平成19年度から平成23年度まで、観光客の「時期的な集中」「場所的な

新 (P7-60)

「集中」の緩和、界わい観光の振興、更には地域の活性化を図るため、京都の隠れた観光資源の発掘のための取組支援を行う「京都市ニューツーリズム創出事業」を開催している。

支援する具体的な内容は、地域団体等が取り組む事業の初期・追加経費に対する補助や、企画・進行管理等を助言するアドバイザーの派遣、事業のPR支援、その3点をパッケージにしてサポートする。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都のまちは、文化財の宝庫であり、加えて市内の各地域に根ざした行事や祭礼などが伝統文化として脈々と息づいている。このような、京都の隠れた観光資源の発掘及び取り組み支援を行うことにより、各地域の歴史的風致を再認識し、さらに京都観光の新たな魅力として発信することにより、観光客の「時期的な集中」、「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興や地域の活性化に寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。

オ 東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成	H20～H21	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区

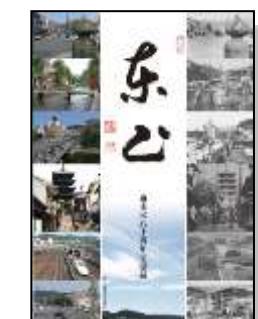
(事業内容)

東山区の魅力あふれる優れた地域資源（東山区の歴史や文化、産業、くらしなど）を学区単位で地域と連携して発掘・再発見するとともに、発掘した地域資源を整理・編集し、印刷物等で情報発信することにより、歴史的な資源を活用したまちづくりを推進する。

平成20年度から学区ごとに地域資源の発掘を進め、東山区80周年という節目の年である平成21年度に、その内容を東山の光・宝・誇りとして後世に残すため、「東山区80周年記念誌」として発行した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

東山区民は、学区単位の様々な団体の取り組みに見られるように、これまで自立性の高い住民自治の伝統を守っているが、観光地ならではの問題や少子高齢化などが、地域のまちづくりの課題となっている。こうした中、地域住民による主体的な地域資源の発掘・再発見を通じて、住民自らによる歴史的な景観や魅力あるまちづくりの維持・向上に寄与するとともに、広く情報発信することにより、観光振興や地域活性化にも寄与し、地域力に



東山区80周年記念誌

旧 (P7-58, 59)

「集中」の緩和、界わい観光の振興、更には地域の活性化を図るため、京都の隠れた観光資源の発掘のための取組支援を行う「京都市ニューツーリズム創出事業」を開催している。

支援する具体的な内容は、地域団体等が取り組む事業の初期・追加経費に対する補助や、企画・進行管理等を助言するアドバイザーの派遣、事業のPR支援、その3点をパッケージにしてサポートする。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都のまちは、文化財の宝庫であり、加えて市内の各地域に根ざした行事や祭礼などが伝統文化として脈々と息づいている。このような、京都の隠れた観光資源の発掘及び取り組み支援を行うことにより、各地域の歴史的風致を再認識し、さらに京都観光の新たな魅力として発信することにより、観光客の「時期的な集中」、「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興や地域の活性化に寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。

エ 東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成	H20～H21	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区

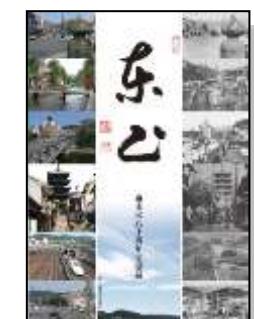
(事業内容)

東山区の魅力あふれる優れた地域資源（東山区の歴史や文化、産業、くらしなど）を学区単位で地域と連携して発掘・再発見するとともに、発掘した地域資源を整理・編集し、印刷物等で情報発信することにより、歴史的な資源を活用したまちづくりを推進する。

平成20年度から学区ごとに地域資源の発掘を進め、東山区80周年という節目の年である平成21年度に、その内容を東山の光・宝・誇りとして後世に残すため、「東山区80周年記念誌」として発行した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

東山区民は、学区単位の様々な団体の取り組みに見られるように、これまで自立性の高い住民自治の伝統を守っているが、観光地ならではの問題や少子高齢化などが、地域のまちづくりの課題となっている。こうした中、地域住民による主体的な地域資源の発掘・再発見を通じて、住民自らによる歴史的な景観や魅力あるまちづくりの維持・向上に寄与するとともに、広く情報発信することにより、観光振興や地域活性化にも寄与し、地域力に



東山区80周年記念誌

新 (P7-61)	旧 (P7-59, 60)												
よりまちづくりが推進される。	よりまちづくりが推進される。												
力 下京区内全域スタンプラリー	力 下京区内全域スタンプラリー												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">下京区内全域スタンプラリー</td><td style="padding: 2px;">H21～H21</td><td style="padding: 2px;">市単独事業</td></tr> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 下京区 (事業内容) 京都らしい風情とたたずまいを色濃く残す下京区では、130周年の節目を機に、町衆の良き伝統と地域の絆を守り、次の世代に引き継いでいくことを目指し、「歩いて！しもぎょう スタンプラリー」を開催する。 下京区全域を対象に、区民の方々に地域の名所ポイントを選出していただくほか、新たな観光ルートを発掘し、歩いて楽しんでもらえるスタンプラリーを実施する。当日はボランティアとして多くの地元住民に協力いただき、ガイド等を行ってもらう。 (歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 本事業は、広く市民の参加を得て企画、実施するものであり、地域の魅力や歴史的価値を再認識する機会になるとともに、地域コミュニティの再生や賑わい拠点の創出など多様な効果が期待でき、地域力によるまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	下京区内全域スタンプラリー	H21～H21	市単独事業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">下京区内全域スタンプラリー</td><td style="padding: 2px;">H21～H21</td><td style="padding: 2px;">市単独事業</td></tr> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 下京区 (事業内容) 京都らしい風情とたたずまいを色濃く残す下京区では、130周年の節目を機に、町衆の良き伝統と地域の絆を守り、次の世代に引き継いでいくことを目指し、「歩いて！しもぎょう スタンプラリー」を開催する。 下京区全域を対象に、区民の方々に地域の名所ポイントを選出していただくほか、新たな観光ルートを発掘し、歩いて楽しんでもらえるスタンプラリーを実施する。当日はボランティアとして多くの地元住民に協力いただき、ガイド等を行ってもらう。 (歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 本事業は、広く市民の参加を得て企画、実施するものであり、地域の魅力や歴史的価値を再認識する機会になるとともに、地域コミュニティの再生や賑わい拠点の創出など多様な効果が期待でき、地域力によるまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	下京区内全域スタンプラリー	H21～H21	市単独事業
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)											
下京区内全域スタンプラリー	H21～H21	市単独事業											
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)											
下京区内全域スタンプラリー	H21～H21	市単独事業											
主 京都・花灯路	主 京都・花灯路												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">京都・花灯路</td><td style="padding: 2px;">H14～</td><td style="padding: 2px;">市単独事業</td></tr> </table> <p>(事業主体) 京都・花灯路推進協議会（京都府, 京都市, 京都商工会議所, 京都仏教会, (公社) 京都市観光協会, (公財) 京都文化交流コンベンションビューロー） (事業内容) 京都を代表する寺院、神社をはじめとする歴史的文化遺産や町並みなどを、日本情緒豊かな陰影ある「露地行灯」の灯りと、いけばな作品の「花」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す。「灯り」と「花」による演出を基本手法にして、訪れる人々が「安らぎ」と「華やぎ」を体感できるようなスケールの大きな夜の時・空間を創出する。重点区域内では、東山地域（東山花灯路）で行われている。 また、平成19年度からは、自然エネルギーで発電されたクリーンな電力「京</p>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	京都・花灯路	H14～	市単独事業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事業名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事業期間</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考 (国の支援事業等について)</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">京都・花灯路</td><td style="padding: 2px;">H14～</td><td style="padding: 2px;">市単独事業</td></tr> </table> <p>(事業主体) 京都・花灯路推進協議会（京都府, 京都市, 京都商工会議所, 京都仏教会, (公社) 京都市観光協会, (公財) 京都文化交流コンベンションビューロー） (事業内容) 京都を代表する寺院、神社をはじめとする歴史的文化遺産や町並みなどを、日本情緒豊かな陰影ある「露地行灯」の灯りと、いけばな作品の「花」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す。「灯り」と「花」による演出を基本手法にして、訪れる人々が「安らぎ」と「華やぎ」を体感できるようなスケールの大きな夜の時・空間を創出する。重点区域内では、東山地域（東山花灯路）で行われている。 また、平成19年度からは、自然エネルギーで発電されたクリーンな電力「京</p>	事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)	京都・花灯路	H14～	市単独事業
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)											
京都・花灯路	H14～	市単独事業											
事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)											
京都・花灯路	H14～	市単独事業											

新 (P7-62)	旧 (P7-60, 61)												
<p>「グリーン電力」をライトアップの一部に利用することにより、環境に配慮した事業となるよう努めている（平成20年度からは全ての電力に使用）。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>当該事業は、京都の夜の風物詩として定着しつつある。京都の夜間景観の魅力の向上を図ることにより新たな賑わいを創出するとともに、歴史的建造物をめぐり、歴史的資源や町並みを実際に感じることにより、京都の魅力や歴史的価値を再認識する機会となる。そして、ひいては歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>	<p>「グリーン電力」をライトアップの一部に利用することにより、環境に配慮した事業となるよう努めている（平成20年度からは全ての電力に使用）。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>当該事業は、京都の夜の風物詩として定着しつつある。京都の夜間景観の魅力の向上を図ることにより新たな賑わいを創出するとともに、歴史的建造物をめぐり、歴史的資源や町並みを実際に感じることにより、京都の魅力や歴史的価値を再認識する機会となる。そして、ひいては歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>												
<p>ク 保勝会事業補助</p> <table border="1" data-bbox="206 698 1232 804"> <tr> <th>事業名</th><th>事業期間</th><th>備考（国の支援事業等について）</th></tr> <tr> <td>保勝会事業補助</td><td>S43～</td><td>市単独事業</td></tr> </table> <p>(事業主体) 各保勝会 (事業区域) 市域全体 (事業内容)</p> <p>保勝会（京都市内の観光景勝地を維持し、発展させるために、それぞれの地域住民によって自主的に組織された団体）が行う地域の清掃活動やイベントの開催、散策コースの紹介等の活動に対し、補助金を交付する。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>保勝会への補助金の交付を通じて、歴史的風致を形成している観光景勝地の維持・発展に寄与することはもとより、そこに暮らす地域の人々の自主的な活動を支援することにより地元活力を活かした継続的な取組につながる。そして、ひいては地域力によるまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	保勝会事業補助	S43～	市単独事業	<p>キ 保勝会事業補助</p> <table border="1" data-bbox="1749 698 2775 804"> <tr> <th>事業名</th><th>事業期間</th><th>備考（国の支援事業等について）</th></tr> <tr> <td>保勝会事業補助</td><td>S43～</td><td>市単独事業</td></tr> </table> <p>(事業主体) 各保勝会 (事業区域) 市域全体 (事業内容)</p> <p>保勝会（京都市内の観光景勝地を維持し、発展させるために、それぞれの地域住民によって自主的に組織された団体）が行う地域の清掃活動やイベントの開催、散策コースの紹介等の活動に対し、補助金を交付する。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>保勝会への補助金の交付を通じて、歴史的風致を形成している観光景勝地の維持・発展に寄与することはもとより、そこに暮らす地域の人々の自主的な活動を支援することにより地元活力を活かした継続的な取組につながる。そして、ひいては地域力によるまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	保勝会事業補助	S43～	市単独事業
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）											
保勝会事業補助	S43～	市単独事業											
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）											
保勝会事業補助	S43～	市単独事業											

新 (P7-66)

平成21年度に、京都府下で開催される「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」において、展示会等の各種事業を通じ、京都の伝統産業を全国に発信し、普及を図った。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統産業の技術を用いて、伝統工芸品を創造していくことによって、新たな需要を創出し、ひいては伝統産業業界の振興に寄与し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(オ) 京もの市場の開拓

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京もの国内市場開拓事業	H24～H26	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 首都圏他

(事業内容)

国内最大の消費地であり、情報発信のかなめである首都圏において、京都のまちの魅力や伝統文化を紹介するとともに、「和のライフスタイル」を提案する和装・工芸が一体となった京都の伝統産業PR展示会を行い、新たなファンを獲得し、その需要を開拓する。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京もの海外市場開拓事業	H24～H26	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 海外

(事業内容)

「京もの」の魅力を強力にアピールし、海外への販売を行うビジネスモデルを確立するため、国内コーディネーター、海外コーディネーター、商品開発アドバイザーを軸にした仕組みを構築し、市内の伝統産業事業者の海外発展を支援する。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京もの海外進出支援事業	H27～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 海外

(事業内容)

海外アドバイザーの指導のもと、パリ市のインキュベーション施設「アトリエ・ド・パリ」所属のデザイナーとともに、海外の現地ニーズに合った商品を開発し、海外市場の開拓を支援する「京都コンテンポラリー」、京都の伝統技術やものづくり技術が用いられた素材（例 西陣織、京唐紙）の海外市場の開拓を希望する

旧 (P7-65)

平成21年度に、京都府下で開催される「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」において、展示会等の各種事業を通じ、京都の伝統産業を全国に発信し、普及を図った。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統産業の技術を用いて、伝統工芸品を創造していくことによって、新たな需要を創出し、ひいては伝統産業業界の振興に寄与し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(オ) 京もの市場の開拓

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京もの国内市場開拓事業	H24～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 首都圏他

(事業内容)

国内最大の消費地であり、情報発信のかなめである首都圏において、京都のまちの魅力や伝統文化を紹介するとともに、「和のライフスタイル」を提案する和装・工芸が一体となった京都の伝統産業PR展示会を行い、新たなファンを獲得し、その需要を開拓する。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京もの海外市場開拓事業	H24	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 海外

(事業内容)

「京もの」の魅力を強力にアピールし、海外への販売を行うビジネスモデルを確立するため、国内コーディネーター、海外コーディネーター、商品開発アドバイザーを軸にした仕組みを構築し、市内の伝統産業事業者の海外発展を支援する。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京もの海外進出支援事業	H27～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 海外

(事業内容)

海外アドバイザーの指導のもと、パリ市のインキュベーション施設「アトリエ・ド・パリ」所属のデザイナーとともに、海外の現地ニーズに合った商品を開発し、海外市場の開拓を支援する「京都コンテンポラリー」、京都の伝統技術やものづくり技術が用いられた素材（例 西陣織、京唐紙）の海外市場の開拓を希望する

新 (P8-13)

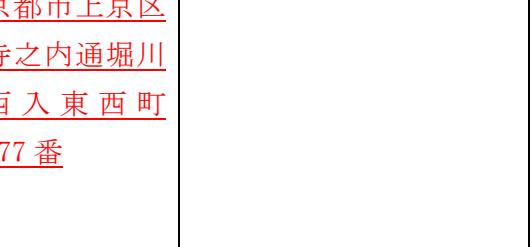
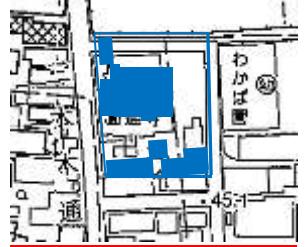
旧 (P287-288)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

5 8	藤野邸 (景観重要建造物)		京都市中京区高倉通竹屋町上る坂本町 707 番	
5 9	三上邸 (景観重要建造物)		京都市上京区油小路通上長者町下る亀屋町 135 番	
6 0	御靈神社 (上御靈神社) <u>(景観重要建造物)</u>		京都市上京区上御靈鳥居前通烏丸東入上御靈堅町 495 番他	
6 1	<u>梨木神社 (景観重要建造物)</u>		京都市上京区寺町通広小路上る染殿町 680 番	
6 2	<u>下御靈神社 (景観重要建造物)</u>		京都市中京区寺町通竹屋町上る下御靈前町 京都市上京区新烏丸通丸太町下る信富町 324 番, 324番1	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

5 8	藤野邸 (景観重要建造物)		京都市中京区高倉通竹屋町上る坂本町 707 番	
5 9	三上邸 (景観重要建造物)		京都市上京区油小路通上長者町下る亀屋町 135 番	
6 0	御靈神社 (上御靈神社)		京都市上京区上御靈鳥居前通烏丸東入上御靈堅町 495 番他	
6 1	<u>愛染工房</u>		京都市上京区中筋通大富西入横大宮町 215 番, 218 番	
6 2	<u>壽ビルディング</u>		京都市下京区西木屋町通松原上る三丁目市之町 251 番 7 他	

新 (P8-14)				旧 (P8-14)			
歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧				歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧			
6_3	愛染工房 (景観重要建造物)		京都市上京区 中筋通大宮西入横大宮町 215番, 218番		6_3	谷村邸	
6_4	壽ビルディング (景観重要建造物)		京都市下京区 西木屋町通松原上る三丁目市之町251番2他				
6_5	谷村邸		京都市上京区 寺之内通堀川西入東西町 377番				
6_6	鉋菱彌 (景観重要建造物)		京都市下京区 醒ヶ井通四条下る高野堂町 411番				
6_7	圓通寺 (景観重要建造物)		京都市上京区東三本木通丸太町上る上之町492番, 492番2 京都市上京区河原町通荒神口下る上生洲町210番, 210番2, 210番3				
6_8	伊藤喜商店 ・無量子庵		京都市東山区 松原通大和大路東入二丁目 轆轤町 100番, 100番1				

新 (P8-15)					旧
歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧					
6.9	青木邸		京都市下京区 西新屋敷下之町16番		
7.0	四条町大船鉢会所		京都市下京区 四条町355番		
7.1	臥月亭		京都市左京区 吉田神楽岡町 8番196		
7.2	西方尼寺・本光院		京都市上京区 今出川通七本 松西入真盛町 745番1, 742番7		
7.3	柊家旅館		京都市中京区 麿屋町通姉小路上る中白山町273番他		
7.4	柊家別館		京都市中京区 御幸町二条下る山本町42 6番, 431番		

新 (P8-16)					旧
歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧					
7_5	塩芳軒		京都市上京区 黒門通中立売 上る飛弾殿町 178番, 1 80番		
7_6	大野邸		京都市左京区 岡崎円勝寺町 91番21, 91番83		
7_7	町宿杏邑		京都市伏見区 京町北8丁目 82番1, 8 2番2		

新 (P 資料-14)

写真 2-127	振り売り	
写真 2-128	北山杉	
写真 2-129	北山杉の磨き	
写真 2-130	乾燥小屋の眺め	
写真 2-131	茅葺民家	
写真 3-1	嵐山渡月橋（風致 1 種）	
写真 3-2	大覚寺参道（特別修景地区）	
写真 3-3	桃山（歴史的風土保存区域）	
:		
	表省略	
:		
写真 3-12	祇園新橋地区	
写真 3-13	伏見南浜地区（界わい景観整備地区）	
写真 3-14	三条通地区（界わい景観整備地区）	
写真 3-15	先斗町地区（界わい景観整備地区）	
写真 3-19	しるしへの眺め（賀茂川右岸からの大文字）	
:		
	表省略	
:		
写真 3-25	シイノキが開花し、まだらに見える大文字	
写真 3-26	松くい虫被害が広がる小倉山山頂付近	
写真 3-27	都心部での交通渋滞	
写真 6-1	京都市文化財保存技術研修センター	
写真 7-1	上七軒通（道路修景整備事業）	
写真 7-1-2	周辺道路（道路修景整備事業）	

旧 (P 資料-14)

写真 2-127	振り売り	
写真 2-128	北山杉	
写真 2-129	北山杉の磨き	
写真 2-130	乾燥小屋の眺め	
写真 2-131	茅葺民家	
写真 3-1	嵐山渡月橋（風致 1 種）	
写真 3-2	大覚寺参道（特別修景地区）	
写真 3-3	桃山（歴史的風土保存区域）	
:		
	表省略	
:		
写真 3-12	祇園新橋地区	
写真 3-13	上京小川地区（歴史的景観保全修景地区）	
写真 3-14	伏見南浜地区（界わい景観整備地区）	
写真 3-15	三条通地区（界わい景観整備地区）	
写真 3-19	しるしへの眺め（賀茂川右岸からの大文字）	
:		
	表省略	
:		
写真 3-25	シイノキが開花し、まだらに見える大文字	
写真 3-26	松くい虫被害が広がる小倉山山頂付近	
写真 3-27	都心部での交通渋滞	
写真 6-1	京都市文化財保存技術研修センター	
写真 7-1	上七軒通（道路修景整備事業）	

新(P資料-15)

写真7-2	小川通（道路修景整備事業）
写真7-3	三条周辺地区（道路修景整備事業）
写真7-4	清水周辺地区（道路修景整備事業）
写真7-5	観光案内標識
写真7-6	歩いて楽しいまちなか戦略
写真7-7	御園橋1
写真7-8	御園橋2
:	
	表省略
:	
写真7-24-3	神宮道
写真7-24-4	美術館正面
写真7-24-5	琵琶湖疏水
写真7-25-1	京町家まちづくり調査1
写真7-25-2	京町家まちづくり調査2
写真7-26	歴史的風土保存地区 空撮
写真7-27	屋外広告物の簡易除却
写真7-28	伝統産業の日
写真7-29	京都市伝統産業ふれあい館
写真7-30	五感で感じる和の文化事業
写真7-31	撮影：大島拓也
写真7-32	市民狂言会
写真7-33	撮影：清水俊洋
写真7-34	伝統文化体験総合推進事業1
写真7-35	伝統文化体験総合推進事業2
写真7-36	東山区民ふれあい文化鑑賞会1
写真7-37	東山区民ふれあい文化鑑賞会2

旧(P資料-15)

写真7-1-2	周辺道路（道路修景整備事業）
写真7-2	小川通（道路修景整備事業）
写真7-3	三条周辺地区（道路修景整備事業）
写真7-4	清水周辺地区（道路修景整備事業）
写真7-5	観光案内標識
写真7-6	歩いて楽しいまちなか戦略
写真7-7	御園橋1
写真7-8	御園橋2
:	
	表省略
:	
写真7-24-3	神宮道
写真7-25-1	京町家まちづくり調査1
写真7-25-2	京町家まちづくり調査2
写真7-26	歴史的風土保存地区 空撮
写真7-27	屋外広告物の簡易除却
写真7-28	伝統産業の日
写真7-29	京都市伝統産業ふれあい館
写真7-30	五感で感じる和の文化事業
写真7-31	撮影：大島拓也
写真7-32	市民狂言会
写真7-33	撮影：清水俊洋
写真7-34	伝統文化体験総合推進事業1
写真7-35	伝統文化体験総合推進事業2
写真7-36	東山区民ふれあい文化鑑賞会1
写真7-37	東山区民ふれあい文化鑑賞会2

新 (P別表-20)

	種別	名称	所在地	告示年月日
61	名勝	白沙村莊庭園	左京区淨土寺石橋町	平 15.8.27
62	名勝	不審庵(表千家)庭園	上京区小川通寺之内上る本法 寺前町	昭 32.7.10
63	史跡	平安宮跡内裏跡・豊樂殿跡	上京区下立壳通千本東入田 中町, 中京区聚楽廻西町	昭 54.12.22 平 2.2.22
64	名勝	平安神宮神苑	左京区聖護院円頓美町, 岡崎 最勝寺町, 岡崎入江町, 岡崎 西天王町	昭 50.12.10
65	史跡	方広寺 大仏殿跡及び石墨・石塔	東山区茶屋町	昭 44.4.12 昭 52.2.26
66	特別名勝	法金剛院青女滝附五位山	右京区花園扇野町	昭 46.5.27 昭 62.3.4
67	特別名勝, 史跡	本願寺大書院庭園	下京区堀川通花屋町下る本願 寺門前町	昭 9.12.28 昭 30.3.24
68	史跡	本願寺境内	下京区堀川通花屋町下る本願 寺門前町	平 6.3.23
69	名勝	本法寺庭園	上京区小川通寺之内上る本法 寺前町	昭 61.6.16
70	史跡	妙心寺境内	右京区花園妙心寺町, 花園寺 ノ中町, 花園大藪町	昭 44.10.29
71	名勝, 史跡	妙心寺庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31
72	名勝	無鄰庵庭園	左京区南禪寺草川町	昭 26.6.9
73	史跡	賴山陽書斎(山紫水明処)	上京区東三本木通丸太町上る 南町	大 11.3.8
74	名勝	龍安寺庭園	右京区竜安寺御陵ノ下町	昭 30.2.3
75	史跡, 特別 名勝	龍安寺方丈庭園	右京区竜安寺御陵ノ下町	大 13.12.9 昭 29.3.20
76	名勝	靈雲院庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31
77	名勝	靈洞院庭園	東山区大和大路四条下る四丁 目小松町	昭 52.6.1
78	名勝	雙ヶ岡	右京区御室双岡町	昭 16.11.13

旧 (P別表-20)

	種別	名称	所在地	告示年月日
61	名勝	白沙村莊庭園	左京区淨土寺石橋町	平 15.8.27
62	名勝	不審庵(表千家)庭園	上京区小川通寺之内上る本法 寺前町	昭 32.7.10
63	史跡	平安宮跡内裏跡・豊樂殿跡	上京区下立壳通千本東入田 中町, 中京区聚楽廻西町	昭 54.12.22 平 2.2.22
64	名勝	平安神宮神苑	左京区聖護院円頓美町, 岡崎 最勝寺町, 岡崎入江町, 岡崎 西天王町	昭 50.12.10
65	史跡	方広寺 石墨および石塔	東山区茶屋町	昭 44.4.12 昭 52.2.26
66	特別名勝	法金剛院青女滝附五位山	右京区花園扇野町	昭 46.5.27 昭 62.3.4
67	特別名勝, 史跡	本願寺大書院庭園	下京区堀川通花屋町下る本願 寺門前町	昭 9.12.28 昭 30.3.24
68	史跡	本願寺境内	下京区堀川通花屋町下る本願 寺門前町	平 6.3.23
69	名勝	本法寺庭園	上京区小川通寺之内上る本法 寺前町	昭 61.6.16
70	史跡	妙心寺境内	右京区花園妙心寺町, 花園寺 ノ中町, 花園大藪町	昭 44.10.29
71	名勝, 史跡	妙心寺庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31
72	名勝	無鄰庵庭園	左京区南禪寺草川町	昭 26.6.9
73	史跡	賴山陽書斎(山紫水明処)	上京区東三本木通丸太町上る 南町	大 11.3.8
74	名勝	龍安寺庭園	右京区竜安寺御陵ノ下町	昭 30.2.3
75	史跡, 特別 名勝	龍安寺方丈庭園	右京区竜安寺御陵ノ下町	大 13.12.9 昭 29.3.20
76	名勝	靈雲院庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31
77	名勝	靈洞院庭園	東山区大和大路四条下る四丁 目小松町	昭 52.6.1
78	名勝	雙ヶ岡	右京区御室双岡町	昭 16.11.13

新 (P別表-21)

種別	名称	所在地	告示年月日
79	名勝	曼殊院書院庭園	左京区一乗寺竹之内町 昭 29. 3.20
80	名勝	對龍山莊庭園	左京区南禪寺福地町 昭 63.12.24
81	名勝	聚光院庭園	北区紫野大徳寺町 昭 33.6.12
82	史跡, 名勝	嵐山	右京区嵯峨, 西京区嵐山 昭 2.4.8 昭 3.2.21 昭 9.1.11
83	天然記念物	深泥池生物群集	北区上賀茂深泥池町 昭 2.6.14 昭 10.2.4
84	天然記念物	大田ノ沢のカキツバタ群落	北区上賀茂本山 昭 14.9.7
85	天然記念物	東山洪積世植物遺体包含層	東山区今熊野南日吉町 昭 18.2.19
86	名勝	御室(サクラ)	右京区御室大内 大 13.12.9
87	天然記念物	常照寺の九重ザクラ	右京区京北井戸町 昭 13.8.8
88	天然記念物	清滝川のゲンジボタル及びその生息地	右京区清滝川 昭 54.2.14
89	天然記念物	遊龍松	西京区大原野小塩町 昭 7. 4.19
90	名勝	杉本氏庭園	下京区綾小路通新町西入矢 田町 116 平 23.2.7
91	名勝	東福寺本防庭園	東山区本町 15 丁目 平 26.10.6
92	史跡	寺戸大塚古墳	京都市西京区大枝南 福西町, 向日市寺戸町 平 27.3.10

旧 (P別表-21)

種別	名称	所在地	告示年月日
79	名勝	曼殊院書院庭園	左京区一乗寺竹之内町 昭 29. 3.20
80	名勝	對龍山莊庭園	左京区南禪寺福地町 昭 63.12.24
81	名勝	聚光院庭園	北区紫野大徳寺町 昭 33.6.12
82	史跡, 名勝	嵐山	右京区嵯峨, 西京区嵐山 昭 2.4.8 昭 3.2.21 昭 9.1.11
83	天然記念物	深泥池生物群集	北区上賀茂深泥池町 昭 2.6.14 昭 10.2.4
84	天然記念物	大田ノ沢のカキツバタ群落	北区上賀茂本山 昭 14.9.7
85	天然記念物	東山洪積世植物遺体包含層	東山区今熊野南日吉町 昭 18.2.19
86	名勝	御室(サクラ)	右京区御室大内 大 13.12.9
87	天然記念物	常照寺の九重ザクラ	右京区京北井戸町 昭 13.8.8
88	天然記念物	清滝川のゲンジボタル及びその生息地	右京区清滝川 昭 54.2.14
89	天然記念物	遊龍松	西京区大原野小塩町 昭 7. 4.19
90	名勝	杉本氏庭園	下京区綾小路通新町西入矢 田町 116 平 23.2.7
91	名勝	東福寺本防庭園	東山区本町 15 丁目 平 26.10.6

新 (P 別表-24)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (府指定・登録 有形文化財 (建造物))

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	府指定有形文化財	歡喜光寺 本堂	山科区大宅奥山田	昭 58.4.15
2	府指定有形文化財	旧小林家住宅	右京区嵯峨天竜寺芒ノ馬場町 45-19	昭 58.4.15
3	府指定有形文化財	養源院 本堂 附玄関 1 棟・棟札 2 枚	右京区花園妙心寺町	昭 58.4.15
4	府指定有形文化財	御香宮神社 拝殿	伏見区御香宮門前町	昭 58.4.15
5	府指定有形文化財	醍醐寺 西大門	伏見区醍醐醍醐山	昭 59.4.14
	府指定有形文化財	醍醐寺 白山堂	伏見区醍醐醍醐山	平 6.2.18
	府指定有形文化財	醍醐寺 女人堂	伏見区醍醐醍醐山	平 6.2.18
6	府指定有形文化財	八幡宮社 本殿 附 棟札 2 枚・修理札 3 枚・石燈籠 1 基・銅燈籠 2 基	右京区京北上中町宮ノ谷 5	昭 59.4.14
	府指定有形文化財	八幡宮社 境内社待童社本殿 附 棟札 1 枚	右京区京北上中町宮ノ谷 5	昭 59.4.14
7	府指定有形文化財	金戒光明寺 阿弥陀堂	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
	府指定有形文化財	金戒光明寺 鐘樓	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
	府指定有形文化財	金戒光明寺 山門	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
8	府指定有形文化財	真正極楽寺 元三大師堂	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
	府指定有形文化財	真正極楽寺 総門	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
	府指定有形文化財	真正極楽寺 鐘樓 附 鬼瓦 1 個	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
	府指定有形文化財	真正極楽寺 三重塔	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
9	府指定有形文化財	退藏院 庫裏	右京区花園妙心寺町	昭 60. 5.15
	府指定有形文化財	退藏院 表門	右京区花園妙心寺町	昭 60. 5.15
10	府指定有形文化財	神護寺 毘沙門堂	右京区梅ヶ畠高雄町	昭 60. 5.15
	府指定有形文化財	神護寺 五大堂	右京区梅ヶ畠高雄町	昭 60. 5.15
	府指定有形文化財	神護寺 鐘樓	右京区梅ヶ畠高雄町	昭 60. 5.15
	府指定有形文化財	神護寺 標門	右京区梅ヶ畠高雄町	昭 60. 5.15
11	府指定有形文化財	本隆寺 本堂 附 棟札 1 枚・鬼瓦 1 個・蔀戸 5 枚分・棧唐戸 4 枚	上京区智恵光院通五辻上の紋屋町	昭 61.4.15
	府指定有形文化財	本隆寺 祖師堂 附 丸瓦 1 枚・平瓦 1 枚・蔀戸 3 枚	上京区智恵光院通五辻上の紋屋町	昭 61.4.15
12	府指定有形文化財	本願寺西山別院 本堂	西京区川島北裏町	昭 61.4.15
13	府指定有形文化財	知恩院 御廟堂	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
	府指定有形文化財	知恩院 御廟唐門	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
	府指定有形文化財	知恩院 御廟拜殿	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
	府指定有形文化財	知恩院 鎮守堂 附 棟札 1 枚	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15

旧 (P 別表-24)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (府指定・登録 建造物)

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	府指定文化財	歡喜光寺 本堂	山科区大宅奥山田	昭 58.4.15
2	府指定文化財	旧小林家住宅	右京区嵯峨天竜寺芒ノ馬場町 45-19	昭 58.4.15
3	府指定文化財	養源院 本堂 附玄関 1 棟・棟札 2 枚	右京区花園妙心寺町	昭 58.4.15
4	府指定文化財	御香宮神社 拝殿	伏見区御香宮門前町	昭 58.4.15
5	府指定文化財	醍醐寺 西大門	伏見区醍醐醍醐山	昭 59.4.14
	府指定文化財	醍醐寺 白山堂	伏見区醍醐醍醐山	平 6.2.18
	府指定文化財	醍醐寺 女人堂	伏見区醍醐醍醐山	平 6.2.18
6	府指定文化財	八幡宮社 本殿 附 棟札 2 枚・修理札 3 枚・石燈籠 1 基・銅燈籠 2 基	右京区京北上中町宮ノ谷 5	昭 59.4.14
	府指定文化財	八幡宮社 境内社待童社本殿 附 棟札 1 枚	右京区京北上中町宮ノ谷 5	昭 59.4.14
7	府指定文化財	金戒光明寺 阿弥陀堂	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
	府指定文化財	金戒光明寺 鐘樓	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
	府指定文化財	金戒光明寺 山門	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
8	府指定文化財	真正極楽寺 元三大師堂	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
	府指定文化財	真正極楽寺 総門	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
	府指定文化財	真正極楽寺 鐘樓 附 鬼瓦 1 個	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
	府指定文化財	真正極楽寺 三重塔	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
9	府指定文化財	退藏院 庫裏	右京区花園妙心寺町	昭 60. 5.15
	府指定文化財	退藏院 表門	右京区花園妙心寺町	昭 60. 5.15
10	府指定文化財	神護寺 毘沙門堂	右京区梅ヶ畠高雄町	昭 60. 5.15
	府指定文化財	神護寺 五大堂	右京区梅ヶ畠高雄町	昭 60. 5.15
	府指定文化財	神護寺 鐘樓	右京区梅ヶ畠高雄町	昭 60. 5.15
	府指定文化財	神護寺 標門	右京区梅ヶ畠高雄町	昭 60. 5.15
11	府指定文化財	本隆寺 本堂 附 棟札 1 枚・鬼瓦 1 個・蔀戸 5 枚分・棧唐戸 4 枚	上京区智恵光院通五辻上の紋屋町	昭 61.4.15
	府指定文化財	本隆寺 祖師堂 附 丸瓦 1 枚・平瓦 1 枚・蔀戸 3 枚	上京区智恵光院通五辻上の紋屋町	昭 61.4.15
12	府指定文化財	本願寺西山別院 本堂	西京区川島北裏町	昭 61.4.15
13	府指定文化財	知恩院 御廟堂	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
	府指定文化財	知恩院 御廟唐門	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
	府指定文化財	知恩院 御廟拜殿	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
	府指定文化財	知恩院 鎮守堂 附 棟札 1 枚	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15

新 (P別表-25)

種別	名称	所在地	告示年月日
13 <u>府指定有形文化財</u>	知恩院 四脚門	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
	知恩院 南門	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
	知恩院 黒門	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
	知恩院 総門	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
14 <u>府指定有形文化財</u>	清涼寺 本堂 附棟札 1枚	右京区嵯峨駅迦堂藤ノ木町	昭 62.4.15
	清涼寺 多宝塔	右京区嵯峨駅迦堂藤ノ木町	昭 62.4.15
	清涼寺 山門	右京区嵯峨駅迦堂藤ノ木町	昭 62.4.15
15 <u>府指定有形文化財</u>	玉鳳院 方丈及び昭堂 附 棟札 1枚	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
	玉鳳院 庫裏	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
	玉鳳院 祥雲院殿靈屋	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
	玉鳳院 鐘樓	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
	玉鳳院 唐門 附 棟札 1枚	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
16 <u>府指定有形文化財</u>	微笑庵 昭堂及び拝所	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
	微笑庵 渡廊下	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
17 <u>府指定有形文化財</u>	天龍寺 勅使門 附築地塀 2棟	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町	昭 63.4.15
	天龍寺 中門	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町	昭 63.4.15
18 <u>府指定有形文化財</u>	十輪寺 本堂(前堂・後堂) 附銘札 2枚・木槌 1個	西京区大原野小塩町	平元.4.14
	十輪寺 鐘樓	西京区大原野小塩町	平元.4.14
19 <u>府指定有形文化財</u>	東福寺 五社成就宮 附棟札 5枚	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 経蔵	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 大鐘樓 附 棟札 1枚	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 殿鐘樓	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 臥雲橋 附 棟札 1枚	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 南大門	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 中大門	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 北大門	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 曰下門	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
20 <u>府指定有形文化財</u>	東福寺 勅使門	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	退耕庵 客殿 附玄関 1棟	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
21 <u>府指定有形文化財</u>	智積院 大師堂 附 棟札 1枚	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 6.2.18
	智積院 密嚴堂	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 6.2.18
	智積院 三神社本殿	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 6.2.18
	智積院 三神社拝殿	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 6.2.18

旧 (P別表-25)

種別	名称	所在地	告示年月日
13 <u>府指定文化財</u>	知恩院 四脚門	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
	知恩院 南門	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
	知恩院 黒門	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
	知恩院 総門	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
14 <u>府指定文化財</u>	清涼寺 本堂 附棟札 1枚	右京区嵯峨駅迦堂藤ノ木町	昭 62.4.15
	清涼寺 多宝塔	右京区嵯峨駅迦堂藤ノ木町	昭 62.4.15
	清涼寺 山門	右京区嵯峨駅迦堂藤ノ木町	昭 62.4.15
15 <u>府指定文化財</u>	玉鳳院 方丈及び昭堂 附 棟札 1枚	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
	玉鳳院 庫裏	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
	玉鳳院 祥雲院殿靈屋	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
	玉鳳院 鐘樓	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
	玉鳳院 唐門 附 棟札 1枚	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
16 <u>府指定文化財</u>	微笑庵 昭堂及び拝所	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
	微笑庵 渡廊下	右京区花園妙心寺町	昭 62.4.15
17 <u>府指定文化財</u>	天龍寺 勅使門 附築地塀 2棟	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町	昭 63.4.15
	天龍寺 中門	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町	昭 63.4.15
18 <u>府指定文化財</u>	十輪寺 本堂(前堂・後堂) 附銘札 2枚・木槌 1個	西京区大原野小塩町	平元.4.14
	十輪寺 鐘樓	西京区大原野小塩町	平元.4.14
19 <u>府指定文化財</u>	東福寺 五社成就宮 附棟札 5枚	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 経蔵	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 大鐘樓 附 棟札 1枚	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 殿鐘樓	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 臥雲橋 附 棟札 1枚	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 南大門	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 中大門	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 北大門	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	東福寺 曰下門	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
20 <u>府指定文化財</u>	東福寺 勅使門	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
	退耕庵 客殿 附玄関 1棟	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
21 <u>府指定文化財</u>	智積院 大師堂 附 棟札 1枚	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 6.2.18
	智積院 密嚴堂	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 6.2.18
	智積院 三神社本殿	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 6.2.18
	智積院 三神社拝殿	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 6.2.18

新 (P別表-26)

種別	名称	所在地	告示年月日
21 <u>府指定有形文化財</u>	智積院 鐘楼	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 6.2.18
	智積院 附 求聞持堂 1棟・藤森社 1棟・運倅藏 1棟	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 6.2.18
22 <u>府指定有形文化財</u>	知恩寺 御影堂	左京区田中門前町 103-27	平 7.3.14
	知恩寺 釈迦堂 附棟札 3枚	左京区田中門前町 103-27	平 7.3.14
	知恩寺 阿弥陀堂 附棟札 1枚	左京区田中門前町 103-27	平 7.3.14
	知恩寺 御廟所(御本廟・廟門・十一重石塔・十三重石塔・石橋)	左京区田中門前町 103-27	平 7.3.14
	知恩寺 総門	左京区田中門前町 103-27	平 7.3.14
	知恩寺 附 鐘楼 1基・鐘樓棟札 2枚・鎮守堂 1棟・勢至堂 1棟・西門 1棟	左京区田中門前町 103-27	平 7.3.14
23 <u>府指定有形文化財</u>	本法寺 本堂 附 廊下 1棟・棟札 2枚	上京区小川通寺/内上る本法寺門前町 617	平 7.3.14
	本法寺 開山堂 附 棟札 1枚	上京区小川通寺/内上る本法寺門前町 617	平 7.3.14
	本法寺 多宝塔 附 棟札 1枚	上京区小川通寺/内上る本法寺門前町 617	平 7.3.14
	本法寺 仁王門 附 石橋 1基・棟札 1枚	上京区小川通寺/内上る本法寺門前町 617	平 7.3.14
	本法寺 附 庫裏 1棟・庫裏棟札 1枚・書院 1棟・書院棟札 1枚・居間(侍者寮・方丈・応接所)1棟・廊下(客殿書院間)1棟・廊下(居間庫裏間)1棟・廊下(廊下間)1棟・大玄関 1棟・大玄関棟札 1枚・唐門 1棟・唐門棟札 1枚・鐘楼 1棟・鐘樓棟札 1枚・経蔵 1棟・宝蔵 1棟・宝蔵棟札 1枚・旧客殿棟札 1枚・旧番神社棟札 1枚	上京区小川通寺/内上る本法寺門前町 617	平 7.3.14
24 <u>府指定有形文化財</u>	妙覚寺 本堂 附 唐門 1棟	上京区新町頭鞍馬口下る下清蔵口町	平 8.3.15
	妙覚寺 祖師堂	上京区新町頭鞍馬口下る下清蔵口町	平 8.3.15
	妙覚寺 華芳塔堂	上京区新町頭鞍馬口下る下清蔵口町	平 8.3.15
	妙覚寺 華芳宝塔 附 華芳塔 1基	上京区新町頭鞍馬口下る下清蔵口町	平 8.3.15
	妙覚寺 大門	上京区新町頭鞍馬口下る下清蔵口町	平 8.3.15
	妙覚寺 附 棟札 6枚	上京区新町頭鞍馬口下る下清蔵口町	平 8.3.15
25 <u>府指定有形文化財</u>	禪居庵 摩利支天堂 附 棟札 2枚	東山区大和大路四条下る四丁目小松町	平 8.3.15
26 <u>府指定有形文化財</u>	妙顯寺 本堂	上京区寺/内通新町西入妙顯寺前町	平 10.3.13
	妙顯寺 三菩薩堂	上京区寺/内通新町西入妙顯寺前町	平 10.3.13
	妙顯寺 鬼子母神堂	上京区寺/内通新町西入妙顯寺前町	平 10.3.13
	妙顯寺 客殿	上京区寺/内通新町西入妙顯寺前町	平 10.3.13

旧 (P別表-26)

種別	名称	所在地	告示年月日
21 <u>府指定文化財</u>	智積院 鐘楼	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 6.2.18
	智積院 附 求聞持堂 1棟・藤森社 1棟・運倅藏 1棟	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 6.2.18
22 <u>府指定文化財</u>	知恩寺 御影堂	左京区田中門前町 103-27	平 7.3.14
	知恩寺 釈迦堂 附棟札 3枚	左京区田中門前町 103-27	平 7.3.14
	知恩寺 阿弥陀堂 附棟札 1枚	左京区田中門前町 103-27	平 7.3.14
	知恩寺 御廟所(御本廟・廟門・十一重石塔・十三重石塔・石橋)	左京区田中門前町 103-27	平 7.3.14
	知恩寺 総門	左京区田中門前町 103-27	平 7.3.14
	知恩寺 附 鐘楼 1基・鐘樓棟札 2枚・鎮守堂 1棟・勢至堂 1棟・西門 1棟	左京区田中門前町 103-27	平 7.3.14
23 <u>府指定文化財</u>	本法寺 本堂 附 廊下 1棟・棟札 2枚	上京区小川通寺/内上る本法寺門前町 617	平 7.3.14
	本法寺 開山堂 附 棟札 1枚	上京区小川通寺/内上る本法寺門前町 617	平 7.3.14
	本法寺 多宝塔 附 棟札 1枚	上京区小川通寺/内上る本法寺門前町 617	平 7.3.14
	本法寺 仁王門 附 石橋 1基・棟札 1枚	上京区小川通寺/内上る本法寺門前町 617	平 7.3.14
	本法寺 附 庫裏 1棟・庫裏棟札 1枚・書院 1棟・書院棟札 1枚・居間(侍者寮・方丈・応接所)1棟・廊下(客殿書院間)1棟・廊下(居間庫裏間)1棟・廊下(廊下間)1棟・大玄関 1棟・大玄関棟札 1枚・唐門 1棟・唐門棟札 1枚・鐘楼 1棟・鐘樓棟札 1枚・経蔵 1棟・宝蔵 1棟・宝蔵棟札 1枚・旧客殿棟札 1枚・旧番神社棟札 1枚	上京区小川通寺/内上る本法寺門前町 617	平 7.3.14
24 <u>府指定文化財</u>	妙覺寺 本堂 附 唐門 1棟	上京区新町頭鞍馬口下る下清蔵口町	平 8.3.15
	妙覺寺 祖師堂	上京区新町頭鞍馬口下る下清蔵口町	平 8.3.15
	妙覺寺 華芳塔堂	上京区新町頭鞍馬口下る下清蔵口町	平 8.3.15
	妙覺寺 華芳宝塔 附 華芳塔 1基	上京区新町頭鞍馬口下る下清蔵口町	平 8.3.15
	妙覺寺 大門	上京区新町頭鞍馬口下る下清蔵口町	平 8.3.15
	妙覺寺 附 棟札 6枚	上京区新町頭鞍馬口下る下清蔵口町	平 8.3.15
25 <u>府指定文化財</u>	禪居庵 摩利支天堂 附 棟札 2枚	東山区大和大路四条下る四丁目小松町	平 8.3.15
26 <u>府指定文化財</u>	妙顯寺 本堂	上京区寺/内通新町西入妙顯寺前町	平 10.3.13
	妙顯寺 三菩薩堂	上京区寺/内通新町西入妙顯寺前町	平 10.3.13
	妙顯寺 鬼子母神堂	上京区寺/内通新町西入妙顯寺前町	平 10.3.13
	妙顯寺 客殿	上京区寺/内通新町西入妙顯寺前町	平 10.3.13

新 (P別表-27)

種別	名称	所在地	告示年月日
26 <u>府指定有形文化財</u>	妙顕寺 釈迦堂	上京区寺/内通新町西入妙顕寺前町	平 10.3.13
	妙顕寺 鐘楼	上京区寺/内通新町西入妙顕寺前町	平 10.3.13
	妙顕寺 表門	上京区寺/内通新町西入妙顕寺前町	平 10.3.13
	妙顕寺 附 庫裏1棟・書院1棟・十一重塔1基	上京区寺/内通新町西入妙顕寺前町	平 10.3.13
27 <u>府指定有形文化財</u>	龍泉菴 本堂 附大玄関1棟	右京区花園妙心寺町 65	平 11.3.19
	龍泉菴 庫裏	右京区花園妙心寺町 65	平 11.3.19
	龍泉菴 書院	右京区花園妙心寺町 65	平 11.3.19
	龍泉菴 鐘楼	右京区花園妙心寺町 65	平 11.3.19
	龍泉菴 表門	右京区花園妙心寺町 65	平 11.3.19
	龍泉菴 附供侍1棟・中門1棟	右京区花園妙心寺町 65	平 11.3.19
28 <u>府指定有形文化財</u>	聖澤院 本堂 附大玄関1棟	右京区花園妙心寺町 37	平 11.3.19
	聖澤院 庫裏	右京区花園妙心寺町 37	平 11.3.19
	聖澤院 書院	右京区花園妙心寺町 37	平 11.3.19
	聖澤院 表門	右京区花園妙心寺町 37	平 11.3.19
29 <u>府指定有形文化財</u>	東海庵 本堂 附大玄関1棟	右京区花園妙心寺町 61	平 11.3.19
	東海庵 庫裏	右京区花園妙心寺町 61	平 11.3.19
	東海庵 書院	右京区花園妙心寺町 61	平 11.3.19
	東海庵 鐘楼	右京区花園妙心寺町 61	平 11.3.19
	東海庵 表門	右京区花園妙心寺町 61	平 11.3.19
30 <u>府指定有形文化財</u>	靈雲院 本堂 附大玄關1棟	右京区花園妙心寺町 39	平 12.3.17
	靈雲院 庫裏 附井戸屋形1棟	右京区花園妙心寺町 39	平 12.3.17
	靈雲院 小書院	右京区花園妙心寺町 39	平 12.3.17
	靈雲院 表門	右京区花園妙心寺町 39	平 12.3.17
31 <u>府指定有形文化財</u>	善峯寺 本堂 附棟札1枚	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
	善峯寺 薬師堂	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
	善峯寺 阿弥陀堂 附棟札1枚	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
	善峯寺 経堂 附棟札1枚	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
	善峯寺 開山堂 附棟札1枚	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
	善峯寺 護摩堂 附棟札1枚	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
	善峯寺 鐘楼	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
	善峯寺 山門 附棟札1枚	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
31 <u>府指定有形文化財</u>	善峯寺 鎮守堂(十三仏堂・弁財天堂附棟札1枚・護法堂附棟札1枚・毘沙門堂)	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17

旧 (P別表-27)

種別	名称	所在地	告示年月日
26 <u>府指定文化財</u>	妙顕寺 釈迦堂	上京区寺/内通新町西入妙顕寺前町	平 10.3.13
	妙顕寺 鐘楼	上京区寺/内通新町西入妙顕寺前町	平 10.3.13
	妙顕寺 表門	上京区寺/内通新町西入妙顕寺前町	平 10.3.13
	妙顕寺 附 庫裏1棟・書院1棟・十一重塔1基	上京区寺/内通新町西入妙顕寺前町	平 10.3.13
27 <u>府指定文化財</u>	龍泉菴 本堂 附大玄閑1棟	右京区花園妙心寺町 65	平 11.3.19
	龍泉菴 庫裏	右京区花園妙心寺町 65	平 11.3.19
	龍泉菴 書院	右京区花園妙心寺町 65	平 11.3.19
	龍泉菴 鐘楼	右京区花園妙心寺町 65	平 11.3.19
	龍泉菴 表門	右京区花園妙心寺町 65	平 11.3.19
	龍泉菴 附供侍1棟・中門1棟	右京区花園妙心寺町 65	平 11.3.19
28 <u>府指定文化財</u>	聖澤院 本堂 附大玄閑1棟	右京区花園妙心寺町 37	平 11.3.19
	聖澤院 庫裏	右京区花園妙心寺町 37	平 11.3.19
	聖澤院 書院	右京区花園妙心寺町 37	平 11.3.19
	聖澤院 表門	右京区花園妙心寺町 37	平 11.3.19
29 <u>府指定文化財</u>	東海庵 本堂 附大玄閑1棟	右京区花園妙心寺町 61	平 11.3.19
	東海庵 庫裏	右京区花園妙心寺町 61	平 11.3.19
	東海庵 書院	右京区花園妙心寺町 61	平 11.3.19
	東海庵 鐘楼	右京区花園妙心寺町 61	平 11.3.19
	東海庵 表門	右京区花園妙心寺町 61	平 11.3.19
30 <u>府指定文化財</u>	靈雲院 本堂 附大玄閑1棟	右京区花園妙心寺町 39	平 12.3.17
	靈雲院 庫裏 附井戸屋形1棟	右京区花園妙心寺町 39	平 12.3.17
	靈雲院 小書院	右京区花園妙心寺町 39	平 12.3.17
	靈雲院 表門	右京区花園妙心寺町 39	平 12.3.17
31 <u>府指定文化財</u>	善峯寺 本堂 附棟札1枚	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
	善峯寺 薬師堂	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
	善峯寺 阿弥陀堂 附棟札1枚	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
	善峯寺 経堂 附棟札1枚	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
	善峯寺 開山堂 附棟札1枚	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
	善峯寺 護摩堂 附棟札1枚	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
	善峯寺 鐘楼	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
31 <u>府指定文化財</u>	善峯寺 山門 附棟札1枚	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17
31 <u>府指定文化財</u>	善峯寺 鎮守堂(十三仏堂・弁財天堂附棟札1枚・護法堂附棟札1枚・毘沙門堂)	西京区大原野小塩町 1372	平 12.3.17

新 (P別表-28)

	種別	名称	所在地	告示年月日
31	府指定有形文化財	善峯寺 宝篋印塔	東山区泉涌寺山内町 27	平 12.3.17
32	府指定有形文化財	泉涌寺 舎利殿	東山区泉涌寺山内町 27	平 13.3.23
	府指定有形文化財	泉涌寺 浴室	東山区泉涌寺山内町 27	平 13.3.23
	府指定有形文化財	泉涌寺 泉涌水屋形	東山区泉涌寺山内町 27	平 13.3.23
	府指定有形文化財	泉涌寺 御座所	東山区泉涌寺山内町 27	平 13.3.23
	府指定有形文化財	泉涌寺 鎮守社本殿	東山区泉涌寺山内町 27	平 13.3.23
	府指定有形文化財	泉涌寺 鎮守社拝殿	東山区泉涌寺山内町 27	平 13.3.23
33	府指定有形文化財	春光院 本堂 附大玄関 1 棟・棟札 1 枚・祈祷札 1 枚	右京区花園妙心寺町 42	平 13.3.23
	府指定有形文化財	春光院 庫裏 附棟札 1 枚・祈祷札 1 枚	右京区花園妙心寺町 42	平 13.3.23
	府指定有形文化財	春光院 座敷	右京区花園妙心寺町 42	平 13.3.23
	府指定有形文化財	春光院 書院	右京区花園妙心寺町 42	平 13.3.23
	府指定有形文化財	春光院 表門 附祈祷札 1 枚	右京区花園妙心寺町 42	平 13.3.23
34	府指定有形文化財	芳春院 霊屋(芳春院)	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
	府指定有形文化財	芳春院 霊屋(瑞龍院)	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
	府指定有形文化財	芳春院 昭堂(香湖閣)	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
	府指定有形文化財	芳春院 打月橋	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
	府指定有形文化財	芳春院 表門	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
	府指定有形文化財	芳春院 墓参門	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
35	府指定有形文化財	徳禪寺 客殿	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
36	府指定有形文化財	桂春院 本堂 附 大玄関 1 棟	右京区花園妙心寺町	平 14.3.26
	府指定有形文化財	桂春院 庫裏	右京区花園妙心寺町	平 14.3.26
	府指定有形文化財	桂春院 書院	右京区花園妙心寺町	平 14.3.26
	府指定有形文化財	桂春院 表門	右京区花園妙心寺町	平 14.3.26
37	府指定有形文化財	三玄院 本堂 附 玄関 1 棟・棟札 1 枚	北区紫野大徳寺町	平 15.3.14
	府指定有形文化財	三玄院 庫裏 附 廊下 1 棟	北区紫野大徳寺町	平 15.3.14
	府指定有形文化財	三玄院 茶室(こう庵) 附 扁額 1 枚・棟札 1 枚	北区紫野大徳寺町	平 15.3.14
	府指定有形文化財	三玄院 鐘楼	北区紫野大徳寺町	平 15.3.14
	府指定有形文化財	三玄院 表門	北区紫野大徳寺町	平 15.3.14
38	府指定有形文化財	大雄院 客殿	右京区花園妙心寺町	平 15.3.14
	府指定有形文化財	大雄院 庫裏	右京区花園妙心寺町	平 15.3.14
	府指定有形文化財	大雄院 書院	右京区花園妙心寺町	平 15.3.14
	府指定有形文化財	大雄院 表門	右京区花園妙心寺町	平 15.3.14

旧 (P別表-28)

	種別	名称	所在地	告示年月日
31	府指定文化財	善峯寺 宝篋印塔	東山区泉涌寺山内町 27	平 12.3.17
32	府指定文化財	泉涌寺 舎利殿	東山区泉涌寺山内町 27	平 13.3.23
	府指定文化財	泉涌寺 浴室	東山区泉涌寺山内町 27	平 13.3.23
	府指定文化財	泉涌寺 泉涌水屋形	東山区泉涌寺山内町 27	平 13.3.23
	府指定文化財	泉涌寺 御座所	東山区泉涌寺山内町 27	平 13.3.23
	府指定文化財	泉涌寺 鎮守社本殿	東山区泉涌寺山内町 27	平 13.3.23
	府指定文化財	泉涌寺 鎮守社拝殿	東山区泉涌寺山内町 27	平 13.3.23
33	府指定文化財	春光院 本堂 附大玄関 1 棟・棟札 1 枚・祈祷札 1 枚	右京区花園妙心寺町 42	平 13.3.23
	府指定文化財	春光院 庫裏 附棟札 1 枚・祈祷札 1 枚	右京区花園妙心寺町 42	平 13.3.23
	府指定文化財	春光院 座敷	右京区花園妙心寺町 42	平 13.3.23
	府指定文化財	春光院 書院	右京区花園妙心寺町 42	平 13.3.23
	府指定文化財	春光院 表門 附祈祷札 1 枚	右京区花園妙心寺町 42	平 13.3.23
34	府指定文化財	芳春院 霊屋(芳春院)	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
	府指定文化財	芳春院 霊屋(瑞龍院)	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
	府指定文化財	芳春院 昭堂(香湖閣)	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
	府指定文化財	芳春院 打月橋	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
	府指定文化財	芳春院 表門	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
	府指定文化財	芳春院 墓参門	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
35	府指定文化財	徳禪寺 客殿	北区紫野大徳寺町	平 14.3.26
36	府指定文化財	桂春院 本堂 附 大玄関 1 棟	右京区花園妙心寺町	平 14.3.26
	府指定文化財	桂春院 庫裏	右京区花園妙心寺町	平 14.3.26
	府指定文化財	桂春院 書院	右京区花園妙心寺町	平 14.3.26
	府指定文化財	桂春院 表門	右京区花園妙心寺町	平 14.3.26
37	府指定文化財	三玄院 本堂 附 玄関 1 棟・棟札 1 枚	北区紫野大徳寺町	平 15.3.14
	府指定文化財	三玄院 庫裏 附 廊下 1 棟	北区紫野大徳寺町	平 15.3.14
	府指定文化財	三玄院 茶室(こう庵) 附 扁額 1 枚・棟札 1 枚	北区紫野大徳寺町	平 15.3.14
	府指定文化財	三玄院 鐘楼	北区紫野大徳寺町	平 15.3.14
	府指定文化財	三玄院 表門	北区紫野大徳寺町	平 15.3.14
38	府指定文化財	大雄院 客殿	右京区花園妙心寺町	平 15.3.14
	府指定文化財	大雄院 庫裏	右京区花園妙心寺町	平 15.3.14
	府指定文化財	大雄院 書院	右京区花園妙心寺町	平 15.3.14
	府指定文化財	大雄院 表門	右京区花園妙心寺町	平 15.3.14

新 (P別表-29)

	種別	名称	所在地	告示年月日
39	府指定有形文化財	龍光院 黒田廟	北区紫野大徳寺町 14	平 16.3.19
	府指定有形文化財	龍光院 う門	北区紫野大徳寺町 14	平 16.3.19
	府指定有形文化財	龍光院 小庫裏	北区紫野大徳寺町 14	平 16.3.19
40	府指定有形文化財	大心院 本堂 附 玄関 1 棟	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
	府指定有形文化財	大心院 書院 附 棟札 1 枚	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
	府指定有形文化財	大心院 霊屋	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
	府指定有形文化財	大心院 表門	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
41	府指定有形文化財	禪林寺 阿弥陀堂	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定有形文化財	禪林寺 方丈 附 棟札 2 棟	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定有形文化財	禪林寺 勅使門	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定有形文化財	禪林寺 鐘樓 附 棟札 1 枚	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定有形文化財	禪林寺 御廟	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定有形文化財	禪林寺 中門 附 棟札 2 枚	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
42	府指定有形文化財	相国寺 開山堂	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定有形文化財	相国寺 方丈 附 玄関	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定有形文化財	相国寺 方丈勅使門	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定有形文化財	相国寺 庫裏	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定有形文化財	相国寺 浴室	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定有形文化財	相国寺 鐘樓	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定有形文化財	相国寺 経藏	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定有形文化財	相国寺 弁天社	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定有形文化財	相国寺 勅使門	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定有形文化財	相国寺 総門	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
43	府指定有形文化財	京都府立医科大学旧附属図書館 附 階段机及び椅子	上京区梶井町	平 20.3.21
44	府指定有形文化財	正傳永源院本堂 府中門	東山区大和大路通四条 下る四丁目小松町	平 27.3.24
45	府登録有形文化財	氷室神社拝殿	北区西賀茂氷室町	昭 58.4.15
46	府登録有形文化財	永運院 本堂 附 玄関 1 棟	左京区黒谷官有地	昭 58.4.15
	府登録有形文化財	永運院 表門	左京区黒谷官有地	昭 58.4.15
47	府登録有形文化財	梅宮大社 本殿	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録有形文化財	梅宮大社 拝殿	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録有形文化財	梅宮大社 境内社若宮社	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録有形文化財	梅宮大社 境内社護王社	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録有形文化財	梅宮大社 標門	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15

旧 (P別表-29)

	種別	名称	所在地	告示年月日
39	府指定文化財	龍光院 黒田廟	北区紫野大徳寺町 14	平 16.3.19
	府指定文化財	龍光院 う門	北区紫野大徳寺町 14	平 16.3.19
	府指定文化財	龍光院 小庫裏	北区紫野大徳寺町 14	平 16.3.19
40	府指定文化財	大心院 本堂 附 玄関 1 棟	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
	府指定文化財	大心院 書院 附 棟札 1 枚	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
	府指定文化財	大心院 霊屋	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
	府指定文化財	大心院 表門	右京区花園妙心寺町 57	平 16.3.19
41	府指定文化財	禪林寺 阿弥陀堂	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禪林寺 方丈 附 棟札 2 棟	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禪林寺 勅使門	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禪林寺 鐘樓 附 棟札 1 枚	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禪林寺 御廟	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
	府指定文化財	禪林寺 中門 附 棟札 2 枚	左京区永観堂町 48	平 17.3.18
42	府指定文化財	相国寺 開山堂	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 方丈 附 玄関	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 方丈勅使門	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 庫裏	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 浴室	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 鐘樓	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 経藏	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 弁天社	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 勅使門	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
	府指定文化財	相国寺 総門	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 701	平 19.3.16
43	府指定文化財	京都府立医科大学旧附属図書館 附 階段机及び椅子	上京区梶井町	平 20.3.21
44	府登録文化財	氷室神社拝殿	北区西賀茂氷室町	昭 58.4.15
45	府登録文化財	永運院 本堂 附 玄関 1 棟	左京区黒谷官有地	昭 58.4.15
46	府登録文化財	永運院 表門	左京区黒谷官有地	昭 58.4.15
47	府登録文化財	梅宮大社 本殿	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録文化財	梅宮大社 拝殿	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録文化財	梅宮大社 境内社若宮社	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録文化財	梅宮大社 境内社護王社	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
	府登録文化財	梅宮大社 標門	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
47	府登録文化財	金戒光明寺 経堂 附寄進札 1 枚	左京区黒谷町	昭 60. 5.15

新 (P別表-30)

	種別	名称	所在地	告示年月日
47	府登録有形文化財	梅宮大社 横門	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
48	府登録有形文化財	金戒光明寺 経堂 附寄進札 1枚	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
49	府登録有形文化財	良正院 鎮守堂 附 板札 1枚	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
50	府登録有形文化財	萬寿寺 客殿	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
51	府指定有形文化財	建仁寺法堂	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺浴室	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺大鐘樓	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺小鐘樓	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺樂神廟	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺西門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺北門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺向唐門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺庫裏	東山区小松町	平 22.3.23
52	府指定有形文化財	吉田神社本殿他	左京区吉田神樂岡町	平 22.3.23
53	府指定有形文化財	本満寺蓮乗院靈屋	上京区寺町通今出川上る二丁 目鶴山町	平 25.3.19
54	府指定有形文化財	隣華院客殿他	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
55	府指定有形文化財	麟祥院靈屋	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
	府登録有形文化財	麟祥院本堂他	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
56	府指定有形文化財	平野神社拝殿	北区平野宮本町	平 26.3.24
	府指定有形文化財	平野神社南門	北区平野宮本町	平 26.3.24
	府登録有形文化財	平野神社縣社	北区平野宮本町	平 26.3.24
	府登録有形文化財	平野神社中門	北区平野宮本町	平 26.3.24

旧 (P別表-29, 30)

	府登録文化財	梅宮大社 横門	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
47	府登録文化財	金戒光明寺 経堂 附寄進札 1枚	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
	種別	名称	所在地	告示年月日
48	府登録文化財	良正院 鎮守堂 附 板札 1枚	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
49	府登録文化財	萬寿寺 客殿	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
50	府指定文化財	建仁寺法堂	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺浴室	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺大鐘樓	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺小鐘樓	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺樂神廟	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺西門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺北門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺向唐門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺庫裏	東山区小松町	平 22.3.23
51	府指定文化財	吉田神社本殿他	左京区吉田神樂岡町	平 22.3.23
52	府指定文化財	本満寺蓮乗院靈屋	上京区寺町通今出川上る二丁 目鶴山町	平 25.3.19
53	府指定文化財	隣華院客殿他	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
54	府指定文化財	麟祥院靈屋	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
	府登録文化財	麟祥院本堂他	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
55	府指定文化財	平野神社拝殿	北区平野宮本町	平 26.3.24
	府指定文化財	平野神社南門	北区平野宮本町	平 26.3.24
	府登録文化財	平野神社縣社	北区平野宮本町	平 26.3.24
	府登録文化財	平野神社中門	北区平野宮本町	平 26.3.24

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (府・環境保全地区)

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府環境保全地区	八幡宮文化財環境保全地区	右京区京北町大字上中小字 宮ノ本	昭 59.4.14

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (府・環境保全地区)

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府環境保全地区	八幡宮文化財環境保全地区	右京区京北町大字上中小字 宮ノ本	昭 59.4.14

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (府指定・登録記念物)

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府指定史跡	平安京右京一条三坊九町遺跡	北区大將軍坂田町	昭 58.4.15
	府指定史跡	周山廃寺跡附窯跡	右京区京北周山町中山	昭 58.4.15
	府指定名勝	両足院庭園	東山区大和大路通四条下る四丁目小松町	昭 60.5.15

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (府指定・登録記念物)

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府指定史跡	平安京右京一条三坊九町遺跡	北区大將軍坂田町	昭 58.4.15
	府指定史跡	周山廃寺跡附窯跡	右京区京北周山町中山	昭 58.4.15
	府指定名勝	両足院庭園	東山区大和大路通四条下る四丁目小松町	昭 60.5.15

新 (P別表-33)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (市指定・登録有形文化財建造物)

種別	名称	所在地	告示年月日
1 市指定有形文化財	北野天満宮 絵馬所	上京区御前通今小路上る東入馬喰町	昭 58.6.1
3 市指定有形文化財	下御靈神社 本殿(旧内侍所仮殿)	中京区寺町通丸太町下る下御靈前町	昭 58.6.1
	下御靈神社 弊殿	中京区寺町通丸太町下る下御靈前町	昭 58.6.1
	下御靈神社 拝所	中京区寺町通丸太町下る下御靈前町	昭 58.6.1
	下御靈神社 南北廊(2棟)	中京区寺町通丸太町下る下御靈前町	昭 58.6.1
	下御靈神社 拝殿	中京区寺町通丸太町下る下御靈前町	昭 58.6.1
4 市指定有形文化財	小結棚町会所(放下鉢) 会所家	中京区新町通四条上る小結棚町	昭 58.6.1
	小結棚町会所(放下鉢) 土蔵	中京区新町通四条上る小結棚町	昭 58.6.1
	小結棚町会所(放下鉢) 附 物置・渡廊	中京区新町通四条上る小結棚町	昭 58.6.1
5 市指定有形文化財	筭町会所(孟宗山) 会所家	中京区烏丸通四条上る筭町	昭 58.6.1
市指定有形文化財	筭町会所(孟宗山) 土蔵	中京区烏丸通四条上る筭町	昭 58.6.1
市指定有形文化財	筭町会所(孟宗山) 附 地蔵堂	中京区烏丸通四条上る筭町	昭 58.6.1
6 市指定有形文化財	天神山町会所(霞天神山) 会所家	中京区錦小路通室町西入天神山町	昭 58.6.1
	天神山町会所(霞天神山) 土蔵	中京区錦小路通室町西入天神山町	昭 58.6.1
	天神山町会所(霞天神山) 附 大日堂・門 2棟	中京区錦小路通室町西入天神山町	昭 58.6.1
7 市指定有形文化財	燈籠町会所(保昌山) 会所家	下京区東洞院通高辻下る燈籠町	昭 58.6.1
	燈籠町会所(保昌山) 土蔵	下京区東洞院通高辻下る燈籠町	昭 58.6.1
	燈籠町会所(保昌山) 附 稲荷大明神社	下京区東洞院通高辻下る燈籠町	昭 58.6.1
8 市指定有形文化財	奥溪家住宅 主屋	上京区御前通西裏上の下立売上る北町	昭 59.6.1
	奥溪家住宅 長屋門	上京区御前通西裏上の下立売上る北町	昭 58.6.1
9 市指定有形文化財	野口家住宅 附 高塀	中京区油小路通錦小路下る藤本町	昭 58.6.1
10 市指定有形文化財	八木家住宅 主屋	中京区壬生櫛ノ宮町	昭 58.6.1
	八木家住宅 長屋門	中京区壬生櫛ノ宮町	昭 58.6.1
11 市指定有形文化財	大將軍神社本殿 附 瑞垣・釣燈籠2個	北区西賀茂角社町	昭 59.6.1
12 市指定有形文化財	志古淵神社本殿 附 棟札2枚	左京区久多中の町	昭 59.6.1
13 市指定有形文化財	新熊野神社 本殿	東山区今熊野櫛ノ森町	昭 59.6.1
14 市指定有形文化財	瀧尾神社 本殿	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
	瀧尾神社 弊殿	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
	瀧尾神社 拝所	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
	瀧尾神社 東西廊(2棟) 附 透塀 1棟	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
	瀧尾神社 拝殿	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
	瀧尾神社 絵馬舎	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1

旧 (P別表-33)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (市指定・登録建造物)

種別	名称	所在地	告示年月日
1 市指定文化財	北野天満宮 絵馬所	上京区御前通今小路上る東入馬喰町	昭 58.6.1
3 市指定文化財	下御靈神社 本殿(旧内侍所仮殿)	中京区寺町通丸太町下る下御靈前町	昭 58.6.1
	下御靈神社 弊殿	中京区寺町通丸太町下る下御靈前町	昭 58.6.1
	下御靈神社 拝所	中京区寺町通丸太町下る下御靈前町	昭 58.6.1
	下御靈神社 南北廊(2棟)	中京区寺町通丸太町下る下御靈前町	昭 58.6.1
	下御靈神社 拝殿	中京区寺町通丸太町下る下御靈前町	昭 58.6.1
4 市指定文化財	小結棚町会所(放下鉢) 会所家	中京区新町通四条上る小結棚町	昭 58.6.1
	小結棚町会所(放下鉢) 土蔵	中京区新町通四条上る小結棚町	昭 58.6.1
	小結棚町会所(放下鉢) 附 物置・渡廊	中京区新町通四条上る小結棚町	昭 58.6.1
5 市指定文化財	筭町会所(孟宗山) 会所家	中京区烏丸通四条上る筭町	昭 58.6.1
市指定文化財	筭町会所(孟宗山) 土蔵	中京区烏丸通四条上る筭町	昭 58.6.1
市指定文化財	筭町会所(孟宗山) 附 地蔵堂	中京区烏丸通四条上る筭町	昭 58.6.1
6 市指定文化財	天神山町会所(霞天神山) 会所家	中京区錦小路通室町西入天神山町	昭 58.6.1
	天神山町会所(霞天神山) 土蔵	中京区錦小路通室町西入天神山町	昭 58.6.1
	天神山町会所(霞天神山) 附 大日堂・門 2棟	中京区錦小路通室町西入天神山町	昭 58.6.1
7 市指定文化財	燈籠町会所(保昌山) 会所家	下京区東洞院通高辻下る燈籠町	昭 58.6.1
	燈籠町会所(保昌山) 土蔵	下京区東洞院通高辻下る燈籠町	昭 58.6.1
	燈籠町会所(保昌山) 附 稲荷大明神社	下京区東洞院通高辻下る燈籠町	昭 58.6.1
8 市指定文化財	奥溪家住宅 主屋	上京区御前通西裏上の下立売上る北町	昭 59.6.1
市指定文化財	奥溪家住宅 長屋門	上京区御前通西裏上の下立売上る北町	昭 58.6.1
9 市指定文化財	野口家住宅 附 高塀	中京区油小路通錦小路下る藤本町	昭 58.6.1
10 市指定文化財	八木家住宅 主屋	中京区壬生櫛ノ宮町	昭 58.6.1
市指定文化財	八木家住宅 長屋門	中京区壬生櫛ノ宮町	昭 58.6.1
11 市指定文化財	大將軍神社本殿 附 瑞垣・釣燈籠2個	北区西賀茂角社町	昭 59.6.1
12 市指定文化財	志古淵神社本殿 附 棟札2枚	左京区久多中の町	昭 59.6.1
13 市指定文化財	新熊野神社 本殿	東山区今熊野櫛ノ森町	昭 59.6.1
14 市指定文化財	瀧尾神社 本殿	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
	瀧尾神社 弊殿	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
	瀧尾神社 拝所	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
	瀧尾神社 東西廊(2棟) 附 透塀 1棟	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
	瀧尾神社 拝殿	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
	瀧尾神社 絵馬舎	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1

新 (P別表-34)

順位	種別	名称	所在地	告示年月日
14	市指定有形文化財	瀧尾神社 手水舎	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
15	市指定有形文化財	若宮八幡宮社 本殿 附 棟札2枚	東山区五条橋東五丁目	昭 59.6.1
16	市指定有形文化財	山科神社本殿 附 石燈籠2基	山科区西野山岩ヶ谷町	昭 59.6.1
17	市指定有形文化財	今宮神社本殿 附 棟札1枚・棟札箱1個	右京区花園伊町	昭 59.6.1
18	市指定有形文化財	藤森神社 本殿 附 棟札 2枚	伏見区深原鳥居崎町	昭 59.6.1
	市指定有形文化財	藤森神社 弊殿	伏見区深原鳥居崎町	昭 59.6.1
	市指定有形文化財	藤森神社 拝所	伏見区深原鳥居崎町	昭 59.6.1
	市指定有形文化財	藤森神社 東西廊(2棟) 附 透塀 1棟	伏見区深原鳥居崎町	昭 59.6.1
19	市指定有形文化財	檀王法林寺 本堂 附 厄子1基・絵図8枚 普請関係文・書20点(元文3年-寛延3年)	左京区川端通三条上る法林寺門前町	昭 59.6.1
	市指定有形文化財	檀王法林寺 西門 附 普請願1通	左京区川端通三条上る法林寺門前町	昭 59.6.1
	市指定有形文化財	檀王法林寺 霊屋(2棟) 附 石燈籠 1基	左京区川端通三条上る法林寺門前町	昭 59.6.1
20	市指定有形文化財	行願寺 本堂 附 厄子1基・棟札 2枚	中京区寺町通竹屋町上る行願寺門前町	昭 59.6.1
	市指定有形文化財	行願寺 鐘楼 附 棟札 1枚	中京区寺町通竹屋町上る行願寺門前町	昭 59.6.1
21	市指定有形文化財	淨住寺 本堂	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
	市指定有形文化財	淨住寺 位牌堂	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
	市指定有形文化財	淨住寺 開山堂 附 厄子 1基	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
	市指定有形文化財	淨住寺 寿塔 附 小塔 1基	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
22	市指定有形文化財	輪違屋 附 高塀 1棟	下京区西新屋敷中之町	昭 59.6.1
23	市指定有形文化財	倉掛神社 本殿 附 棟札2枚・祈禱札1枚	南区久世東土川町	昭 60.6.1
24	市指定有形文化財	萱尾神社 本殿 附 棟札14枚・奉加札1枚・机甲板1枚	伏見区日野畠出町	昭 60.6.1
25	市指定有形文化財	淨福寺 本堂	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定有形文化財	淨福寺 釈迦堂	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定有形文化財	淨福寺 方丈	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定有形文化財	淨福寺 書院 附 車寄 1棟	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定有形文化財	淨福寺 玄関 附 渡廊下 1棟	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定有形文化財	淨福寺 鐘楼	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定有形文化財	淨福寺 南門	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定有形文化財	淨福寺 東門	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
26	市指定有形文化財	涌泉寺 本堂 附 題目板1枚	左京区松ヶ崎堀町	昭 60.6.1
	市指定有形文化財	涌泉寺生師廟(附日生行実記木札)	左京区松ヶ崎堀町	平 26.3.31

旧 (P別表-34)

順位	種別	名称	所在地	告示年月日
14	市指定文化財	瀧尾神社 手水舎	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
15	市指定文化財	若宮八幡宮社 本殿 附 棟札2枚	東山区五条橋東五丁目	昭 59.6.1
16	市指定文化財	山科神社本殿 附 石燈籠2基	山科区西野山岩ヶ谷町	昭 59.6.1
17	市指定文化財	今宮神社本殿 附 棟札1枚・棟札箱1個	右京区花園伊町	昭 59.6.1
18	市指定文化財	藤森神社 本殿 附 棟札 2枚	伏見区深原鳥居崎町	昭 59.6.1
	市指定文化財	藤森神社 弊殿	伏見区深原鳥居崎町	昭 59.6.1
	市指定文化財	藤森神社 拝所	伏見区深原鳥居崎町	昭 59.6.1
	市指定文化財	藤森神社 東西廊(2棟) 附 透塀 1棟	伏見区深原鳥居崎町	昭 59.6.1
19	市指定文化財	檀王法林寺 本堂 附 厄子1基・絵図8枚 普請関係文・書20点(元文3年-寛延3年)	左京区川端通三条上る法林寺門前町	昭 59.6.1
	市指定文化財	檀王法林寺 西門 附 普請願1通	左京区川端通三条上る法林寺門前町	昭 59.6.1
	市指定文化財	檀王法林寺 霊屋(2棟) 附 石燈籠 1基	左京区川端通三条上る法林寺門前町	昭 59.6.1
20	市指定文化財	行願寺 本堂 附 厄子1基・棟札 2枚	中京区寺町通竹屋町上る行願寺門前町	昭 59.6.1
	市指定文化財	行願寺 鐘楼 附 棟札 1枚	中京区寺町通竹屋町上る行願寺門前町	昭 59.6.1
21	市指定文化財	淨住寺 本堂	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
	市指定文化財	淨住寺 位牌堂	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
	市指定文化財	淨住寺 開山堂 附 厄子 1基	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
	市指定文化財	淨住寺 寿塔 附 小塔 1基	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
22	市指定文化財	輪違屋 附 高塀 1棟	下京区西新屋敷中之町	昭 59.6.1
23	市指定文化財	倉掛神社 本殿 附 棟札2枚・祈禱札1枚	南区久世東土川町	昭 60.6.1
24	市指定文化財	萱尾神社 本殿 附 棟札14枚・奉加札1枚・机甲板1枚	伏見区日野畠出町	昭 60.6.1
25	市指定文化財	淨福寺 本堂	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	淨福寺 釈迦堂	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	淨福寺 方丈	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	淨福寺 書院 附 車寄 1棟	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	淨福寺 玄関 附 渡廊下 1棟	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	淨福寺 鐘楼	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	淨福寺 南門	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	淨福寺 東門	上京区淨福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
26	市指定文化財	涌泉寺 本堂 附 題目板1枚	左京区松ヶ崎堀町	昭 60.6.1
	市指定文化財	涌泉寺生師廟(附日生行実記木札)	左京区松ヶ崎堀町	平 26.3.31

新 (P別表-35)

	種別	名称	所在地	告示年月日
27	<u>市指定有形文化財</u>	法觀寺 太子堂 附 棟札1枚・扁額1面	東山区八坂通下河原東入八坂上町	昭 60.6.1
	<u>市指定有形文化財</u>	法觀寺 薬師堂	東山区八坂通下河原東入八坂上町	昭 60.6.1
28	<u>市指定有形文化財</u>	靈鑑寺 書院	左京区鹿ヶ谷御所ノ段町	昭 60.6.1
	<u>市指定有形文化財</u>	靈鑑寺 玄閨	左京区鹿ヶ谷御所ノ段町	昭 60.6.1
29	<u>市指定有形文化財</u>	靈鑑寺 本堂	左京区鹿ヶ谷御所ノ段町	昭 60.6.1
	<u>市指定有形文化財</u>	靈鑑寺 表門	左京区鹿ヶ谷御所ノ段町	昭 60.6.1
30	<u>市指定有形文化財</u>	靈鑑寺 附 鎮守社1棟	左京区鹿ヶ谷御所ノ段町	昭 60.6.1
	<u>市指定有形文化財</u>	勸修寺 宮殿	山科区觀修寺仁王堂町	昭 60.6.1
31	<u>市指定有形文化財</u>	勸修寺 本堂	山科区觀修寺仁王堂町	昭 60.6.1
	<u>市指定有形文化財</u>	毘沙門堂 本堂	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
32	<u>市指定有形文化財</u>	毘沙門堂 唐門 附 東西透塀2棟	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
	<u>市指定有形文化財</u>	毘沙門堂 仁王門	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
33	<u>市指定有形文化財</u>	毘沙門堂 鐘樓	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
	<u>市指定有形文化財</u>	毘沙門堂 宮殿	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
34	<u>市指定有形文化財</u>	毘沙門堂 使者の間 附 渡廊下1棟	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
	<u>市指定有形文化財</u>	毘沙門堂 玄閨	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
35	<u>市指定有形文化財</u>	毘沙門堂 勅使門	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
	<u>市指定有形文化財</u>	毘沙門堂 薬医門	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
31	<u>市指定有形文化財</u>	日本聖公会聖アグネス教会 聖堂	上京区烏丸通権木町上る堀松町	昭 60.6.1
32	<u>市指定有形文化財</u>	新島襄旧邸	上京区寺町通丸太町上る松蔭町	昭 60.6.1
	<u>市指定有形文化財</u>	新島襄旧邸 附 家具57点	上京区寺町通丸太町上る松蔭町	昭 61.6.2
33	<u>市指定有形文化財</u>	新島襄旧邸 附 付属屋1棟・門1棟	上京区寺町通丸太町上る松蔭町	平 5.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	旧神先家住宅 附 門1棟・土塀・祈祷札1枚	中京区壬生賀陽御所町	昭 60.6.1
34	<u>市指定有形文化財</u>	六孫王神社 本殿	南区壬生通八条上る八条町	昭 61.6.2
	<u>市指定有形文化財</u>	六孫王神社 拝殿	南区壬生通八条上る八条町	昭 61.6.2
35	<u>市指定有形文化財</u>	六孫王神社 唐門	南区壬生通八条上る八条町	昭 61.6.2
	<u>市指定有形文化財</u>	六孫王神社 回廊(2棟)	南区壬生通八条上る八条町	昭 61.6.2
34	<u>市指定有形文化財</u>	六孫王神社 附 摂社3棟・棟札1枚・普請 関係史料10点	南区壬生通八条上る八条町	昭 61.6.2
	<u>市指定有形文化財</u>	養源院 本堂 附 玄閨1棟・鬼瓦1個	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
35	<u>市指定有形文化財</u>	養源院 護摩堂	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2

旧 (P別表-35)

	種別	名称	所在地	告示年月日
27	<u>市指定文化財</u>	法觀寺 太子堂 附 棟札1枚・扁額1面	東山区八坂通下河原東入八坂上町	昭 60.6.1
	<u>市指定文化財</u>	法觀寺 薬師堂	東山区八坂通下河原東入八坂上町	昭 60.6.1
28	<u>市指定文化財</u>	靈鑑寺 書院	左京区鹿ヶ谷御所ノ段町	昭 60.6.1
	<u>市指定文化財</u>	靈鑑寺 玄閨	左京区鹿ヶ谷御所ノ段町	昭 60.6.1
29	<u>市指定文化財</u>	靈鑑寺 本堂	左京区鹿ヶ谷御所ノ段町	昭 60.6.1
	<u>市指定文化財</u>	靈鑑寺 表門	左京区鹿ヶ谷御所ノ段町	昭 60.6.1
30	<u>市指定文化財</u>	靈鑑寺 附 鎮守社1棟	左京区鹿ヶ谷御所ノ段町	昭 60.6.1
	<u>市指定文化財</u>	勸修寺 宮殿	山科区觀修寺仁王堂町	昭 60.6.1
31	<u>市指定文化財</u>	勸修寺 本堂	山科区觀修寺仁王堂町	昭 60.6.1
	<u>市指定文化財</u>	毘沙門堂 本堂	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
32	<u>市指定文化財</u>	毘沙門堂 唐門 附 東西透塀2棟	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
	<u>市指定文化財</u>	毘沙門堂 仁王門	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
33	<u>市指定文化財</u>	毘沙門堂 鐘樓	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
	<u>市指定文化財</u>	毘沙門堂 宮殿	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
34	<u>市指定文化財</u>	毘沙門堂 使者の間 附 渡廊下1棟	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
	<u>市指定文化財</u>	毘沙門堂 玄閨	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
35	<u>市指定文化財</u>	毘沙門堂 勅使門	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
	<u>市指定文化財</u>	毘沙門堂 薬医門	山科区安朱稻荷山町	昭 60.6.1
31	<u>市指定文化財</u>	日本聖公会聖アグネス教会 聖堂	上京区烏丸通権木町上る堀松町	昭 60.6.1
32	<u>市指定文化財</u>	新島襄旧邸	上京区寺町通丸太町上る松蔭町	昭 60.6.1
	<u>市指定文化財</u>	新島襄旧邸 附 家具57点	上京区寺町通丸太町上る松蔭町	昭 61.6.2
33	<u>市指定文化財</u>	新島襄旧邸 附 付属屋1棟・門1棟	上京区寺町通丸太町上る松蔭町	平 5.4.1
	<u>市指定文化財</u>	旧神先家住宅 附 門1棟・土塀・祈祷札1枚	中京区壬生賀陽御所町	昭 60.6.1
34	<u>市指定文化財</u>	六孫王神社 本殿	南区壬生通八条上る八条町	昭 61.6.2
	<u>市指定文化財</u>	六孫王神社 拝殿	南区壬生通八条上る八条町	昭 61.6.2
35	<u>市指定文化財</u>	六孫王神社 唐門	南区壬生通八条上る八条町	昭 61.6.2
	<u>市指定文化財</u>	六孫王神社 回廊(2棟)	南区壬生通八条上る八条町	昭 61.6.2
34	<u>市指定文化財</u>	六孫王神社 附 摂社3棟・棟札1枚・普請 関係史料10点	南区壬生通八条上る八条町	昭 61.6.2
	<u>市指定文化財</u>	養源院 本堂 附 玄閨1棟・鬼瓦1個	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
35	<u>市指定文化財</u>	養源院 護摩堂	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2

新 (P別表-36)

	種別	名称	所在地	告示年月日
35	市指定有形文化財	養源院 鐘楼	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定有形文化財	養源院 中門	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定有形文化財	養源院 表門	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定有形文化財	養源院 通用門	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定有形文化財	養源院 奏者所	東山区三十三間堂廻り	平 3.4.1
	市指定有形文化財	養源院 内仏の間	東山区三十三間堂廻り	平 3.4.1
36	市指定有形文化財	西明寺 本堂 附 棟札 1枚	右京区梅ヶ畠槇尾町	昭 61.6.2
	市指定有形文化財	西明寺 表門	右京区梅ヶ畠槇尾町	昭 61.6.2
37	市指定有形文化財	京都ハリストス正教会 生神女福音聖堂	中京区柳馬場通二条上る六町目	昭 61.6.2
38	市指定有形文化財	長楽館 附 家具 30点	東山区四条通大和大路東入祇園町南側	昭 61.6.2
39	市指定有形文化財	岩佐家住宅 主屋	北区上賀茂南大路町	昭 61.6.2
	市指定有形文化財	岩佐家住宅 土蔵	北区上賀茂南大路町	昭 61.6.2
	市指定有形文化財	岩佐家住宅 附 表門 1棟・土塀 2棟・塀 1棟	北区上賀茂南大路町	昭 61.6.2
40	市指定有形文化財	梅辻家住宅 附 長屋門1棟	北区上賀茂北大路町	昭 61.6.2
41	市指定有形文化財	八幡宮本殿 附 棟札 10枚	山科区勧修寺御所ノ内町	昭 62.5.1
42	市指定有形文化財	天授庵 客殿 附 玄関 1棟・棟札 1枚	左京区南禅寺福地町	昭 62.5.1
	市指定有形文化財	天授庵 表門	左京区南禅寺福地町	昭 62.5.1
43	市指定有形文化財	日下部(式部)家住宅 附 普請願絵図1枚	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
44	市指定有形文化財	勝林院 本堂 附 棟札 2枚・普請関係木札 1枚	左京区大原勝林院町	昭 63.5.2
	市指定有形文化財	勝林院 鐘楼	左京区大原勝林院町	昭 63.5.2
46	市指定有形文化財	立本寺 本堂	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定有形文化財	立本寺 刹堂(鬼子母神堂)	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定有形文化財	立本寺 客殿 附 玄関 1棟・小玄関 1棟	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定有形文化財	立本寺 鐘楼	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定有形文化財	立本寺 表門	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
48	市指定有形文化財	臨川寺 開山堂	右京区嵯峨天龍寺造路町	平 2.4.2
	市指定有形文化財	臨川寺 客殿	右京区嵯峨天龍寺造路町	平 2.4.2
	市指定有形文化財	臨川寺 中門	右京区嵯峨天龍寺造路町	平 2.4.2

旧 (P別表-36)

	種別	名称	所在地	告示年月日
35	市指定文化財	養源院 鐘楼	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定文化財	養源院 中門	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定文化財	養源院 表門	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定文化財	養源院 通用門	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定文化財	養源院 奏者所	東山区三十三間堂廻り	平 3.4.1
	市指定文化財	養源院 内仏の間	東山区三十三間堂廻り	平 3.4.1
36	市指定文化財	西明寺 本堂 附 棟札 1枚	右京区梅ヶ畠槇尾町	昭 61.6.2
	市指定文化財	西明寺 表門	右京区梅ヶ畠槇尾町	昭 61.6.2
37	市指定文化財	京都ハリストス正教会 生神女福音聖堂	中京区柳馬場通二条上る六町目	昭 61.6.2
38	市指定文化財	長楽館 附 家具 30点	東山区四条通大和大路東入祇園町南側	昭 61.6.2
39	市指定文化財	岩佐家住宅 主屋	北区上賀茂南大路町	昭 61.6.2
	市指定文化財	岩佐家住宅 土蔵	北区上賀茂南大路町	昭 61.6.2
	市指定文化財	岩佐家住宅 附 表門 1棟・土塀 2棟・塀 1棟	北区上賀茂南大路町	昭 61.6.2
40	市指定文化財	梅辻家住宅 附 長屋門1棟	北区上賀茂北大路町	昭 61.6.2
41	市指定文化財	八幡宮本殿 附 棟札 10枚	山科区勧修寺御所ノ内町	昭 62.5.1
42	市指定文化財	天授庵 客殿 附 玄関 1棟・棟札 1枚	左京区南禅寺福地町	昭 62.5.1
	市指定文化財	天授庵 表門	左京区南禅寺福地町	昭 62.5.1
43	市指定文化財	日下部(式部)家住宅 附 普請願絵図1枚	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
44	市指定文化財	勝林院 本堂 附 棟札 2枚・普請関係木札 1枚	左京区大原勝林院町	昭 63.5.2
	市指定文化財	勝林院 鐘楼	左京区大原勝林院町	昭 63.5.2
46	市指定文化財	立本寺 本堂	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定文化財	立本寺 刹堂(鬼子母神堂)	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定文化財	立本寺 客殿 附 玄関 1棟・小玄関 1棟	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定文化財	立本寺 鐘楼	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定文化財	立本寺 表門	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
48	市指定文化財	臨川寺 開山堂	右京区嵯峨天龍寺造路町	平 2.4.2
	市指定文化財	臨川寺 客殿	右京区嵯峨天龍寺造路町	平 2.4.2
	市指定文化財	臨川寺 中門	右京区嵯峨天龍寺造路町	平 2.4.2

新 (P別表-37)

	種別	名称	所在地	告示年月日
49	<u>市指定有形文化財</u>	西養寺 本堂 附 棟札1枚	伏見区肥後町	平 3.4.1
50	<u>市指定有形文化財</u>	長福寺 仏殿	右京区梅津中村町	平 4.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	長福寺 方丈	右京区梅津中村町	平 4.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	長福寺 鐘楼	右京区梅津中村町	平 4.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	長福寺 表門	右京区梅津中村町	平 4.4.1
51	<u>市指定有形文化財</u>	玉村家住宅 主屋	西京区桜原下ノ町	平 4.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	玉村家住宅 土蔵 附 棟札1枚	西京区桜原下ノ町	平 4.4.1
52	<u>市指定有形文化財</u>	宝鏡寺 書院	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	宝鏡寺 本堂	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	宝鏡寺 使者の間	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	宝鏡寺 玄関	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	宝鏡寺 阿弥陀堂	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	宝鏡寺 表門	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	宝鏡寺 附 東西袖塀2棟	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
53	<u>市指定有形文化財</u>	二尊院 本堂 附廊1棟	右京区嵯峨二尊院門前長神町	平 6.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	二尊院 湛空廟 附 石柵	右京区嵯峨二尊院門前長神町	平 6.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	二尊院 惣門 附 棟札1枚	右京区嵯峨二尊院門前長神町	平 6.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	二尊院 八社宮	右京区嵯峨二尊院門前長神町	平 6.4.1
54	<u>市指定有形文化財</u>	満願寺 本堂	左京区岡崎法勝寺町	平 7.3.30
	<u>市指定有形文化財</u>	満願寺 鐘楼	左京区岡崎法勝寺町	平 7.3.30
	<u>市指定有形文化財</u>	満願寺 手水舎	左京区岡崎法勝寺町	平 7.3.30
	<u>市指定有形文化財</u>	満願寺 表門	左京区岡崎法勝寺町	平 7.3.30
	<u>市指定有形文化財</u>	満願寺 文子天満宮本殿	左京区岡崎法勝寺町	平 7.3.30
	<u>市指定有形文化財</u>	満願寺 文子天満宮拝殿	左京区岡崎法勝寺町	平 7.3.30
55	<u>市指定有形文化財</u>	粟田神社 本殿	東山区粟田口鍛冶町	平 8.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	粟田神社 幣殿 附 棟札2枚・棟札写2枚	東山区粟田口鍛冶町	平 8.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	粟田神社 拝殿	東山区粟田口鍛冶町	平 8.4.1
56	<u>市指定有形文化財</u>	尊勝院 本堂	東山区粟田口三条坊町	平 8.4.1
57	<u>市指定有形文化財</u>	旧二条駅舎	下京区観喜寺町	平 8.4.1
58	<u>市指定有形文化財</u>	光雲寺 仏殿	左京区岡崎法勝寺町	平 9.4.1
	<u>市指定有形文化財</u>	光雲寺 鐘楼	左京区岡崎法勝寺町	平 9.4.1

旧 (P別表-37)

	種別	名称	所在地	告示年月日
49	<u>市指定文化財</u>	西養寺 本堂 附 棟札1枚	伏見区肥後町	平 3.4.1
50	<u>市指定文化財</u>	長福寺 仏殿	右京区梅津中村町	平 4.4.1
	<u>市指定文化財</u>	長福寺 方丈	右京区梅津中村町	平 4.4.1
	<u>市指定文化財</u>	長福寺 鐘楼	右京区梅津中村町	平 4.4.1
	<u>市指定文化財</u>	長福寺 表門	右京区梅津中村町	平 4.4.1
51	<u>市指定文化財</u>	玉村家住宅 主屋	西京区桜原下ノ町	平 4.4.1
	<u>市指定文化財</u>	玉村家住宅 土蔵 附 棟札1枚	西京区桜原下ノ町	平 4.4.1
52	<u>市指定文化財</u>	宝鏡寺 書院	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
	<u>市指定文化財</u>	宝鏡寺 本堂	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
	<u>市指定文化財</u>	宝鏡寺 使者の間	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
	<u>市指定文化財</u>	宝鏡寺 玄関	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
	<u>市指定文化財</u>	宝鏡寺 阿弥陀堂	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
	<u>市指定文化財</u>	宝鏡寺 表門	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
	<u>市指定文化財</u>	宝鏡寺 附 東西袖塀2棟	上京区寺ノ内通堀川東入百々町	平 5.4.1
53	<u>市指定文化財</u>	二尊院 本堂 附廊1棟	右京区嵯峨二尊院門前長神町	平 6.4.1
	<u>市指定文化財</u>	二尊院 湛空廟 附 石柵	右京区嵯峨二尊院門前長神町	平 6.4.1
	<u>市指定文化財</u>	二尊院 惣門 附 棟札1枚	右京区嵯峨二尊院門前長神町	平 6.4.1
	<u>市指定文化財</u>	二尊院 八社宮	右京区嵯峨二尊院門前長神町	平 6.4.1
54	<u>市指定文化財</u>	満願寺 本堂	左京区岡崎法勝寺町	平 7.3.30
	<u>市指定文化財</u>	満願寺 鐘楼	左京区岡崎法勝寺町	平 7.3.30
	<u>市指定文化財</u>	満願寺 手水舎	左京区岡崎法勝寺町	平 7.3.30
	<u>市指定文化財</u>	満願寺 表門	左京区岡崎法勝寺町	平 7.3.30
	<u>市指定文化財</u>	満願寺 文子天満宮本殿	左京区岡崎法勝寺町	平 7.3.30
	<u>市指定文化財</u>	満願寺 文子天満宮拝殿	左京区岡崎法勝寺町	平 7.3.30
55	<u>市指定文化財</u>	粟田神社 本殿	東山区粟田口鍛冶町	平 8.4.1
	<u>市指定文化財</u>	粟田神社 幣殿 附 棟札2枚・棟札写2枚	東山区粟田口鍛冶町	平 8.4.1
	<u>市指定文化財</u>	粟田神社 拝殿	東山区粟田口鍛冶町	平 8.4.1
56	<u>市指定文化財</u>	尊勝院 本堂	東山区粟田口三条坊町	平 8.4.1
57	<u>市指定文化財</u>	旧二条駅舎	下京区観喜寺町	平 8.4.1
58	<u>市指定文化財</u>	光雲寺 仏殿	左京区岡崎法勝寺町	平 9.4.1
	<u>市指定文化財</u>	光雲寺 鐘楼	左京区岡崎法勝寺町	平 9.4.1

新 (P別表-38)

種別	名称	所在地	告示年月日
59 市指定有形文化財	日本キリスト教団京都御幸町教会 会堂	中京区御幸町通二条下ル山本町 436	平 9.4.1
60 市指定有形文化財	駒井家住宅 附 付属棟1棟・塀1棟・表門1棟・通用門1棟	左京区北白川伊織町 64	平 10.4.1
市指定有形文化財	川崎家住宅 主屋 附 玄関1棟・便所及び浴室1棟	中京区新町通三条下ル三条町	平 11.4.1
市指定有形文化財	川崎家住宅 洋館	中京区新町通三条下ル三条町	平 11.4.1
市指定有形文化財	川崎家住宅 茶室	中京区新町通三条下ル三条町	平 11.4.1
市指定有形文化財	川崎家住宅 二十八畳蔵	中京区新町通三条下ル三条町	平 11.4.1
市指定有形文化財	川崎家住宅 十二畳蔵	中京区新町通三条下ル三条町	平 11.4.1
62 市指定有形文化財	平岡八幡宮 本殿	右京区梅ヶ畠宮ノ口町	平 12.4.1
市指定有形文化財	観音寺 本堂	上京区御前通今小路上ル観音寺門前町	平 13.4.1
市指定有形文化財	観音寺 礼堂 附 造合1棟	上京区御前通今小路上ル観音寺門前町	平 13.4.1
市指定有形文化財	天寧寺 本堂 附 中門1棟・棟札1枚・祈禱札1枚	北区寺町通鞍馬口下る天寧寺門前町	平 14.4.1
市指定有形文化財	天寧寺 書院	北区寺町通鞍馬口下る天寧寺門前町	平 14.4.1
市指定有形文化財	天寧寺 表門	北区寺町通鞍馬口下る天寧寺門前町	平 14.4.1
市指定有形文化財	大原野神社 本殿(4棟)	西京区大原野南春日町	平 15.4.1
市指定有形文化財	大原野神社 中門	西京区大原野南春日町	平 15.4.1
市指定有形文化財	大原野神社 東西廊(2棟)	西京区大原野南春日町	平 15.4.1
66 市指定有形文化財	廣誠院	中京区河原町二条下る東入る一之船入町	平 16.4.1
市指定有形文化財	長江家住宅 主屋北棟	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1
市指定有形文化財	長江家住宅 主屋南棟	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1
市指定有形文化財	長江家住宅 離れ座敷	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1
市指定有形文化財	長江家住宅 化粧部屋	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1
市指定有形文化財	長江家住宅 旧蔵	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1
市指定有形文化財	長江家住宅 新蔵	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1
市指定有形文化財	長江家住宅 附 洗面所、便所及び廊下1棟・地面間数家建普請諸事控(主屋北棟)1冊・普請造営記(旧蔵)1冊・主屋南棟等建築図面3枚・建築日誌(主屋南棟等)2冊・化粧部屋等建築記録1冊・化粧部屋等建築図面1枚	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1

旧 (P別表-38)

種別	名称	所在地	告示年月日
59 市指定文化財	日本キリスト教団京都御幸町教会 会堂	中京区御幸町通二条下ル山本町 436	平 9.4.1
60 市指定文化財	駒井家住宅 附 付属棟1棟・塀1棟・表門1棟・通用門1棟	左京区北白川伊織町 64	平 10.4.1
市指定文化財	川崎家住宅 主屋 附 玄関1棟・便所及び浴室1棟	中京区新町通三条下ル三条町	平 11.4.1
市指定文化財	川崎家住宅 洋館	中京区新町通三条下ル三条町	平 11.4.1
市指定文化財	川崎家住宅 茶室	中京区新町通三条下ル三条町	平 11.4.1
市指定文化財	川崎家住宅 二十八畳蔵	中京区新町通三条下ル三条町	平 11.4.1
市指定文化財	川崎家住宅 十二畳蔵	中京区新町通三条下ル三条町	平 11.4.1
62 市指定文化財	平岡八幡宮 本殿	右京区梅ヶ畠宮ノ口町	平 12.4.1
市指定文化財	観音寺 本堂	上京区御前通今小路上ル観音寺門前町	平 13.4.1
市指定文化財	観音寺 礼堂 附 造合1棟	上京区御前通今小路上ル観音寺門前町	平 13.4.1
市指定文化財	天寧寺 本堂 附 中門1棟・棟札1枚・祈禱札1枚	北区寺町通鞍馬口下る天寧寺門前町	平 14.4.1
市指定文化財	天寧寺 書院	北区寺町通鞍馬口下る天寧寺門前町	平 14.4.1
市指定文化財	天寧寺 表門	北区寺町通鞍馬口下る天寧寺門前町	平 14.4.1
市指定文化財	大原野神社 本殿(4棟)	西京区大原野南春日町	平 15.4.1
市指定文化財	大原野神社 中門	西京区大原野南春日町	平 15.4.1
市指定文化財	大原野神社 東西廊(2棟)	西京区大原野南春日町	平 15.4.1
66 市指定文化財	廣誠院	中京区河原町二条下る東入る一之船入町	平 16.4.1
市指定文化財	長江家住宅 主屋北棟	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1
市指定文化財	長江家住宅 主屋南棟	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1
市指定文化財	長江家住宅 離れ座敷	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1
市指定文化財	長江家住宅 化粧部屋	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1
市指定文化財	長江家住宅 旧蔵	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1
市指定文化財	長江家住宅 新蔵	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1
市指定文化財	長江家住宅 附 洗面所、便所及び廊下1棟・地面間数家建普請諸事控(主屋北棟)1冊・普請造営記(旧蔵)1冊・主屋南棟等建築図面3枚・建築日誌(主屋南棟等)2冊・化粧部屋等建築記録1冊・化粧部屋等建築図面1枚	中京区新町通綾小路下る船鉢町	平 17.4.1

新 (P別表-39)

順位	種別	名称	所在地	告示年月日
68	市指定有形文化財	長楽寺 本堂 附 旧獅子口 2 個・本堂移築再建資料 11 枚	東山区八坂鳥居前東入円山町 626	平 19.3.30
69	市登録有形文化財	京都電電ビル西館(旧京都中央電話局)	中京区姉小路通東洞院西入車屋町(大阪市天王寺区上本町7丁目 1番 20号)	昭 58.6.1
70	市登録有形文化財	旧毎日新聞社京都支局	中京区三条通御幸町海老屋町,同区三条通御幸町東入弁慶石町	昭 58.6.1
71	市登録有形文化財	秦家住宅主屋	下京区油小路通仏光寺下る太子山町	昭 58.6.1
72	市登録有形文化財	京都市考古資料館(旧西陣織物館) 附棟札1枚	上京区今出川通大宮東入元伊佐町(京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488)	昭 59.6.1
73	市登録有形文化財	大丸ヴィラ 附 南北門及び塀 1棟・中門及び塀 1棟・パーゴラ 1棟・車庫 1棟・井戸 1個・家具 66 点	上京区烏丸通丸太町上る春日町	昭 59.6.1
74	市登録有形文化財	藤井斉成会 有鄰館 第一館 附 設計図書1冊	左京区岡崎円勝寺町	昭 60.6.1
75	市登録有形文化財	中京郵便局旧庁舎外観	中京区三条通東洞院東入菱屋町	昭 61.6.2
76	市登録有形文化財	島原大門 附 袖塀2棟・塀1棟	下京区中之町及び同区上之町	昭 61.6.2
77	市登録有形文化財	日向大神宮 内宮本殿 附 御門 1棟・東西板垣	山科区日ノ岡一切経谷町	昭 62.5.1
	市登録有形文化財	日向大神宮 外宮本殿 附 御門 1棟・東西板垣	山科区日ノ岡一切経谷町	昭 62.5.1
78	市登録有形文化財	地蔵院 方丈	西京区山田北ノ町	昭 62.5.1
79	市登録有形文化財	日下部(大助)家住宅 主屋 附 便所及び風呂 1棟・塀 1棟	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
	市登録有形文化財	日下部(大助)家住宅 新座敷	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
	市登録有形文化財	日下部(大助)家住宅 二十四畳蔵	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
	市登録有形文化財	日下部(大助)家住宅 米蔵	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
	市登録有形文化財	日下部(大助)家住宅 中蔵	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
	市登録有形文化財	日下部(大助)家住宅 旧六畳蔵	北区小野上ノ町	昭 62.5.1

旧 (P別表-37)

順位	種別	名称	所在地	告示年月日
68	市指定文化財	長楽寺 本堂 附 旧獅子口 2 個・本堂移築再建資料 11 枚	東山区八坂鳥居前東入円山町 626	平 19.3.30
69	市登録文化財	京都電電ビル西館(旧京都中央電話局)	中京区姉小路通東洞院西入車屋町(大阪市天王寺区上本町7丁目 1番 20号)	昭 58.6.1
70	市登録文化財	旧毎日新聞社京都支局	中京区三条通御幸町海老屋町,同区三条通御幸町東入弁慶石町	昭 58.6.1
71	市登録文化財	秦家住宅主屋	下京区油小路通仏光寺下る太子山町	昭 58.6.1
72	市登録文化財	京都市考古資料館(旧西陣織物館) 附棟札1枚	上京区今出川通大宮東入元伊佐町(京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488)	昭 59.6.1
73	市登録文化財	大丸ヴィラ 附 南北門及び塀 1棟・中門及び塀 1棟・パーゴラ 1棟・車庫 1棟・井戸 1個・家具 66 点	上京区烏丸通丸太町上る春日町	昭 59.6.1
74	市登録文化財	藤井斉成会 有鄰館 第一館 附 設計図書1冊	左京区岡崎円勝寺町	昭 60.6.1
75	市登録文化財	中京郵便局旧庁舎外観	中京区三条通東洞院東入菱屋町	昭 61.6.2
76	市登録文化財	島原大門 附 袖塀2棟・塀1棟	下京区中之町及び同区上之町	昭 61.6.2
77	市登録文化財	日向大神宮 内宮本殿 附 御門 1棟・東西板垣	山科区日ノ岡一切経谷町	昭 62.5.1
	市登録文化財	日向大神宮 外宮本殿 附 御門 1棟・東西板垣	山科区日ノ岡一切経谷町	昭 62.5.1
78	市登録文化財	地蔵院 方丈	西京区山田北ノ町	昭 62.5.1
79	市登録文化財	日下部(大助)家住宅 主屋 附 便所及び風呂 1棟・塀 1棟	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
	市登録文化財	日下部(大助)家住宅 新座敷	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
	市登録文化財	日下部(大助)家住宅 二十四畳蔵	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
	市登録文化財	日下部(大助)家住宅 米蔵	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
	市登録文化財	日下部(大助)家住宅 中蔵	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
	市登録文化財	日下部(大助)家住宅 旧六畳蔵	北区小野上ノ町	昭 62.5.1

新 (P別表-40)

順位	種別	名称	所在地	告示年月日
79	市登録有形文化財	日下部(大助)家住宅 附 表門1棟・中門1棟・土塀1棟	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
	市登録有形文化財	井関家住宅 主屋	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
80	市登録有形文化財	井関家住宅 土蔵 附 棟札1枚	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録有形文化財	井関家住宅 附 表門1棟・南北土塀2棟	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
81	市登録有形文化財	棕本家住宅 主屋 附 家相図1枚	北区大森東町	平元 4.1
	市登録有形文化財	棕本家住宅 米蔵 附 木樋1個	北区大森東町	平元 4.1
	市登録有形文化財	河原家住宅 主屋 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畠北ノ町	平元.4.1
82	市登録有形文化財	河原家住宅 長屋門 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畠北ノ町	平元.4.1
	市登録有形文化財	河原家住宅 米蔵	右京区嵯峨越畠北ノ町	平元.4.1
	市登録有形文化財	河原家住宅 衣裳蔵	右京区嵯峨越畠北ノ町	平元.4.1
83	市登録有形文化財	斎明神社 本殿 附 玉垣・棟札1枚	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
	市登録有形文化財	斎明神社 拝殿	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
84	市登録有形文化財	石座神社 八所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
	市登録有形文化財	石座神社 十二所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
85	市登録有形文化財	伴家住宅	中京区六角通烏丸西入骨屋町	平 3.4.1
	市登録有形文化財	八木(南)家住宅 主屋	中京区壬生辻町	平 4.4.1
86	市登録有形文化財	八木(南)家住宅 長屋門	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録有形文化財	八木(南)家住宅 土蔵	中京区壬生辻町	平 4.4.1
87	市登録有形文化財	下里家住宅 附 棟札1枚	東山区八坂新地末吉町	平 5.4.1
88	市登録有形文化財	旧柳原銀行	下京区下之町	平 6.4.1
89	市登録有形文化財	飛鳥田神社 本殿	伏見区横大路柿ノ本町	平 7.3.30
90	市登録有形文化財	天穗日命神社 本殿	伏見区石田森西町	平 15.4.1
91	市登録有形文化財	九頭神社 本殿 附 建地割図1枚・棟札2枚・祈禱札1枚	右京区京北細野町北谷17番地	平 18.3.31
92	市登録有形文化財	久我神社 本殿 附 普請願控1通・建地割図1枚・棟札1枚	伏見区久我森ノ宮町8-1	平 20.4.1
93	市指定有形文化財	春日神社宝蔵	右京区京北宮町	平 22.4.1
94	市指定有形文化財	妙光寺方丈	右京区宇多野上ノ谷町	平 23.4.1
95	市登録有形文化財	五社神社	西京区下津林楠町103番地	平 24.4.1
96	市指定有形文化財	正法寺遍照塔(旧忠魂堂)	西京区大原野南春日町	平 26.3.31

旧 (P別表-40)

順位	種別	名称	所在地	告示年月日
79	市登録文化財	日下部(大助)家住宅 附 表門1棟・中門1棟・土塀1棟	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
	市登録文化財	井関家住宅 主屋	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
80	市登録文化財	井関家住宅 土蔵 附 棟札1枚	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録文化財	井関家住宅 附 表門1棟・南北土塀2棟	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
81	市登録文化財	棕本家住宅 主屋 附 家相図1枚	北区大森東町	平元 4.1
	市登録文化財	棕本家住宅 米蔵 附 木樋1個	北区大森東町	平元 4.1
	市登録文化財	河原家住宅 主屋 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畠北ノ町	平元.4.1
82	市登録文化財	河原家住宅 長屋門 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畠北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 米蔵	右京区嵯峨越畠北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 衣裳蔵	右京区嵯峨越畠北ノ町	平元.4.1
83	市登録文化財	斎明神社 本殿 附 玉垣・棟札1枚	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
	市登録文化財	斎明神社 拝殿	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
84	市登録文化財	石座神社 八所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
	市登録文化財	石座神社 十二所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
85	市登録文化財	伴家住宅	中京区六角通烏丸西入骨屋町	平 3.4.1
	市登録文化財	八木(南)家住宅 主屋	中京区壬生辻町	平 4.4.1
86	市登録文化財	八木(南)家住宅 長屋門	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録文化財	八木(南)家住宅 土蔵	中京区壬生辻町	平 4.4.1
87	市登録文化財	下里家住宅 附 棟札1枚	東山区八坂新地末吉町	平 5.4.1
88	市登録文化財	旧柳原銀行	下京区下之町	平 6.4.1
89	市登録文化財	飛鳥田神社 本殿	伏見区横大路柿ノ本町	平 7.3.30
90	市登録文化財	天穗日命神社 本殿	伏見区石田森西町	平 15.4.1
91	市登録文化財	九頭神社 本殿 附 建地割図1枚・棟札2枚・祈禱札1枚	右京区京北細野町北谷17番地	平 18.3.31
92	市登録文化財	久我神社 本殿 附 普請願控1通・建地割図1枚・棟札1枚	伏見区久我森ノ宮町8-1	平 20.4.1
93	市指定文化財	春日神社宝蔵	右京区京北宮町	平 22.4.1
94	市指定文化財	妙光寺方丈	右京区宇多野上ノ谷町	平 23.4.1
95	市登録文化財	五社神社	西京区下津林楠町103番地	平 24.4.1
96	市指定文化財	正法寺遍照塔(旧忠魂堂)	西京区大原野南春日町	平 26.3.31

新 (P別表-41)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (市・環境保全地区)

種別	名称	所在地	告示年月日
市環境保全地区	志古淵神社文化財環境保全地区	左京区久多中の町	昭 59.6.1
市環境保全地区	藤森神社文化財環境保全地区	伏見区深草鳥居崎町, 深地草直達橋片町	昭 59.6.1
市環境保全地区	淨住寺文化財環境保全地区	西京区山田開キ町, 山田桜谷町	昭 59.6.1
市環境保全地区	大將軍文化財環境保全地区	北区西賀茂角社町	昭 60.6.1
市環境保全地区	倉掛神社文化財環境保全地区	南区久世東土川町	昭 60.6.1
市環境保全地区	日向大神宮文化財環境保全地区	山科区日/岡一切橋谷町, 日/岡夷谷町	昭 62.5.1
市環境保全地区	地藏院文化財環境保全地区	西京区山田北ノ町	昭 62.5.1
市環境保全地区	石座神社文化財環境保全地区	左京区岩倉上蔵町	平 3.4.1
市環境保全地区	天穗日命神社文化財環境保全地区	伏見区石田森西町	平 15.4.1
市環境保全地区	五社神社文化財環境保全地区	京都市西京区下津林楠町	平 25.4.1

旧 (P別表-41)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (市・環境保全地区)

種別	名称	所在地	告示年月日
市環境保全地区	志古淵神社文化財環境保全地区	左京区久多中の町	昭 59.6.1
市環境保全地区	藤森神社文化財環境保全地区	伏見区深草鳥居崎町, 深地草直達橋片町	昭 59.6.1
市環境保全地区	淨住寺文化財環境保全地区	西京区山田開キ町, 山田桜谷町	昭 59.6.1
市環境保全地区	大將軍文化財環境保全地区	北区西賀茂角社町	昭 60.6.1
市環境保全地区	倉掛神社文化財環境保全地区	南区久世東土川町	昭 60.6.1
市環境保全地区	日向大神宮文化財環境保全地区	山科区日/岡一切橋谷町, 日/岡夷谷町	昭 62.5.1
市環境保全地区	地藏院文化財環境保全地区	西京区山田北ノ町	昭 62.5.1
市環境保全地区	石座神社文化財環境保全地区	左京区岩倉上蔵町	平 3.4.1
市環境保全地区	天穗日命神社文化財環境保全地区	伏見区石田森西町	平 15.4.1
市環境保全地区	五社神社文化財環境保全地区	京都市西京区下津林楠町	平 25.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (市指定・登録記念物)

種別	名称	所在地	告示年月日
1 市登録史跡	福西古墳7号及び10号墳附縄文時代包含層	西京区大枝北福西町4丁目2 福西遺跡公園内	昭 58.6.1
2 市登録史跡	京都大学構内火葬塚	左京区北白川追分町京都大學北部構内	昭 58.6.1
3 市登録史跡	伏見城石垣	伏見区桃山町伊庭14	昭 59.6.1
4 市指定史跡	小野毛人墓	左京区高野西明寺山	昭 59.6.1
5 市指定史跡	木嶋坐天照御靈神社(蚕の社)境内	右京区太秦森ヶ東町50	昭 60.6.1
6 市登録史跡	御堂ヶ池1号墳	右京区鳴滝音戸山町12-1	昭 60.6.1
7 市登録史跡	大宅一里塚	山科区大宅甲ノ辻町7-2	昭 60.6.1
8 市指定史跡	久我神社境内	北区紫竹下竹殿町1-1,47	昭 62.5.1
9 市登録史跡	今出川通寺町東入表町(大原口)道標	上京区寺町今出川東入表町	昭 62.5.1
10 市登録史跡	北白川西町道標	左京区北白川西町	昭 62.5.1
11 市登録史跡	吉田本町道標	左京区吉田本町	昭 62.5.1
12 市登録史跡	三条通白川橋東入五軒町(三条白川橋)道標	東山区三条通白川橋東入五 軒町	昭 62.5.1
13 市登録史跡	御陵中内町(五条別れ)道標	山科区御陵中内町	昭 62.5.1
14 市指定史跡	中の谷4号窯	京都市左京区岩倉木野町 207-31	平 4.4.1
15 市指定史跡	遍照寺旧境内建物跡	京都市右京区北嵯峨朝原山 町51	平 4.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (市指定記念物)

種別	名称	所在地	告示年月日
1 市登録史跡	福西古墳7号及び10号墳附縄文時代包含層	西京区大枝北福西町4丁目2 福西遺跡公園内	昭 58.6.1
2 市登録史跡	京都大学構内火葬塚	左京区北白川追分町京都大學北部構内	昭 58.6.1
3 市登録史跡	伏見城石垣	伏見区桃山町伊庭14	昭 59.6.1
4 市指定史跡	小野毛人墓	左京区高野西明寺山	昭 59.6.1
5 市指定史跡	木嶋坐天照御靈神社(蚕の社)境内	右京区太秦森ヶ東町50	昭 60.6.1
6 市登録史跡	御堂ヶ池1号墳	右京区鳴滝音戸山町12-1	昭 60.6.1
7 市登録史跡	大宅一里塚	山科区大宅甲ノ辻町7-2	昭 60.6.1
8 市指定史跡	久我神社境内	北区紫竹下竹殿町1-1,47	昭 62.5.1
9 市登録史跡	今出川通寺町東入表町(大原口)道標	上京区寺町今出川東入表町	昭 62.5.1
10 市登録史跡	北白川西町道標	左京区北白川西町	昭 62.5.1
11 市登録史跡	吉田本町道標	左京区吉田本町	昭 62.5.1
12 市登録史跡	三条通白川橋東入五軒町(三条白川橋)道標	東山区三条通白川橋東入五 軒町	昭 62.5.1
13 市登録史跡	御陵中内町(五条別れ)道標	山科区御陵中内町	昭 62.5.1
14 市指定史跡	中の谷4号窯	京都市左京区岩倉木野町 207-31	平 4.4.1
15 市指定史跡	遍照寺旧境内建物跡	京都市右京区北嵯峨朝原山 町51	平 4.4.1

新 (P 別表-44)

77	市指定名勝	中井家の庭	左京区岡崎法勝寺町	平 26.3.31
78	市指定名勝	怡園	左京区南禪寺下河原町	平 27.3.31
79	市指定天然記念物	白山神社のカシ	右京区京北田貫町	平 4.5.1
80	市指定天然記念物	福德寺のサクラ	右京区京北下中町	平 9.7.8
81	市指定天然記念物	慈眼寺のイチョウ	右京区京北周山町	平 17.2.17
82	市指定天然記念物	八幡宮のスギ	右京区京北上中町	平 17.2.17
83	市指定天然記念物	正法寺のカヤ	右京区京北五本松町	平 17.2.17
84	市指定天然記念物	日吉神社のケヤキ	右京区京北矢代中町	平 17.2.17
85	市指定天然記念物	片波西谷のトチ	右京区京北片波町	平 17.2.17
86	市登録天然記念物	「哲学の道」のゲンジボタル及びその生息地	左京区若王子町ほか	昭 59.6.1
87	市登録天然記念物	花脊のダイスギ	左京区花脊原地町	昭 61.6.2
88	市登録天然記念物	御香宮神社のソテツ	伏見区御香宮門前町	昭 61.6.2
89	市登録天然記念物	天寧寺のカヤ	北区天寧寺門前長	昭 62.5.1
90	市登録天然記念物	久多の大杉	左京区久多中ノ町	昭 62.5.1
91	市登録天然記念物	金剛王院(一言寺)のヤマモモ	伏見区醍醐一言時裏町	昭 62.5.1
92	市登録天然記念物	東福寺のイブキ	東山区本町	昭 63.5.2
93	市登録天然記念物	宝泉院のゴヨウマツ	左京区大原勝林院町	平 3.4.1
94	市登録天然記念物	月輪寺のホンシャクナゲ	右京区嵯峨清滝月ノ輪町	平 4.4.1
95	市登録天然記念物	青蓮院のクスノキ	東山区粟田口三条坊町	平 10.4.1

旧 (P 別表-44)

77	市指定天然記念物	白山神社のカシ	右京区京北田貫町	平 4.5.1
78	市指定天然記念物	福德寺のサクラ	右京区京北下中町	平 9.7.8
79	市指定天然記念物	慈眼寺のイチョウ	右京区京北周山町	平 17.2.17
80	市指定天然記念物	八幡宮のスギ	右京区京北上中町	平 17.2.17
81	市指定天然記念物	正法寺のカヤ	右京区京北五本松町	平 17.2.17
82	市指定天然記念物	日吉神社のケヤキ	右京区京北矢代中町	平 17.2.17
83	市指定天然記念物	片波西谷のトチ	右京区京北片波町	平 17.2.17
84	市登録天然記念物	「哲学の道」のゲンジボタル及びその生息地	左京区若王子町ほか	昭 59.6.1
85	市登録天然記念物	花脊のダイスギ	左京区花脊原地町	昭 61.6.2
86	市登録天然記念物	御香宮神社のソテツ	伏見区御香宮門前町	昭 61.6.2
87	市登録天然記念物	天寧寺のカヤ	北区天寧寺門前長	昭 62.5.1
88	市登録天然記念物	久多の大杉	左京区久多中ノ町	昭 62.5.1
89	市登録天然記念物	金剛王院(一言寺)のヤマモモ	伏見区醍醐一言時裏町	昭 62.5.1
90	市登録天然記念物	東福寺のイブキ	東山区本町	昭 63.5.2
91	市登録天然記念物	宝泉院のゴヨウマツ	左京区大原勝林院町	平 3.4.1
92	市登録天然記念物	月輪寺のホンシャクナゲ	右京区嵯峨清滝月ノ輪町	平 4.4.1
93	市登録天然記念物	青蓮院のクスノキ	東山区粟田口三条坊町	平 10.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (市指定・登録 有形民俗)

種別	名称	所在地	告示年月日
市指定有形民俗	伏見の酒造用具	伏見区南浜町	昭 60.6.1
市登録有形民俗	八瀬かまぶろ	左京区八瀬	平 12.4.1
市指定有形民俗	三宅八幡神社奉納育児・成人儀礼関連絵馬	左京区上高野三宅町	平 13.4.1
市指定有形民俗	西国巡礼三十三度行者廻国修行用具(才セタ)	東山区蛭子町北組	平 14.4.1
市指定有形民俗	稻荷祭山車「天狗榊」懸装品	伏見区深草藪ノ内町	平 15.4.1
市指定有形民俗	大船鉾装飾品	下京区四条町	平 19.4.1
市指定有形民俗	蠍螂山御所車及び装飾品	中京区蠍螂山町	平 20.4.1
市指定有形民俗	綾傘鉾装飾品	下京区善長寺町	平 20.4.1
市指定有形民俗	鷹山装飾品	中京区衣棚町	平 20.4.1
市登録有形民俗	久多の山村生活用具	左京区久多下の町	昭 61.6.2
市登録有形民俗	崇仁船鉾・十二装飾品	下京区小稻荷町	平 18.3.31

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (市指定・登録 有形民族)

種別	名称	所在地	告示年月日
市指定有形民俗	伏見の酒造用具	伏見区南浜町	昭 60.6.1
市登録有形民俗	八瀬かまぶろ	左京区八瀬	平 12.4.1
市指定有形民俗	三宅八幡神社奉納育児・成人儀礼関連絵馬	左京区上高野三宅町	平 13.4.1
市指定有形民俗	西国巡礼三十三度行者廻国修行用具(才セタ)	東山区蛭子町北組	平 14.4.1
市指定有形民俗	稻荷祭山車「天狗榊」懸装品	伏見区深草藪ノ内町	平 15.4.1
市指定有形民俗	大船鉾装飾品	下京区四条町	平 19.4.1
市指定有形民俗	蠍螂山御所車及び装飾品	中京区蠍螂山町	平 20.4.1
市指定有形民俗	綾傘鉾装飾品	下京区善長寺町	平 20.4.1
市指定有形民俗	鷹山装飾品	中京区衣棚町	平 20.4.1
市登録有形民俗	久多の山村生活用具	左京区久多下の町	昭 61.6.2
市登録有形民俗	崇仁船鉾・十二装飾品	下京区小稻荷町	平 18.3.31

新 (P別表-45)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (市指定・登録 無形民俗)

種別	名称	所在地	告示年月日
1 市登録無形民俗	嵯峨お松明	京都市右京区嵯峨	昭 58.6.1
2 市登録無形民俗	賀茂競馬	京都市北区上賀茂上賀茂神社内	昭 58.6.1
3 市登録無形民俗	藤森神社駆馬	京都市伏見区深草藤森神社内	昭 58.6.1
4 市登録無形民俗	鞍馬竹伐り会	京都市左京区鞍馬鞍馬寺内	昭 58.6.1
5 市登録無形民俗	大文字送り火	京都市左京区浄土寺	昭 58.6.1
6 市登録無形民俗	松ヶ崎妙法送り火	京都市左京区松ヶ崎	昭 58.6.1
7 市登録無形民俗	船形万燈籠送り火	京都市北区西賀茂	昭 58.6.1
8 市登録無形民俗	左大文字送り火	京都市北区衣笠	昭 58.6.1
9 市登録無形民俗	鳥居形松明送り火	京都市右京区嵯峨	昭 58.6.1
10 市登録無形民俗	花脊松上げ	京都市左京区花脊	昭 58.6.1
11 市登録無形民俗	雲ヶ畠松上げ	京都市北区雲ヶ畠	昭 58.6.1
12 市登録無形民俗	広河原松上げ	京都市左京区広河原	昭 58.6.1
13 市登録無形民俗	鳥相撲	京都市北区上賀茂	昭 58.6.1
14 市登録無形民俗	西ノ京端饋神輿	京都市上京区行衛町	昭 58.6.1
15 市登録無形民俗	北白川高盛御供	京都市左京区北白川	昭 58.6.1
16 市登録無形民俗	太秦牛祭	京都市右京区太秦広隆寺内	昭 58.6.1
17 市登録無形民俗	時代祭風俗行列	京都市左京区岡崎平安神宮内	昭 58.6.1
18 市登録無形民俗	鞍馬火祭	京都市左京区鞍馬	昭 58.6.1
19 市登録無形民俗	千本えんま堂大念仏狂言	京都市上京区千本通鞍馬口下る引接寺内	昭 58.6.1
20 市登録無形民俗	神泉苑狂言	京都市中京区御池通大宮西入神泉苑内	昭 58.6.1
21 市登録無形民俗	松ヶ崎題目踊・さし踊	京都市左京区松ヶ崎	昭 58.6.1
22 市登録無形民俗	鉄仙流白川踊	京都市左京区北白川	昭 58.6.1
23 市登録無形民俗	修学院大日踊・紅葉音頭	京都市左京区修学院	昭 58.6.1
24 市登録無形民俗	大原八朔踊	京都市左京区大原	昭 58.6.1
25 市登録無形民俗	上賀茂紅葉音頭	京都市北区上賀茂	昭 58.6.1
26 市登録無形民俗	八瀬赦免地踊	京都市左京区八瀬	昭 58.6.1
27 市登録無形民俗	木遣音頭	京都市右京区太秦他	昭 58.6.1
28 市登録無形民俗	おかげらいり	京都市東山区祇園町	昭 59.6.1
29 市登録無形民俗	日野裸踊	京都市伏見区日野	昭 59.6.1

旧 (P別表-45)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (市指定・登録 無形民族)

種別	名称	所在地	告示年月日
1 市登録無形民俗	嵯峨お松明	京都市右京区嵯峨	昭 58.6.1
2 市登録無形民俗	賀茂競馬	京都市北区上賀茂上賀茂神社内	昭 58.6.1
3 市登録無形民俗	藤森神社駆馬	京都市伏見区深草藤森神社内	昭 58.6.1
4 市登録無形民俗	鞍馬竹伐り会	京都市左京区鞍馬鞍馬寺内	昭 58.6.1
5 市登録無形民俗	大文字送り火	京都市左京区浄土寺	昭 58.6.1
6 市登録無形民俗	松ヶ崎妙法送り火	京都市左京区松ヶ崎	昭 58.6.1
7 市登録無形民俗	船形万燈籠送り火	京都市北区西賀茂	昭 58.6.1
8 市登録無形民俗	左大文字送り火	京都市北区衣笠	昭 58.6.1
9 市登録無形民俗	鳥居形松明送り火	京都市右京区嵯峨	昭 58.6.1
10 市登録無形民俗	花脊松上げ	京都市左京区花脊	昭 58.6.1
11 市登録無形民俗	雲ヶ畠松上げ	京都市北区雲ヶ畠	昭 58.6.1
12 市登録無形民俗	広河原松上げ	京都市左京区広河原	昭 58.6.1
13 市登録無形民俗	鳥相撲	京都市北区上賀茂	昭 58.6.1
14 市登録無形民俗	西ノ京端饋神輿	京都市上京区行衛町	昭 58.6.1
15 市登録無形民俗	北白川高盛御供	京都市左京区北白川	昭 58.6.1
16 市登録無形民俗	太秦牛祭	京都市右京区太秦広隆寺内	昭 58.6.1
17 市登録無形民俗	時代祭風俗行列	京都市左京区岡崎平安神宮内	昭 58.6.1
18 市登録無形民俗	鞍馬火祭	京都市左京区鞍馬	昭 58.6.1
19 市登録無形民俗	千本えんま堂大念仏狂言	京都市上京区千本通鞍馬口下る引接寺内	昭 58.6.1
20 市登録無形民俗	神泉苑狂言	京都市中京区御池通大宮西入神泉苑内	昭 58.6.1
21 市登録無形民俗	松ヶ崎題目踊・さし踊	京都市左京区松ヶ崎	昭 58.6.1
22 市登録無形民俗	鉄仙流白川踊	京都市左京区北白川	昭 58.6.1
23 市登録無形民俗	修学院大日踊・紅葉音頭	京都市左京区修学院	昭 58.6.1
24 市登録無形民俗	大原八朔踊	京都市左京区大原	昭 58.6.1
25 市登録無形民俗	上賀茂紅葉音頭	京都市北区上賀茂	昭 58.6.1
26 市登録無形民俗	八瀬赦免地踊	京都市左京区八瀬	昭 58.6.1
27 市登録無形民俗	木遣音頭	京都市右京区太秦他	昭 58.6.1
28 市登録無形民俗	おかげらいり	京都市東山区祇園町	昭 59.6.1
29 市登録無形民俗	日野裸踊	京都市伏見区日野	昭 59.6.1

新 (P別表-59)

	種別	名称	所在地	告示年月日
136	登録有形文化財(建造物)	旧武田家住宅主屋	下京区高辻通油小路東入永養寺町 242-1	平 26.4.25
137	登録有形文化財(建造物)	落柿舎	右京区嵯峨小倉山緋明神町 20	平 26.4.25
138	登録有形文化財(建造物)	青木家住宅主屋	中京区富小路通三条上る福長町 110	平 26.10.7
	登録有形文化財(建造物)	青木家住宅土蔵	中京区富小路通三条上る福長町 110	平 26.10.7
139	登録有形文化財(建造物)	日新電機嵯峨野寮本館	右京区嵯峨野宮ノ元町 62 他	平 26.10.7
	登録有形文化財(建造物)	日新電機嵯峨野寮土蔵	右京区嵯峨野宮ノ元町 62 他	平 26.10.7
140	登録有形文化財(建造物)	新居家住宅主屋	伏見区淀新町 99-1 他	平 26.10.7
141	登録有形文化財(建造物)	栗原家住宅主屋	山科区御陵大岩 17-2	平 26.12.19
	登録有形文化財(建造物)	栗原家住宅門及び塀	山科区御陵大岩 17-2	平 26.12.19
142	登録有形文化財(建造物)	藤田家住宅主屋	上京区堀川今出川上る西入山名町 811 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	藤田家住宅茶室養心	上京区堀川今出川上る西入山名町 811 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	藤田家住宅土蔵	上京区堀川今出川上る西入山名町 811 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	藤田家住宅門及び塀	上京区堀川今出川上る西入山名町 811 他	平 27.3.26
143	登録有形文化財(建造物)	速水家住宅主屋	中京区富小路通三条上る福長町 108 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	速水家住宅道具蔵	中京区富小路通三条上る福長町 108 他	平 27.3.26
	登録有形文化財(建造物)	速水家住宅乾蔵	中京区富小路通三条上る福長町 108 他	平 27.3.26
144	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺御影堂	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺大方丈	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺玄関	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺寺門	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
	登録有形文化財(建造物)	金戒光明寺築地塀	左京区黒谷町 121	平 27.8.4
145	登録有形文化財(建造物)	紫明会館	北区小山南大野町 1-3 他	平 27.11.17
146	登録有形文化財(建造物)	松村家住宅主屋	中京区六角通烏丸西入骨屋町 155	平 27.11.17
	登録有形文化財(建造物)	松村家住宅土蔵	中京区六角通烏丸西入骨屋町 155	平 27.11.17
147	登録有形文化財(建造物)	壽ビルディング	下京区西木屋町通松原上る三丁目市之町 251-7 他	平 27.11.17

旧 (P別表-59)

	種別	名称	所在地	告示年月日
136	登録有形文化財(建造物)	旧武田家住宅主屋	下京区高辻通油小路東入永養寺町 242-1	平 26.4.25
137	登録有形文化財(建造物)	落柿舎	右京区嵯峨小倉山緋明神町 20	平 26.4.25
138	登録有形文化財(建造物)	青木家住宅主屋	中京区富小路通三条上る福長町 110	平 26.10.7
	登録有形文化財(建造物)	青木家住宅土蔵	中京区富小路通三条上る福長町 110	平 26.10.7
139	登録有形文化財(建造物)	日新電機嵯峨野寮本館	右京区嵯峨野宮ノ元町 62 他	平 26.10.7
	登録有形文化財(建造物)	日新電機嵯峨野寮土蔵	右京区嵯峨野宮ノ元町 62 他	平 26.10.7
140	登録有形文化財(建造物)	新居家住宅主屋	伏見区淀新町 99-1 他	平 26.10.7
141	登録有形文化財(建造物)	栗原家住宅主屋	山科区御陵大岩 17-2	平 26.12.19
	登録有形文化財(建造物)	栗原家住宅門及び塀	山科区御陵大岩 17-2	平 26.12.19